厚生労働行政推進調査事業費補助金 (政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 分担研究報告書

労働安全衛生法第28条から28条の2の逐条解説

分担研究者 石﨑 由希子 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院·教授

研究要旨

安衛法第 28 条及び第 28 条の 2 はいずれも、労働安全衛生関係法令をただ遵守していただけでは防ぎきれない労働災害や健康障害をいち早く防止するために設けられた規定である。上記規定に基づく指針、通達は、いずれも、科学技術の進歩や新たな知見の確立、また、背景となる災害の発生により発展してきている。

安衛法第 28 条は危害防止基準をより具体化・詳細化した指針の公表について定める 規定である。また、同条に基づく健康障害防止指針には、特化則や有機則等の特別規則 によってその時点においては規制されていない化学物質についても、適切な作業環境管 理や作業管理に係る措置をとるべきことを行政指導等を通じて事業者に促す機能もあ る。こうした指針に規定されている内容を遵守していなかった場合に、それが直ちに使 用者の安全配慮義務等の違反を導くかについては慎重な検討が必要とはなるが、具体的 状況によっては、義務違反が肯定されることがありえよう。

安衛法第 28 条の 2 は、リスクアセスメントを実施し、これに基づきリスク低減措置等を実施する努力義務を事業者に課す規定である。リスクアセスメント等の実施については、所定の物質との関係では、安衛法第 57 条の 3 に基づき、事業者に義務付けがされているが、安衛法第 28 条の 2 は、安衛法第 57 条の 3 がカバーしない範囲の化学物質や機械・設備等についてリスクアセスメント等の実施を促すものである。安衛法第 28 条の 2 は努力義務ではあるものの、従前の裁判例の傾向も踏まえると、これを怠った結果として労災事故や健康障害が生じた場合には、事業者に民事損害賠償責任が生じうる可能性がある。その意味では、むしろ安衛法第 28 条の 2 は労働災害防止のために事業者が従うべき基本的な行為規範を示すものとも理解しうる。化学物質管理との関係では、自律的管理型規制への移行に向けて行われた 2022 (令和 4) 年 5 月の省令改正により、全ての危険有害な化学物質について、SDS やラベル表示による情報伝達とリスクアセスメント等の実施を事業者の(努力)義務とすることとされたが、このことは、リスクを評価し、これに基づきリスク低減措置をとるという事業者の基本的な行為規範をより明確化しようとするものといえる。

いずれの規定との関係でも実効性の確保は課題となる。事業者が自らの職場における 危険性・有害性について具体的に認識していないケースでは、リスクアセスメントは適切に実施しえないし、そもそも、指針等の存在に気が付かないおそれもある。各事業場における安全意識の醸成のほか、リスクアセスメントの前提となる知識や情報の流通・伝達、行政監督機能の強化もまた必要になるといえる。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた<u>法改正の方向</u>性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外(文系学部出身の事務系社員等)に浸透させ、<u>社会一般</u>への普及を図ること。

③安衛法に関する<u>学問体系</u>、安衛法研究 のための<u>人と情報の交流のプラットフォー</u> ムを形成すること。

そのため、条文の起源(立法趣旨、基礎となった災害例、前身)と運用(関係判例、適用の実際)、主な関係令等(関係政省令、規則、通達等)を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 28 条から 28 条の 2 について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鴎大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

また、条文の適用の実際(監督指導状

況)等について、元・現労働基準監督官へのアンケート調査を行ったほか、研究班内の元・現労働基準監督官からの情報収集を行った。

報告書文案の作成の際に技術的な不明点 については、メーリングリストで班員内の 専門家に照会した。

C. 研究結果

- 1 第 28 条
- 1. 1 条文
- 1. 1 条文

(技術上の指針等の公表等)

第二十八条 厚生労働大臣は、第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の技術上の指針 を定めるに当たつては、<u>中高年齢者に関し</u> て、特に配慮するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次の<u>化学物質で厚生</u> 労働大臣が定めるものを製造し、又は取り 扱う事業者が当該化学物質による労働者の 健康障害を防止するための指針を公表する ものとする
- 一 第五十七条の四第四項の規定による勧告(*製造輸入業者から届け出られた新規化学物質につき、学識経験者の意見を聴いたうえで、届出事業者に対して行う施設の設置、保護具の使用等の勧告)又は<u>第五十七条の五第一項の規定による指示</u>(*発がん性など特に有害な物質につき、厚生労働

大臣が、製造輸入・取扱事業者に行う有害 性調査の指示)に係る化学物質

- 二 前号に掲げる化学物質以外の化学物質 で、<u>がんその他の重度の健康障害を労働者</u> に生ずるおそれのあるもの
- 4 厚生労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に関し必要な指導等を行うことができる。

1.2 趣旨及び内容

1. 2. 1 趣旨

本条は、①厚生労働大臣が、<u>危害防止基準に基づき事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための技術上の指針</u>、特定の化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表すること、②厚生労働大臣が必要があると認めるときに、事業者又は事業者団体に必要な指導を行うことについて、<u>法的根拠を提供</u>する規定である。

危害防止基準 (安衛法第 20 条乃至第 25 条、同法第 25 条の 2 第 1 項) の具体的内容は厚生労働省令において定められるが(同法第 27 条 1 項)、法令は、その本来もつ制約上、画一的・一般的・抽象的なものとならざるを得ず、その適用対象となる事業場の業種、規模、作業の態様に対応することができず、個々の事業場における労災防止を実効的に行う上で懇切丁寧とは言い

難い面がある¹。また、法令の趣旨を踏ま えた具体的な労災防止対策を確立すること は、本来、個々の事業場における努力によ るべきものといえるが、実際問題、中小企 業等にあってはそれが困難である場合もあ るため、国としてもその対策の内容を積極 的に示す必要がある²。本条第1項に基づ く技術上の指針は、以上のような考えに基 づくものである。また、本条2項は、中高 年齢者の労災防止のため、中高年齢者の身 体機能の変化に応じて施設設備、作業方法 等の改善等の対策を各事業場において確立 させる必要があることから定められたもの である³。

ところで、一定の新規化学物質を製造・ 輸入するために、有害性調査を行い、その 結果を届け出た事業者に対し、厚生労働大 臣は、施設又は設備の設置又は整備、保護 具の備付け等の健康障害を防止するために 必要な措置を勧告することができるとされ ている(同法第57条の4第4項)。また、 がんその他の重度の健康障害が生ずるおそ れがある化学物質を製造、輸入、使用して いる事業者等に対し、厚生労働大臣は、有 害性調査を実施し、その結果を報告すべき ことを指示することができ(同法第57条 の 5 第 1 項)、指示を受けた有害性調査を 行った事業者は、その結果に基づいて健康 障害を防止するために必要な措置を速やか に講じることが義務付けられている(同第

¹ 労務行政研究所編『労働安全衛生法 改訂第2版』(労務行政研究所、2021(令和3)年)297頁。

² 労務行政研究所編・前掲書 297 頁。

³ 労務行政研究所編・前掲書 298 頁。

4 項)。本条第 3 項に基づく健康障害防止 指針(いわゆる「がん原性指針」)は、上 記の勧告や指示を受けた事業者以外の雇用 主に雇用される労働者で、勧告や指示を受 けた事業者の下で働く労働者と同じ化学物 質を取り扱う者に対する予防措置の実施を 期待して公表されるものでもある 4。

また、一定の危険有害性が認められた化学物質の中には、安全データシート (SDS)の交付等対象物質となっているものもあり(安衛法第57条の2)、事業者はSDSを通じてその危険有害性(がん原性を含む)を知ることが可能であるが、事業者の中には、SDS対象物質が規制対象物質であるという意識がないケースもある。がん原性指針は、こうした中で、がん原性のある化学物質をその対象とすることにより、行政指導の根拠を付与し、事業者に対して当該化学物質の有害性をより分かりやすく伝える機能も果たしているといえる5。

本条は<u>事業者を名宛人とする規定ではな</u> く、罰則の適用や私法上の請求権の発生を 予定するものではない。また、本条に基づ き策定される指針も同様に、罰則の適用や そこから直ちに私法上の請求権の発生を予 定するものではない。ただし労災事故ない し職業病の発症に係る事業者の安全配慮義

⁴吉田一彦「労働安全衛生法及びじん肺法 の一部を改正する法律-上-職業性疾病対策 の充実強化」時の法令 1003 号 18・19 頁 (1978 (昭和 53) 年)。

5 第6回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会(2013(平成25)年9月18日)議事録〔大淵有害性調査機関査察官〕。

務(注意義務)違反が問題となる中で、指針に規定されている事項が参酌される可能性はある 6。他方、指針に記載がないことが事業者の免責を認めるものでもない(→1.5)。

1. 2. 2 内容

1. 2. 2. 1 技術上の指針

現在公表されている技術上の指針の名称 及び概要は、下記のとおりであるっ。技術 上の指針を定めるに当たつては、中高年齢 者に関して、特に配慮することが求められ ているが (安衛法第28条第2項)、中高年 齢者にとって有効な安全衛生対策は他の世 代や経験の浅い労働者にとっても有効とな るためか、下記指針の中で中高年齢者に関 する特則を定めているものはみられない。 なお、「工作機械の構造の安全基準に関す る技術上の指針」、「プレス機械の金型の安 全基準に関する技術上の指針」においては、 人間工学的な配慮に係る規定があるが、こ こには中高年齢者の身体的・認知的・精神 的特性を踏まえた配慮が当然に含まれるこ ととなろう。

6本条に基づく指針ではないが、喜楽鉱業 (有機溶剤中毒死)事件・大阪地判平成 16・ 3・22 労判 883 号 58 号では、「危険又は有 害な業務に現に就いている者に対する安全 衛生教育に関する指針」の内容をも踏まえ た上で安全配慮義務の内容を特定している。 7 中災防・安全衛生情報センター「告示・ 指針一覧」ウェブサイト

(http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/hor/k okuji.html 最終閲覧日:2022(令和4)年7月6日)。

		技術上の
指針の名称	概要] (昭和49
スリップフォー	煙突工事、橋脚工事等に	4 技術_
ム工法による施	用いられるスリップフォ	針公示第
工の安全基準に	ーム工法による施工にお	T 16-166 1-1
関する技術上の	ける労働者の墜落、建設	工作機械
指針(昭和	物の倒壊等の災害を防止	の安全基
49・7・4 技術	するため、当該工法の施	する技術
上の指針公示第	工上の留意事項について	針(昭和
1号)	定めたもの。スリップフ	10・18 技
	オーム工法とは、コンク	の指針公
	リートを成型するための	号)(平原
	型枠を内包する施工機械	9・18 技行
	を使用し、施工機械内部	指針公示
	で成型を行うと同時に、	号により
	同機械を前身させること	コンベヤ
	により、同一断面の構造	基準に関
	物を連続的に構築してい	術上の指
	く工法を指す(図表 1-1)	和 50・10
	8	技術上の
工業用加熱炉の	熱処理、鍛造、焼付け等	- 示第 5 号
燃焼設備の安全	を行うための工業用の加	
基準に関する技	熱炉の燃焼設備に使用す	移動式足
術上の指針(昭	る気体燃料又は液体燃料	
和 49・7・4	による爆発災害を防止す	生基準に 技術上の
技術上の指針公	るため、炉の燃焼設備の	投帆工の
示第2号)	うち、燃料配管、バーナ	10・18 技
	(※ガスや油などの燃料	10・10 分
	を燃焼して生み出される	号)
	熱エネルギーを間接的	7)
	に、あるいは直接的に炉	
	に与えるための機器 ⁹ 。図	ボイラー
	表 1-2)、安全装置等に関	位による
	する留意事項について規	防止に関
	定したもの	
New Market	40-41 b	
感電防止用漏電	移動式又は可搬式の電動	術上の指 和 51 • 8
しゃ断装置の接	機械器具が接続される電	和 51・8

⁸ 日本スリップフォーム工法協会ウェブサイト (http://www.nsfa.jp/slip/gaiyo.html 最終閲覧日:2022 (令和 4) 年 7 月 16 日)。 ⁹ 中外炉工業株式会社ウェブサイト

(https://chugai.co.jp/pro_04_3_gas_01/ 最終閲覧日:2022(令和 4)年 7 月 16 日)。

技術上の指針	装置(図表 1-3)の適正な
(昭和 49・7・	接続及び使用を図るた
4 技術上の指	め、これらに関する留意
針公示第3号)	事項について規定したも
	0
工作機械の構造	金属加工用の工作機械へ
の安全基準に関	の接触等による災害を防
する技術上の指	止するため、工作機械の
針 (昭和 50·	設計及び製造に関する留
10・18 技術上	意事項について規定した
の指針公示第4	もの
号) (平成 13·	
9・18 技術上の	
指針公示第 15	
号により改正)	
コンベヤの安全	コンベヤ又はその附属装
基準に関する技	置への接触、荷の落下等
術上の指針(昭	による災害を防止するた
和 50・10・18	め、コンベヤ及びその附
技術上の指針公	属装置の設計、製造、設
示第5号)	置及び使用に関する留意
	事項について規定したも
4.51.5-15	0
移動式足場の安	主として工場、建設工事
全基準に関する	現場等で使用する移動式
技術上の指針	足場(図表 1-4)の転倒、
(昭和 50・	移動式足場からの労働者
10・18 技術上	の墜落等による災害を防
の指針公示第6	止するため、その設計、制はアズは円に関する。
号)	製造及び使用に関する留
	意事項について規定した
ゴノニ のぼよ	もの
ボイラーの低水	燃焼装置としてバーナを
位による事故の	使用する蒸気ボイラー
防止に関する技術上の指針(昭	(図表 1-5) の水位が安全
1	低水面以下になったボイ
和51・8・6技	ラーの燃焼を行った場合 に発生するボイラー変
術上の指針公示 第7号)	に発生するかイフー変 形、膨出、き裂、圧か
分・ タノ	形、膨血、さ裂、圧が い、破裂等の事故を防止
	するため、低水位燃焼し
	や断装置等の構造及びボ
	イラーの管理に関する留
	意事項について規定した
	息事項に グ・C 焼たした もの
墜落による危険	建設工事の場所等におい
を防止するため	て、労働者の墜落による
のネットの構造	危険を防止するため、水
等の安全基準に	平に張つて使用するネッ
関する技術上の	トの構造等に関する留意
104 / 0 20 mm	

指針(昭和 51・8・6技術 上の指針公示第 8号) プレス機械の金 型の安全基準に 関する技術上の 指針(昭和 52・12・14技 術上の指針公示 第9号) 鉄鋼業における	事項について規定したもののプレス機械の金型(図表1-6)に身体の一部をはさまれる危険や組立て式等の金型の破損や脱落等による災害を防止するため、金型に関する留意事項について規定したもの。 鉄鋼業における溶融した	イラーの燃焼設 備の構造る技術 上の指針・14 も 52・12・14 も が上の指針公 新 11 号)(改 正:平成 13・ 9・18 技術上の 指針公示第 16 号)	イラースススを ボススを がある。 大ススをが が大スを が大る。 に、と、 をによる に、と、 をによる がたのの ののの がたいまた。 でいる がたいまた。 でいる がたい。 でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる
水蒸気爆発の防止に関する技術上の指針(昭和52・12・14 技術上の指針公示第10号)	高熱の鉱物の接種に、 (溶融には) を (溶融にない) を (深速) を (深速) を (深速) を (では)	産業用ロボットの使用等の安全 基準に関する技術上の指針(昭和58・9・1技術上の指針公示第13号)	の 産業用ロボッと で大のアート(マロボ では、 のですると、 では、 のですると、 のでで、 のでで、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、
	混入したまま投入した場合等に多く発生すること が指摘されている ¹¹ 。	可搬型ゴンドラ の設置の安全基 準に関する技術	建造物の工事等のため一 定期間設置される可搬型 ゴンドラ(図表 1-10)の
油炊きボイラー 及びガス炊きボ 	重油、軽油、燈油等の燃 焼油を使用する油炊きボ 	上の指針(昭 61・6・9 技術 上の指針公示第 14 号)	使用時等における落下等による災害を防止するため、可搬型ゴンドラの設置に関する留意事項につ
	.com」(https://www.e-	ヒドロキシルア	いて定めたもの 鉄、銅、ニッケル、クロ
	g/law017/ 最終閲覧日:	ミン等の安全な	ム等の金属イオン(鉄イオン(鉄イオン等)の触媒作用によって
2022 (令和 4) 年		取扱い等に関す る技術上の指針	ン等)の触媒作用によって 発熱分解する性質を持つ
		(元十 10	はいりようのマランがも

11厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

 $(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/$

SAI_DET.aspx?joho_no=001056 最終閱

覧日:2022 (令和4) 年8月27日)

(平成 13·

12・3 技術上の

指針公示第 17

号)

ヒドロキシルアミン等を

製造し、又は取り扱う作

業に関し、ヒドロキシル

アミン等の爆発による労 働者の危険を防止するた

め、その製造、取扱い等

険性判別の方法について 定めたもの 交流アーク溶接 機用自動電擊防

止装置の接続及 び使用の安全基 準に関する技術 上の指針につい て (平成 23・ 6・1 技術上の 指針公示第 18 号)

交流アーク溶接機(図表 1-11)の自動電撃防止装 置(※溶接機の出力側無 負荷電圧を自動的に 30V 以下の安全電圧に低下さ せる装置)の適正な接続 及び使用を図るための留 意事項について規定した もの。アーク溶接とは、 電気エネルギーを空気中 の放電現象(アーク放 電)に変え、発生する熱 で金属の溶接を行うこと をいう12。交流アーク溶接 機用自動電撃防止装置の 接続及び使用の安全基準 に関する技術上の指針 (昭和55・7・30技術上 の指針公示第12号) は同 指針により廃止。

に関する留意事項及び危

__ 建築物等の解体 等の作業及び労 働者が石綿等に ばく露するおそ れがある建築物 等における業務 での労働者の石 綿ばく露防止に 関する技術上の 指針(平成 26 · 3 · 31 公 示第21号(改 正:令和2・ 9・8 公示第 22

建築物等の解体等の作業 及び労働者が石綿にばく 露するおそれがある建築 物等における業務に係る 措置に関する留意事項に ついて規定

建築物等の解体等の作業 での労働者の石綿ばく露 防止に関する技術上の指 針 (平成 24·5·9 技術上 の指針公示第 19 号(改 正:平成 26·3·31 技術 上の指針公示第20号)は これにより廃止

12 コベルコ教習所ウェブサイト

(https://www.kobelco-

kyoshu.com/licenses/%E3%82%A2%E3% 83%BC%E3%82%AF%E6%BA%B6%E6 %8E%A5%E7%AD%89%E7%89%B9%E5 %88%A5%E6%95%99%E8%82%B2/ 最 終閲覧日:2022 (令和4) 年8月27日) 参照。

機能安全による 機械等に係る安 全確保に関する 技術上の指針 (平成 28 • 9 • 26 厚生労働省 告示第 353 号)

電気・電子技術やコンピ ュータ技術の進歩に伴 い、これらの技術を活用 することにより、機械等 に対して高度かつ信頼性 の高い制御が可能となっ てきている中で、危険性 又は有害性等の調査等に 関する指針(平成18年危 険性又は有害性等の調査 等に関する指針公示第1 号)及び機械の包括的な安 全基準に関する指針(平成 19年7月31日付け基発第 0731001 号厚生労働省労働 基準局長通達)と相まっ て、従来の機械式の安全 装置等に加え、新たに制 御の機能を付加すること によって機械等の安全を 確保するための必要な基 準等について規定したも

1. 2. 2. 2 健康障害を防止するための指 針

1. 2. 2. 2. 1 概要

化学物質による健康障害を防止するため の指針については、下記のとおり、1991 (平成3)年8月26日以降、化学物質ご とに各々の指針が公表され、その中で①ば く露を低減させる措置(作業環境管理、作 業管理)、②作業環境測定、③労働衛生教 育、④当該物質の製造等に従事する労働者 の把握、⑤危険有害性の表示について定め られていた。なお、<u>平成 14・1・21 健康障</u> 害を防止するための指針公示第 13 号では、 1999 (平成11) 年安衛法改正の内容を踏 まえ、化学物質等安全データシート(MSDS、 現在の安全データシート<u>(SDS))の活用に</u> 関する記載が追記されている¹³。

- ①四塩化炭素による健康障害を防止するための指針(平成3・8・26健康障害を防止するための指針公示第1号)
- ②ジオキサンによる健康障害を防止するための指針(平成4・12・21健康障害を防止するための指針公示第2号)
- ③1, 2 ジクロルエタンによる健康障害を 防止するための指針(平成 5・6・25 健康 障害を防止するための指針公示第 3 号)
- ④パラーニトロクロルベンゼンによる健康 障害を防止するための指針(平成6・3・ 25 健康障害を防止するための指針公示第4 号)
- ⑤クロロホルムによる健康障害を防止するための指針(平成7・9・22健康障害を防止するための指針公示第5号)
- ⑥テトラクロルエチレン(別名パークロル エチレン)による健康障害を防止するため の指針(平成 7・9・22 健康障害を防止す るための指針公示第 6 号)
- ⑦酢酸ビニルによる健康障害を防止するための指針(平成9・2・6健康障害を防止するための指針公示第7号)
- ⑧1,1,1-トリクロルエタンによる労働者の 健康障害を防止するための指針(平成9・ 2・6健康障害を防止するための指針公示 第8号)
- ⑨パラージクロルベンゼンによる健康障害を防止するための指針(平成9・2・6健康障害を防止するための指針公示第9号)

¹³ 平成 14・1・21 基発第 0121001 号(平成 28・3・31 基発 0331 第 26 号により廃止)。

- ⑩ビフェニルによる健康障害を防止するための指針(平成9・2・6健康障害を防止するための指針公示第10号)
- ①アントラセンによる健康障害を防止する ための指針(平成14・1・21健康障害を防止するための指針公示第11号)
- ⑩ジクロロメタンによる健康障害を防止するための指針(平成14・1・21健康障害を防止するための指針公示第12号)
- ⑬N, N-ジメチルホルムアミドによる健康障害を防止するための指針(平成17・
- 6・14 健康障害を防止するための指針公 示第 14 号)
- 3・31 健康障害を防止するための指針公示 第 16 号)
- ⑤キノリン及びその塩による健康障害を防止するための指針(平成18・3・31健康障害を防止するための指針公示第17号)
- (6)1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼンによる 健康障害を防止するための指針(平成 18・3・31 健康障害を防止するための指針 公示第18号)
- ⑪ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン 一水和物による健康障害を防止するための 指針(平成 18・3・31 健康障害を防止する ための指針公示第 19 号)
- ®2-ブテナールによる健康障害を防止する ための指針(平成 18・3・31 健康障害を防 止するための指針公示第 20 号)

これらの指針は、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定 める化学物質による健康障害を防止するた めの指針(平成 23・10・28 健康障害を防 止するための指針公示第21号)」により統 合され、廃止されている。同指針では、既 に指針が公表されてきた18の化学物質に 8の化学物質(塩化アリル、オルトーフェ ニレンジアミン及びその塩、1-クロロ-2-ニトロベンゼン、2,4-ジクロロ-1-ニトロ ベンゼン、1,2-ジクロロプロパン、ノルマ ル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル、 パラ-ニトロアニソール並びに 1-ブロモー 3-クロロプロパン)を加えて、化学物質を 製造し、又は取り扱う事業者が、その製造、 取扱い等に際し講ずべき措置について示し ている。また、その際、①保護具、②作業 環境測定の方法・測定結果の評価指標等に ついては通達により示す形へと改定されて いる。なお、同指針以降、対象物質の CAS 登録番号が示されるようになっている。

CAS 登録番号とは、<u>米国化学会の一部門</u>である CAS (Chemical Abstracts Service) が運営・管理する化学物質登録システムから付与される固有の<u>数値識別番号</u>をいう。系統名、一般名または慣用名など複数の名称が存在するような場合も多い化学物質について、その<u>物質の特定を容易にする</u>ものである。

現在公表されている指針は、「労働安全 衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生 労働大臣が定める化学物質による健康障害 を防止するための指針(平成24・10・10 健康障害を防止するための指針公示第23 号)」(いわゆる「がん原性指針」)である。 同指針は従前の26物質に2物質(2-アミノー4-クロロフェノール及び1-ブロモブタン)を対象物質に加えている。また、同指針は、その後も複数回改正されており、下記の物質がそれぞれ追加されている。

指針	追加された物質	対
		象
		物
		質
		数
平成 25・10・	N, N-ジメチルアセト	29
1健康障害を	アミド	
防止するため		
の指針公示第		
24 号		
平成 26・10・	ジメチル-2	34
31 健康障害を	2-ジクロロビニルホ	
防止するため	スフェイト	
の指針公示第	スチレン	
25 号	1, 1, 2, 2-テトラクロ	
	ロエタン	
	トリクロロエチレン	
	メチルイソブチルケ	
	トン	
平成 28・3・	エチルベンゼン	38
31 健康障害を	4-ターシャリ-ブチル	
防止するため	カテコール	
の指針公示第	多層カーボンナノチ	
26 号	ューブ(がんその他の	
	重度の健康障害を労	
	働者に生ずるおそれ	
	のあるものとして厚	
	生労働省労働基準局	
	長が定めるもの)	
	メタクリル酸 2,3-エ	
	ポキシプロピル	
令和 2・2・7	アクリル酸メチル	40
健康障害を防	アクロレイン	
止するための		
指針公示第 27		

※なお、平成 26 年指針改正では、上記の 新規対象物質(枠内掲示のもの)の他、6 物質の指針対象物質について、特別有機溶 剤業務(特別有機溶剤の製造・取扱い業 務)¹⁴以外の業務を指針の対象とする改正

¹⁴ クロロホルム等有機溶剤業務(クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、

(対象となる業務幅を広げる改正) がなさ れている。

1. 2. 2. 2. 2 健康障害防止指針の構成 健康障害防止指針(いわゆる「がん原性 指針」)は、対象物質及び対象物質を重量 の1%を超えて含有するものを製造し、又 <u>は取り扱う業務</u>における労働者の健康障害 防止に資するため、事業者が講ずべき措置 を定めるものである。指針では、対象物質 名が CAS 登録番号と共に列挙される他、 対象物質へのばく露を低減するための措置 について、A) 有機溶剤、B) 特別有機溶剤以 外の特定化学物質、C)特別有機溶剤(※発 がん性があり、有機溶剤と同様に作用し、 蒸気による中毒を発生させるおそれのある 特化則の規制対象物質。有機則が準用され る)、D)上記 A・B 以外の対象物質を類型化 して措置を規定している。また、各物質に ついて、作業環境測定及びその結果の評価 を行うことや測定結果及びその評価の結果 は30年間保存に努めることの他、労働衛 生教育の内容・時間(総じて4.5時間以 上)、対象物質を製造し、又は取り扱う業

屋内作業場等において行う有機溶剤業務 (有機溶剤中毒予防規則第1条第6号に定 める12の業務)) +エチルベンゼン塗装 業務+1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業 務を指す(厚生労働省作成資料「特定化学 物質障害予防規則等関係法令改正説明会 (クロロホルム他 9 物質を中心に)」 (https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-0044.pptx 最終閲覧日 2023 年 5 月 27 日))。

Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/H140930K

務に常時従事する労働者について、1か月 を超えない期間ごとに氏名、業務概要等の 記録を行うことを規定している。さらに、 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書 交付については、対象物質を a) ラベル表 示及び SDS 交付の義務対象物質、b) SDS 交付のみの義務対象物質、c)上記以外の 3 グループに類型化して規定している。

具体的に選定すべき保護具や具体的な作 業環境測定方法及び評価指標については、 指針ではなく、通達で物質ごとに示すこと が予定されている。対象物質のうち、評価 指標が設定できない物質については測定方 法についてのみ規定されることもある。さ らに、測定方法等が確立していない段階で 指針対象物質に追加され、後に測定分析手 法が通達に書き込まれるケースもある(→ 1. 4) ¹⁵_o

1. 2. 2. 2. 3 指針対象物質の選定

がん原性指針の対象物質にするか否かは、 厚生労働省労働基準局内に設置されている 「化学物質による労働者の健康障害防止措 置に係る検討会」において検討される。同 検討会は、「労働安全衛生法第28条第3項 第2号の規定に基づく指針(がん原性指 針)対象物質の選定の考え方」を示してい るが、そこでは、原則として次のいずれか に該当する物質については、「化学物質の リスク評価検討会」等における議論を踏ま え、がん原性指針の対象とすることを検討

^{15 2019 (}平成 31) 年度第 1 回化学物質に よる労働者の健康障害防止措置に係る検討 会参考資料 2-2 (労働安全衛生法第 28 条 第3項第2号の規定に基づく指針(がん原 性指針)の概要)。

するとしている。すなわち、①国が実施し た発がん性試験(短・中期発がん性試験、 遺伝子改変動物を用いたがん原性試験を含 む)により動物への発がん性が認められる と専門家により評価された物質、あるいは、 ②IARC の発がん性分類の 1~2B に該当す る物質、又は他の国際機関等による発がん 性分類又はその他の発がん性に関する知見 によりそれに相当すると専門家が判断した 物質である。ただし、①について、発がん 性が認められた場合であっても、当該物質 に変異原性がなく、かつ試験において、高 用量のみで腫瘍発生増加が認められた場合 には、労働環境中の濃度を考慮して、がん 原性指針の対象とすることについて要否が 改めて判断される。また、一旦、がん原性 指針の対象とされた物質又は業務であって も、リスク評価の結果、特定化学物質障害 予防規則(特化則)等により発がん予防の 観点での規制がなされる可能性があり、こ のような場合には、当該規制の範囲につい ては指針の対象から除外することとされて いる。発がん性が認められるか否か、認め られるとして、がん原性指針に追加する必 要があるか否かは 16、「化学物質のリスク 評価検討会(有害性評価小検討会)」にお いて検討される。

なお、国による発がん性試験は、安衛法 第 58 条に規定される国の援助 (第 57 条の 4 (製造者・輸入者による新規化学物質の

16 過去に「発がん性あり」と評価されたものの、がん原性指針の策定を要さず、リスク評価の対象とのみとすべきとされた物質としては、酢酸イソプロピル、ジフェニルアミンが挙げられる。

有害性調査と届出)、第57条の5(国によ る製造者、輸入者、取扱者への有害性調査 の指示) にかかる調査の設備等での国の支 援)として実施されるものである。動物を 用いたがん原性試験(発がん性試験)17と しては、1983 (昭和58) 年以降、複数 (ラット、マウス) の動物種に対して化学 物質をほぼ生涯(2年間)投与(吸入ばく 露、経口投与) し、臓器の変化等によりそ の化学物質のがん原性を調べる試験が行わ れてきた。この試験に先立ち、用量を決定 するための予備試験(2週間試験及び13 週間試験)が行われるため、ある被験物質 についてがん原性試験を行って報告がなさ れるまでには4年以上を要するものであっ た18。もっとも、これでは新規化学物質へ の対応が困難であることから、2013(平成 25) 年9月18日の第6回化学物質による 労働者の健康障害防止措置に係る検討会に おいては、①短・中期の発がん性試験を含 むことが明確化された他、②国の試験によ り発がん性が明らかとなった物質だけでは なく、それと同等、あるいはそれ以上の発 がんの可能性を国際機関等で指摘されてい <u>る物質についても、指針の対象</u>としていく

¹⁷ 哺乳類を用いた動物実験の結果は基本的に人間に及ぼす影響と対応しているとの理解があったとされる。2022(令和4)年10月26日における唐沢正義氏からの情報提供に基づく。

¹⁸ 職場のあんぜんサイト

⁽https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anze n/kag/carcino_test.htm 最終閲覧日: 2022 (令和 4) 年 10 月 31 日)

こととされた(上記②) ¹⁹。また、その後、2019(平成31)年8月5日の第1回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会では、2015(平成27)年度の検討会の後から、遺伝子改変動物を用いたがん原性試験(がん遺伝子を用いた実験動物やがん抑制遺伝子を欠損させた実験動物等を使用する試験²⁰)が開始されたことを受けて、国が行う発がん性試験の中に遺伝子改変動物を用いたがん原性試験を含むことが確認されている²¹。

1. 2. 2. 3 指針の公表及び必要な指導等 指針の公表は、当該指針の名称及び趣旨 を官報に掲載するとともに、当該指針を厚 生労働省労働基準局及び都道府県労働局に おいて閲覧に供することにより行われる

(安衛則第24条の10、同第24条)。また、厚生労働大臣は、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針の公表による労働災害及び健康障害防止の実を上げるため、必要があると認めるときは、事業者又は事業者団体に対し、必要な指導等を行うことができる(本条第4項)。

1. 3 沿革

1. 3. 1 制度史

本条は安衛法制定当時から導入されてい る規定である。安衛法制定に先立ちとりま とめられた「労働基準法研究会報告」 (1971 (昭和 46) 年7月13日) では、大 部分の労働災害が法規違反によってではな く、法定の最低基準とかかわりなく発生し ており、最低基準の確保とは異なる観点か らの行政努力が必要とされること、最低基 準の確保という施策は事業場の普遍性、共 通性に着目して労働災害を防止しようとす るものであるが、事業場の特殊性に着目し て労働災害を防止するためには、たとえば、 「個々の産業、個々の作業の実態に即した 具体的な技術的指針の作成、公表」が必要 となることが示されている。その上で、同 報告書は、今後の安全衛生対策の具体的方 向の 1 つとして、「具体的な安全衛生基準 の明確化」を挙げ、危害防止の措置を講ず べき対象、場合、あるいは、講ずべき措置 の内容等を法令上明確に規定することの他、 行政指導ないし民間の自主的活動のよりど ころとするために、国が具体的な技術基準 <u>を示す</u>ことを提案している。<u>制定当時</u>の本 条の標題は、「技術上の指針及び望ましい 作業環境の標準の公表等」であり、危害防 止基準に基づく措置に関する技術的指針の 公表に関する規定の他、「快適な作業環境 の形成を図るため必要があると認めるとき は、望ましい作業環境の標準を公表するこ とができる」旨の規定を置いていた(安衛 法第28条第2項(当時))。なお、労働大 臣が必要と認める場合の指導に関する規定 は制定当時から置かれていた(同第3項 (当時))。

¹⁹ 平成 25 年度第 6 回化学物質による労働 者の健康障害防止措置に係る検討会(2013 (平成 25) 年 9 月 18 日) 議事録。

²⁰ 平成 24 年度第 3 回化学物質のリスク評価に係る企画検討会(2013(平成 25)年2月 27 日)資料 1 参照。

²¹ 2019 年度第 1 回化学物質による労働者 の健康障害防止措置に係る検討会(2019 (令和元)年 8 月 5 日)議事録。

1977 (昭和 52) 年の安衛法改正 (法律 第 76 号) では、本条の標題が「技術上の 指針等の公表等」に改められ、新たに、所 定の化学物質を製造し、取り扱う事業者が 労働者の健康障害を防止するための指針の 公表に関する規定が追加された(同法第 28 条第 2 項 (当時))。ところで、1977 (昭和 52) 年改正では、新規化学物質を 製造・輸入しようとする事業者に対し、新 規化学物質の有害性調査の実施と調査結果 の届出が義務付けられ、労働大臣が必要と 認める場合には、健康障害予防のための措 置を講ずべきことを勧告することができる とされた(同法第 57 条の 2 (当時。現行 法第 57 条の 4 に相当))。また、労働大臣 が必要と認めるときは、がんその他の重度 の健康障害を労働者に生ずるおそれのある 化学物質を製造し、輸入し、又は使用して いる事業者に対し、有害性調査の実施と結 <u>果報告を指示</u>することができるとされた (同法第57条の3(当時。現行法第57条 <u>の 5 に相当)</u>)。本条に基づく指針は、こう した勧告・指示の対象となる化学物質の他、 これ以外の「がんその他の重度の健康障害 を労働者に生ずるおそれのある」化学物質 <u>も対象とする</u>ものとされている。

1980 (昭和 55) 年安衛法改正 (法律第 78 号) では、危害防止基準として、建設 爆発、火災等が生じたことに伴う労働者の 救護に関する措置が安衛法<u>第 25 条の 2</u> に おいて定められたこと<u>との関係で、技術上の指針の対象が拡げ</u>られている。

1988 (昭和 63) 年安衛法改正 (法律第 37 号) では、技術上の指針を定めるに当 たり、中高年齢者に関して、特に配慮する ものとする旨の規定が追加されている。同 規定は、転倒・墜落等、身体機能の低下が 原因となって発生する高年齢者の労働災害 が増加する中で、こうした労働災害を防止 するため、中高年齢者の身体機能の変化に 応じた施設設備、作業方法等の改善等の対 策を各事業場で確立する必要があるとして 追加されたものである²²。

1992 (平成 4) 年安衛法改正 (法律第 55 号) では、望ましい作業環境の標準に係る規定が本条から削除された。同改正は、安衛法に新設された「第 7 章の 2 快適な職場環境の形成のための措置」において、「快適な職場環境の形成のための指針の公表等」の規定 (安衛法第 71 条の 3) が設けられたことによるものである 23。

1999 (平成 11) 年には、中央省庁等改革に伴い、労働大臣を厚生労働大臣とする

²² 浜田直樹「中小企業の安全衛生管理体制の整備と労働者の健康の保持増進対策の充実等」時の法令 1341 号 36 頁、47 頁 (1988 (昭和 63) 年)。

²³ 安衛法第 7 章の 2 が新たに設けられた背景には、技術革新の進展に伴う労働環境や作業態様の変化により<u>疲労やストレス</u>を感じる者が高い割合に達していること、勤労者が経済的豊かさよりも生活を重視するようになってきており、職場に関しても働きやすい環境が求められていること、労働力人口の高齢化や女性の職場進出が進んだことにより、これまでの壮年男子中心の職場観からの転換が必要とされていることなどがある。土田浩史「建設業における労災防止対策の充実と快適な職場環境の形成のために」時の法令 1439 号 27 頁(1992(平成 4)年)。

安衛法改正(法律第 108 号)が行われている。さらに、2014(平成 26)年安衛法改正(法律第 82 号)では、SDS 交付が義務付けられる物質を対象として<u>リスクアセスメントを義務付ける安衛法第 57 条の 3 が挿入</u>されたこととの関係で、本条が引用する、有害性調査に係る規定の条文番号が繰り下げられるという改正がなされている。

1. 3. 2 背景になった災害等

本条制定の背景になった災害等として、 特定の災害・職業病を挙げることは困難で あるが、「労働基準法研究会報告」(1971 (昭和46)年7月13日)においては、<u>法</u> 規違反が原因となって発生する労働災害は 全体の2割かあるいはそれ以下であること が指摘されており、これは、最低基準とは 別個の観点からする行政努力の展開が要請 される背景事情といえる。

なお、本条に基づく指針制定の背景災害 として、差し当たり下記の例を取り上げる。 「ヒドロキシルアミン等の安全な取扱い等 に関する技術上の指針(平成13・12・3技 術上の指針公示第 17 号)」の制定に先立ち、 「ヒドロキシルアミンに係る爆発災害等の 防止について」(平成 13・6・11 基安発第 34号の2)が発出されており、ヒドロキシ ルアミンの濃度管理、温度管理や鉄等の金 属との接触防止に留意するとともに、作業 手順書に危険性及び取扱い上の注意事項な どを盛り込み、安全衛生教育を実施するこ とが要請されているが、その背景には、日 進化工株式会社群馬工場で発生した爆発事 <u>故</u>があった旨記載されている(図表 1-12)。 ヒドロキシルアミンは、50%濃度の水溶液 として市販され、主に半導体の洗浄・はく

離剤、農薬・医薬品の中間原料等として使用されており、通常の状態においてはほとんど分解しない安定なものとされているが、①水溶液中の濃度が高いほど、②取り扱う温度が高いほど、③鉄イオン等の混入物の濃度が高いほど、自己発熱分解が促進され、高濃度のヒドロキシルアミン水溶液については爆ごう性(衝撃波の伝播を伴って破壊的に爆発する性状)があることが上記爆発事故の事故原因調査等を通じて明らかとなっている。

日進化工株式会社群馬工場の再蒸留塔で 発生した爆発火災は、2000 (平成12) 年6 月 10 日 18 時頃に発生し、死者 4 人、負傷 者 58 人(負傷者のうち 54 人は周辺住民) を出した。爆発の瞬間は爆心地から閃光の ような火柱が吹き上げ、再蒸留塔は跡形も なく吹っ飛び、工場は壊滅的な大被害を受 けたほか、工場周辺では建物2棟が全壊、 建物 5 棟が半壊、建物 285 棟の一部が損傷 するなどした。事故原因としては、80~ 85%濃度に濃縮されたヒドロキシルアミン の循環配管からの緊急抜き出し配管(※行 き止まり配管になっていた) に蓄積した鉄 イオンにより、高濃度ヒドロキシルアミン が反応し分解したと推定されている。また、 背景には、法律上の規制が十分ではなく、 事業者がヒドロキシルアミンの危険性を軽 <u>くみていた</u>こと、また、遠因としては、ヒ ドロキシルアミンは半導体産業において使 われるところ、IT産業の発展、フロン代 替で、急激に需要が増加し、週末も運転が 行われていたことがあるのではないかと指 摘されている 24。

²⁴ 以下の記述については、古積博=小林光

1. 4 適用の実際

1. 4. 1 対象物質追加に至るプロセス がん原性指針の最新改正は令和 2・2・7 健康障害を防止するための指針公示第 27 号(以下、「指針公示第 27 号」という)に よるものであるが、同指針において、アクロレインが追加されるに至ったプロセスを 以下確認する。

まず、2016 (平成28) 年6月23日に開 催された平成 28 年度第 2 回化学物質のリ スク評価検討会(有害性評価小検討会)に おいては、日本バイオアッセイ研究センタ <u>ーから、アクロレインのラット・マウスを</u> 用いた吸入によるがん原性試験結果につい て報告がなされた。その結果については、 ①ラットは、雌雄とも鼻腔に扁平上皮癌の 発生、雌では鼻腔に横紋筋腫の発生が認め られており、雌雄ラットに対するがん原性 を示す証拠と考えられること、②マウスは、 雄では、腫瘍の発生増加は認められず、雌 では、鼻腔の腺腫の発生増加が認められて おり、アクロレインは雄マウスとの関係で はがん原性はないが、雌マウスに対するが <u>ん原性を示す証拠</u>と考えられるとされた。 その後の委員による議論の結果、アクロレ インは発がん性を有するとの結論が導かれ た。次に、指針策定の要否が検討された。

夫=田村昌三「ヒドロキシルアミン爆発火 災【2000年6月10日 群馬県尾島町】」 特定非営利活動法人失敗学会運営「失敗知 識データベース」

(http://www.shippai.org/fkd/cf/CC00000 50.html 最終閲覧日:2022(令和4)年 10月22日)。

- (A) 当該物質に変異原性がなく、かつ
- (B) 試験の高用量のみで腫瘍発生増加が 認められた場合には、指針策定は不要と判 断されるところ、まず、アクロレインの遺 伝毒性については明確に判断できない、変 異原性については「確定的には言い切れな い」ことが確認された(A)。他方、試験 結果から得られた NOAEL (Non Observed Adverse Effect Level、無毒性量(毒性試 験期間中に試験物質を与え続けても、動物 に毒性(有害な)影響がみられない最大の 投与量)が、発がん性については、ラット が 0.5ppm、マウスが 0.4ppm、慢性毒性に ついては、ラットが 0.5ppm、マウスが 0.1ppmであるのに対し、日本産業衛生学 会が示している許容濃度が 0.1ppm という こともあり、「高用量のみで腫瘍発生増加 が認められた」とまではいえない(B)と された。結論として、指針の策定が必要と の判断がなされた。

2019 (令和元) 年8月5日に開催された 2019年度第1回化学物質による労働者の 健康障害防止措置に係る検討会においては、 上記の検討会結果を踏まえ、アクロレイン <u>についてがん原性指針に定める措置と同様</u> の措置を講じることが必要であるとの結論 が得られている。もっとも、アクロレイン については、<u>測定が困難な物質</u>であり、同 年7月26日に開催された2019年度第1回 化学物質のリスク評価検討会(ばく露評価 小委員会)では、厚労省からばく露実態調 査について委託を受けた中災防によりアク ロレインについて測定可能である旨の報告 がなされたものの、アクロレインのサンプ リングに用いられたカートリッジが特注品 であり、ばく露実態調査の目的はそれによ

って果たされるとしても、広く一般事業者 の行為規範を示すがん原性指針において、 特注品前提の測定手法を示すわけにはいか ないことから、<u>測定手法について局長通知</u> に書き込むことは見送られた²⁵。

1. 4. 2 周知

上記プロセスを経て策定された改正指針 を公表するにあたり、2020 (令和2) 年2 月7日、厚生労働省労働基準局長から各都 道府県労働局長に対し、「『労働安全衛生法 第28条第3項の規定に基づき厚生労働大 臣が定める化学物質による健康障害を防止 するための指針の一部を改正する件』等の 周知について(基発0207第2号)」という 通知がなされ、対象物質の追加や関係通達 の改正についての周知がなされている。そ の上で、①各都道府県労働局労働基準部健 康主務課において新指針を閲覧に供する (新指針が厚生労働省 Web サイトに掲載さ れている旨を知らせることを含む。)とと もに、②事業者、関係事業者団体等に対し てその周知を図り、③各事業場においてが ん原性指針の対象物質による健康障害の防 止対策が適切に行われるよう<u>指導</u>すること を要請している。また、同時に、厚生労働 省労働基準局長からは、関係事業者団体の 長に対しても、改正指針の趣旨を理解した 上で、改正指針の内容や留意事項等につい て傘下会員に対する周知やがん原性指針の 対象物質による健康障害の防止対策が適切

25 2019 年度第1回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会議事録(2019(令和元)年8月5日)[阿部中央労働衛生専門官]。

に行われるよう<u>協力を依頼する通知</u>がなされている。

1. 4. 3 監督の実態

監督官経験者26によれば、指針に関する 監督の実態は下記のとおりである。安衛法 28条に基づく指針に関して特別に監督が 行われることはない。健康障害防止指針の 対象物質との関係でいえば、いわゆる化学 物質を重点対象とした監督指導を実施して いる中で、対象となる物質があった場合に <u>監督指導を実施するという形</u>になる。もっ とも、監督指導事業場で用いられている化 学物質が指針該当物質に当たるか否かの見 極めは、監督指導に対応した監督官の資質 によるところが大きい。なお、指針におい て CAS 登録番号が明記されるようになり、 インターネットで調べることは可能ではあ るものの、これを調べる余裕がないことの 方が多い。監督官経験者の意見としては、 監督の質の向上という観点から、アメリカ の国立労働安全衛生研究所 (NIOSH) が刊 行し、労働者、使用者、労働衛生の専門家 らへの情報提供を目的とする「NIOSH POCKETGUIDE to CHEMICAL HAZARD (国立労 働安全衛生研究所の化学物質の危険性に対 <u>するポケットガイド)</u>」のように、<u>化学物</u> 質別の詳細な資料を監督官に配布すること <u>が有益</u>であるとのことである(なお、同ポ ケットガイドはオンライン上でも公開され ている²⁷)。

²⁶ 2022 (令和 4) 年 8 月 25 日における大 久保克己氏からの情報提供に基づく。

²⁷ NIOSH ウェブサイト

⁽https://www.cdc.gov/niosh/npg/default.

1. 5 関係判例

 1.5.1 大隈鉄工所高価機械損傷損害賠償訴訟・名古屋地判昭和62・7・27 判時 1250 号8頁

<事案の概要>

本件は、汎用プレナー(※鋳鉄、鋼鉄な どを材料にした加工物の平面や溝等を強力 重切削する機械、汎用プレナーは、不特定 多数の部品を加工することが可能(図表 1-13)) でギアボツクスの切削加工作業に 従事していた労働者 Y が作業中に居眠りを したことにより、プレナーにキズをつけ、 加工品も工作不良にしたため、X 社は Y に 対し損害賠償を請求したというものである。 Y は、その際、X 社は事故防止義務を怠っ ていることから、Y は損害賠償責任を負わ ないとし、事故防止義務の中には、事故防 止装置の設置が含まれるとし、特に、「工 作機械の構造の安全基準に関する技術上の 指針」(昭和 50・10・18 技術上の指針公示 第4号) において「過走、誤作動等に対す る安全装置」として、「電気的にインター ロツクされる装置又は送り停止用リミット スイッチ、その他の安全装置を設けること が望ましい」旨規定があること等を踏まえ、 刃物台上下送り自動停止装置の設置をすべ <u>きなどの主張</u>をしている。

<制旨>

同判決は、まず、<u>過剰切削を防止すると</u> いう目的の範囲内での自動化は 20~30 万

html#:~:text=The%20NIOSH%20Pocket %20Guide%20to,for%20hundreds%20of% 20chemicals%2Fclasses. 最終閲覧日: 2022(令和)4年8月27日)。 円の費用で可能である旨認定し、「切削完 了の手前である程度の余裕をもたせた位置 において一時停止させ、その後のわずかの 部分は、手動によって切削を完了させる方 法を採れば足り、場合によつてはその方が 切削方法として望ましい」とする。しかし ながら、「本件事故当時の工作機械業界に おいて、実際に、汎用プレナーに完全自動 制御化されたり、自動警報装置を備えた機 械は存在していなかつたし、部分的にせよ、 自動送り中に一定の位置に達した際プレナ 一の往復運動あるいは刃物台の降下を自動 的に停止させる装置を備え付けたものも見 当らず(汎用機でないものについては、作 業能率その他の見地から自動制御化が図ら れ、これは日時の経過とともに、その範囲 が拡大されつつある。)、自動送りにした場 合でも作業者の切削状況の監視業務と相ま つて初めて良好な切削作業が遂行されるも のと一般に考えられていたこと、労働安全 衛生法その他関係諸法令上も本件プレナー が安全基準に違反する点はなく、むしろ、 刃物台あるいはテーブルが作動限界に来た 場合あるいはは他の装置と衝突したりした 場合に機械自体の破損を防ぎ、合わせて人 身等に対する危険を防止するため、汎用プ レナーにも必要かつ十分な各種保安装置が <u>設置されていた</u>こと、更に本件事故当時は もちろん現在においても、前記のような事 故防止のための自動停止装置を設置した場 合は、成る程、それ自体の費用は低廉であ るかもしれないが、これを作業の内容や加 工対象の形状等に合わせて目的的に作動さ せるためには、刃物合わせ毎に装置の調整 を要する等の準備作業に相当の時間と手間 のかかることが予測され、作業能率の低下

を招くことを免れず、時には、安全装置の不完全さなども加わつて、これら準備作業によつて、労働者の生命、身体に対する危険の増大することもなくはないと推測されること」から、本件プレナーに、自動停止装置あるいは警報装置を設置しておかなかったからといって、義務違反は認められない旨の判断をしている。

その上で、本件<u>居眠りは重大な義務違反</u>にあたるもので、X 社が損害賠償請求権を 行使すること自体は問題ないとしつつ、損害額の算定に際しては、雇用関係における 信義則及び公平の見地から、X 社が機械保険に加入するなどの損害軽減措置を講じていないこと、重大事故であるとはいえ、深夜勤務中の事故であり Y に同情すべき点もあること、労働者の過失に起因する物損事故についてこれまで損害賠償請求を受けた者がいないこと等を考慮して、一定程度の減額が認められている。

<判決から導かれる示唆>

同判決は、使用者から労働者に対する損害賠償請求が認められるか否かが争われる中で、使用者の事故防止義務が適切に行使されたか否かが争点化された事案であり、その際、技術上の指針に記載されている工学的対策がとられているか否かが問題とされている。同判決は被告労働者が主張する対策をとることも理論的には可能であることを認めつつ、事故当時の工作機械業界における自動化の状況や一般的な認識、自動化がもたらすコストやリスク(作業能率の低下、労働者の生命・身体に対する危険)、汎用プレナーに一定の保安装置が備え付けられていたことなどを考慮して、こうした対策をとる必要はなかったと判断している。

技術上の指針は、望ましい対応について規定するものであるが、それを全て行っていないからといって直ちに民事上の責任を問われたり、労働者側の過失を免責するものではないこと、民事上の責任が生じるか否かはその時点における業界の状況や認識、指針記載の事項を行うことにより生じるデメリットの大きさ等によって変わりうることが示唆される。

5. 2 損害賠償請求事件・東京地判平成29・1・24 判タ1453 号211 頁

<事案の概要>

本件は、全自動式丸鋸切断機(本件機械)で作業していた担当者 X が、その操業中、丸鋸の回転中にこれに接触することにより、右手中指を切断するなどの傷害を負った事故につき、本件機械の製造者 Y 社に対し製造物責任法 3 条又は不法行為に基づく損害賠償責任を追及した事案である。

X は、本件機械の製造時である 2004 (平 成 16) 年当時、「機械の包括的な安全基準 に関する指針」(平成13年6月1日基発第 501 号)が発出されており、機械の危険部 位に接触することができない装置を施すこ とは、工作機械製造業者では常識の範囲内 にあったのであり、 丸鋸刃の回転が停止す るまでは扉が開かないなどの機構を標準装 備とすべきであったにもかかわらず、本件 機械はそのようになっていないことが、製 造物責任法 3 条にいう「瑕疵」にあたると 主張していた。これに対し、Y社は、本件 機械の取扱説明書等には、丸鋸刃は「入・ 切」ボタンを押しても直ちに停止しないが、 端材を取り出す場合には主電源を切ること などの警告が記載されているほか、本件機

械の前面扉に取り付けられた窓からも、丸 鋸刃が回転しているかどうかを確認することができるため、本件機械の作業者は、適 切な注意を払うことにより丸鋸刃に接触することによる事故を回避することができる ことによる事故を回避することができる ことから、「瑕疵」は認められないと主張した。なお、Y社は、同業者が販売していた類似の機械の多くは、危険源となる運動部分に人の身体が触れることを防止する装置を備えていなかった。ことも主張している。 <判旨>

同判決は、「製造物責任法 3 条にいう 『欠陥』とは、当該製造物の特性、その通 常予見される使用形態、その製造業者等が 当該製造物を引き渡した時期その他の当該 製造物に係る事情を考慮して、当該製造物 が通常有すべき安全性を欠いていることを いう(同法 2 条 2 項)」との一般論を示し、 下記の判示により、本件機械に「瑕疵」が 認められると判断する。

「本件機械は、自動運転であれ手動操作 であれ、少なくとも最後の端材を取り出す ときは、前面扉を開けて手を挿入し、丸鋸 刃付近に残存する端材を取り出す作業が必 要であること、本件機械は、丸鋸刃の回転 を停止させるボタンを押してもすぐにはそ の回転が停止せず、惰性で回転を続けるこ と、本件機械には前面扉を開けると丸鋸刃 が直ちに停止し又は丸鋸刃が停止するまで は前面扉が開かないなどといった安全防護 装置は標準装備されていないこと、本件指 針が平成 13 年に発出され、改正指針が平 成 19 年に発出されたが、本件指針は、す べての機械に適用できる包括的な安全方策 等に関する基準を定めたものであり、製造 者等による安全な機械の製造等を促進し、

機械による労働災害の防止に資することを 目的として定められ、業界団体等を通じて 周知されたこと、本件指針は、可動式ガー ドについて、危険源となる運動部分の動作 中はガードが開かないように固定する機構 を備えない可動ガードは、当該ガードを開 けたときに危険源となる運動部分が直ちに 動作を停止することや、上記機構を備える 可動ガードの場合は危険源となる運動部分 が完全に動作を停止した後でなければカー ドを開けることができないようにすること などが定められていること、被告もその所 属するM工業会から本件指針に関する情報 を得ていたこと、そのころ、欧州において は、すでに電磁ロック式インターロックを 標準装備とすることが求められており、Y 社もこれに対応した本件機械を輸出してい たこと、国内向けの本件機械に同様の安全 防護装置を設けることは技術的に可能であ ること、平成19年、改正指針が発出され、 機械による労働災害の一層の防止のため、 本件指針の内容が深化したことが認められ る。また、他社の対応においても、平成 16 年当時、工作機械にインターロック等 を標準装備するなどの対応をすでに取って いた会社も存在するところである。」

「そうすると、本件機械を使用して材料を切断する場合に、自動運転であれ手動操作であれ、少なくとも最後の端材を取り出す際には丸鋸刃付近に手を挿入して端材を取り出す工程が不可避的に存在するため、その使用形態に照らして、作業者が丸鋸刃に手を触れる危険性があるものである一方、そのオプション装置としての価格を合わせ考慮しても、本件機械の前面扉にかかる装置を標準装備とすることに困難はないし、

本件機械が製造された平成16年当時、機械による労働災害を防止するため、機械操作による労働災害の危険の大きさに鑑み、機械の危険源が運動しているときに人が身体を危険源に誤って触れることがないような装置を備えることが求められていたということができるから、こうした安全防護装置を備えないことは、通常有すべき安全性を欠いていると評価し得るというべきである。」

<判決から導かれる示唆>

同判決は、「機械の包括的な安全基準に 関する指針」(平成 13・6・1 基発第 501 号) の内容や平成 19 年改正の事実、業界 におけるその周知状況や Y 社の認識可能性 を考慮して、機械の危険源が運動している ときに人が身体を危険源に誤って触れるこ とがないような安全防護装置を備えないこ とが製造物責任法にいう「瑕疵」にあたる と判断する。また、その際、欧州において インターロックを標準装備することが求め られており、Y 社も対応していたことやそ うした対応をとっていた他の会社があるこ と、標準装備する場合の価格も考慮してい る。「機械の包括的な安全基準に関する指 針」は本条に基づく指針ではないが、「機 能安全による機械等に係る安全確保に関す る技術上の指針(平成28・9・26厚生労働 省告示第 353 号)」と相まって機械等の安 全を確保するための必要な基準等について 規定するものであり、<u>本条に基づく指針も</u> 同様に製造物責任法にいう「瑕疵」の判断 にあたり参酌される可能性がある。ただし、 その際には、同判決のように、指針の内容 のみならず、実際にそうした装備を備える ことが具体的状況の下で期待可能であった

<u>か否かが考慮される</u>こととなると予想される(\rightarrow 1. 5. 1も参照)。

1. 5. 3 三星化学工業事件・福井地判令 和 3・5・11 判時 2506・2507 号 86 頁 <事案の概要>

本件は、染料・顔料の中間体を製造して いたY社福井工場において勤務し、乾燥工 程中の洗浄作業及び乾燥機の清掃作業に従 事していた X らが相次いで膀胱がんを発症 したことから、Y 社に対し、安全配慮義務 違反に基づく損害賠償を請求した事案であ る。製品の原料には、オルトートルイジン が用いられていたが、X らが Y 社の責任が 生じたとする 2001 (平成 13) 年当時、厚 生労働省ががんを引き起こすおそれのある 化学物質について指針を示した「化学物質 による健康障害を防止するための指針一 覧」における対象物質に指定されておらず、 また、本件薬品曝露を原因とする膀胱がん は、労災認定における職業病リスト(労働 基準法施行規則別表第 1 の 2) にも掲げら <u>れていなかった</u>28。ただし、Y 社の福井工 場副工場長は、福井工場に送られてきた SDS (安全データシート) には全て目を通

²⁸ なお、日本産業衛生学会は、当時、オルト-トルイジンの発がん性について第 2 群 A (人間に対しておそらく発がん性がある物質,証拠がより十分である)に分類していたが、2016(平成 28)年に第 1 群(人に対して発がん性がある)に分類することを提案している。日本産業衛生学会許容濃度等に関する委員会「発がん性分類暫定物質(2016)の提案理由」産業衛生学雑誌58号 232 頁(2016(平成 28)年)。

<u>し</u>ており、<u>本件薬品の発がん性も認識</u>していた。

<判旨>

福井地判は、「化学物質による健康被害 が発症し得る環境下において従業員を稼働 させる使用者」の予見可能性としては、 「安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な <u>危惧であれば足り</u>、必ずしも生命・健康に 対する障害の性質、程度や発症頻度まで具 体的に認識する必要はない」とした。その 上で、Y 社が入手していた SDS に本件薬品 の経皮的曝露による健康障害及びヒトへの 発がん可能性(高濃度曝露の場合死亡の可 能性もあること等) について記載があった こと、Y 社の福井工場副工場長において同 工場に送られてきた SDS には目を通してお り、本件薬品の発がん性も認識していたこ と、同年以前から、X らを含む被告従業員 の尿中代謝物において本件薬品が含有され ている有機溶剤が高濃度で検出されており、 このことを Y 社も認識していたことを踏ま え、Y 社は、本件薬品の経皮的曝露により 健康障害が生じ得ることを認識し得たと判 断した。

また、Y 社には、「安全配慮義務の具体的内容として、従業員が本件薬品に経皮的に曝露しないよう、不浸透性作業服等の着用や、身体に本件薬品が付着した場合の措置についての周知を徹底し、これを従業員に遵守させるべき義務があった」が、福井工場においては、夏場などに従業員が半袖Tシャツで作業することがあったこと、本件薬品が作業服ないし身体に付着することがあったことや、その場合でも直ちに着替えたり、洗い流すという運用が徹底されていなかったこと、これらのことをY社にお

いて認識していた、あるいはし得たこと、 また、本件薬品が付着した場合の対応については注意喚起はなされていたものの、業 務繁忙時などに徹底されていなかったことから、<u>結果回避義務違反は免れない</u>と判断した。

<同判決から導かれる示唆>

同判決は、特別規則の規制対象となって いないだけでなく、「化学物質による健康 障害を防止するための指針一覧」の対象と なっていないオルト-トルイジンによる膀 胱がんの発症について、SDS の記載内容を 手がかりとして、使用者の予見可能性を認 め、最終的には損害賠償責任を認めた点に 特徴がある。「化学物質による健康障害を 防止するための指針」は職業がんのおそれ のある物質をいち早く把握し、これに対す る適切な管理を促す機能を果たすものとい えるが、このことは、指針対象外物質の発 がん性を否定するものではないし、予見可 能性の範囲を限定するものではないことが <u>うかがわれる</u>。事業者としては、本条に基 づく指針だけでなく、SDS 等を通じて適切 な情報収集を行い、その内容を踏まえて、 必要なばく露防止対策等をとる必要がある といえる。

1. 5. 4 損害賠償請求事件・神戸地判平 成 31・4・16D1Law28272317

<事案の概要>

本件は、本件建物の周辺に居住していた Xらが、Y1社が石綿(アスベスト)の事前 調査を怠り、飛散対策を講じないまま本件 建物の解体工事を行い、相当量の石綿をそ の周辺に飛散させた結果、これにばく露し た原告らの平穏生活権又は健康を侵害した として損害賠償(慰謝料)を請求した事案である。また、Xらは、Y1社に解体作業を発注したY2社に対しても、事前調査を実施することのできる事業者に本件解体工事を発注するという注意義務等に違反したとして、損害賠償を請求している。

なお、石綿則第3条第1項においては、 建築物の解体を行う場合において、事前に 当該建築物について石綿等の使用の有無を 調査しなければならない旨規定している。 また、厚生労働省は、平成24年5月9日 付けの「建築物等の解体等の作業での労働 者の石綿ばく露防止に関する技術上の指 <u>針」は、石綿規則3条1項に規定する事前</u> 調査は、①石綿に関し一定の知見を有し、 的確な判断ができる者が行うこと、②建築 物等では、部位又は使用目的により、一様 な建材等が使われていない可能性があるた め、建築物に使用されている建材等の使用 箇所、種類等を網羅的に把握できるよう行 うことなどと定めていること、また、厚生 労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策 課長が、社団法人日本建設業連合会等の団 体に宛てた「建築物等の解体等の作業にお ける石綿ばく露防止対策の徹底について」 と題する通知(平成24年10月25日)は、 図面等が存在する場合には図面等を必ず確 <u>認</u>するとともに、目視であっても<u>外部から</u> 見えない部分等にも石綿が吹き付けられて いる場合があることに留意すること、同じ く「建築物等の解体等の作業における石綿 ばく露防止対策の徹底について」と題する 通知(平成25年1月7日)は、調査範囲 を安易に絞り込むことなく、網羅的かつ下 地等目視では確認できない部分まで確実に 調査を行うことを定めている。

<判旨>

I Y1 社の責任

同判決は石綿則第3条や上記指針及び通 知を参照しつつ「石綿の使用の有無に関す る調査は、設計図書等の資料を確認すると ともに、現地を網羅的に目視し、これらに より判断がつかない場合には専門家による <u>分析</u>を行う必要がある」ところ、本件建物 が大規模で設計図も多量であったこと、し かるに Y1 社の従業員は 4 名であったこと から、解体工事の請負契約を締結した6月 上旬から、工事に着手した7月末頃までの 間で「上記のような調査を完了したとはに わかには認め難い」とする。さらに、Y1 社が環境保護条例に基づく届け出に際して 提出した調査票が、事前調査を行わずに当 初解体工事を請け負った A 社の提出した調 査票とほぼ同一内容であったことから、

「本件解体工事を開始した平成25年7月 末頃の時点において、本件建物に係る石綿 の使用の有無に関する調査を完了していた と認めることはできない」と結論づける。

その上で、<u>こうした調査を通じて石綿含</u> 有建材が残っていないことの確認を怠った 結果、本件建物に存在していた石綿含有建 材を見落とし、一部を除き、<u>大気汚染防止</u> 法上義務付けられる作業基準を遵守するこ となく本件解体工事を施工したことにより、 本件土地の<u>周辺に一定量の石綿を飛散させ</u> たことについて注意義務違反を認める。

ただし、結論においては、本件解体工事により飛散した石綿のうち<u>本件土地の周辺地域にまで到達したものの量は、客観的にみたときに、人体の健康に有意な影響を及ぼすものであったとはいえない</u>ことなどを考慮し、<u>平穏生活権の侵害や健康を損なう</u>

<u>ことがない利益の侵害は認められない</u>として、請求は棄却されている。

Ⅱ Y2 社の責任

Y2 社の注文に際しての過失については、建物の解体に係る請負契約を締結するに当たっては、解体業者において、当該建物に石綿含有建材が使用されているか否かの調査を行うことが、当然の前提とされていたものと考えられること、Y1 社は解体工業等を目的とし、建設業法に基づき特定建設業の許可を受けていたこと等から、Y1 社が石綿に係る調査を行う十分な能力を欠いていると認識することは、著しく困難であったといわざるを得ないことから、Y2 社の注意義務違反については否定されている。<同判決から導かれる示唆>

同判決は、建築物等の解体に伴う粉じん の排出等を規制し、大気の汚染に関し、国 民の健康を保護するとともに生活環境を保 全することなどを目的とする大気汚染防止 <u>法 18条の17 (現 18条の20)</u>において、 特定粉じん排出等作業について、作業基準 を遵守しなければならない旨規定されてい る点に言及し、作業基準を遵守することな く本件解体工事を施工したことにより、本 件土地の周辺に一定量の石綿を飛散させた ことについて <u>Y1 社の注意義務違反</u>を導く。 もっとも、作業基準を遵守することなく工 事を施工した原因は、事前調査において石 綿含有建材が残っていないことの確認を怠 り、本件建物に存在していた石綿含有建材 を見落としたことにあるとも認定されてお り、確認を怠ったか否かの判断に際しては、 上記指針や通達において、現地を網羅的に 目視し、判断がつかない場合にも調査を行 <u>うべきとされていることも踏まえ</u>られてい

る。同判決は周辺住民が提起したもので労働事件ではないが、本条に基づく技術上の指針の内容が事業者の注意義務違反を認定するにあたり参酌されているようにも読める。

Y2 社の注意義務違反に係る判断部分に おいては、Y1 社の調査能力を認識してい たか否かが問題となっており、この点、上 記指針において、石綿に関し一定の知見を 有し、的確な判断ができる者が調査を行う ことが求められていることを踏まえた判断 と読む余地もある。ただし、結論において 義務違反が否定されている他、X らの主張 に応答したにすぎない可能性も否定しきれ ないため、この点に関して、指針が参酌さ れているか否かは必ずしも明らかではない。

2 第28条の2

2. 1 条文

(事業者の行うべき調査等)

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令 で定めるところにより、建設物、設備(* 法第20条第1号関係)、原材料、ガス、蒸 気、粉じん等(*法第22条関係)によ る、又は作業行動その他業務に起因する (*法第24条関係)危険性又は有害性等 (第五十七条第一項の政令で定める物(* 表示対象物)及び第五十七条の二第一項に 規定する通知対象物による危険性又は有害 性等を除く。)を調査し、その結果に基づ いて、この法律又はこれに基づく命令の規 定による措置を講ずるほか、労働者の危険 又は健康障害を防止するため必要な措置を 講ずるように努めなければならない。ただ し、当該調査のうち、化学物質、化学物質 を含有する製剤その他の物で労働者の危険 又は健康障害を生ずるおそれのあるものに 係るもの以外のものについては、製造業そ の他厚生労働省令で定める業種に属する事 業者に限る。

- 2 <u>厚生労働大臣</u>は、前条第一項及び第三項に定めるもの(*技術上の指針、健康障害防止指針(がん原性指針)の公表)のほか、前項の措置に関して、<u>その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針</u>を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、 事業者又はその団体に対し、必要な指導、 援助等を行うことができる。

2. 2 趣旨及び内容

2. 2. 1 趣旨

爆発・火災等の重大災害発生の要因の一 つとして、事業場内における設備や作業の 危険性・有害性の調査とそれに基づく対策 の不十分さがあること、また、生産工程の 多様化、複雑化が進展するとともに、新た な機械設備・化学物質が導入されており、 事業場内の危険・有害要因が多様化し、そ の把握が困難になっている状況の下、事業 者は労働安全衛生法令の危害防止基準を遵 守するだけでなく、自主的に安全衛生水準 の向上させるための取組が求められている といえる29。こうしたなかで、本条は、事 業者に危険性又は有害性等の調査とその結 果に基づく措置(リスクアセスメント等) <u>を実施する努力義務</u>を課したものである (平成 18・2・24 基発第 0224003 号)。す なわち、事業者は、自ら建設物、設備や作 業等の危険性又は有害性(ハザード、危険

源、危険有害要因)を特定し、それによる 発生のおそれのある災害(健康障害を含む)の「リスク」を見積もり、これに基づいてリスクの除去又は低減措置を検討・実施することが求められる。なお、化学物質等のうち一定の物質に係るリスクアセスメントについては、安衛法第57条の3に基づき、その実施が義務付けられているため、本条の対象からは外れることになる。

また、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的とする労働安全衛生マネジメントシステムでは、本条に基づく指針に従って、危険性又は有害性の調査を行い、その結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するために、事業者が目標の設定、計画の作成、実施、評価及び改善の一連の過程(PDCA)を定めて行うことが予定されている。その意味で、リスクアセスメントの実施は、労働安全衛生マネジメントの中核をなすものといえる。

本条は事業者に努力義務を課す規定であり、違反に対する罰則の適用はない。また、違反により私法上の請求権を発生させるものではないが、本条で求められるリスクアセスメントを怠った結果、災害ないし健康障害が発生した場合には、安全配慮義務違反(注意義務違反)を理由とする損害賠償請求が認められうる。

2. 2. 2 内容

2. 2. 2. 1 概要

リスクアセスメント等が各事業場において適切、かつ、有効に実施されるよう、その基本的な考え方及び実施事項については、本条<u>第2項</u>に基づき「<u>危険性又は有害性等</u>の調査等に関する指針(以下、RA 指針)」

²⁹ 労務行政研究所編・302 頁。

(平成 18 年危険性又は有害性等の調査に関する指針公示第 1 号)として制定されいる(平成 18・3・10 基発第 0310001 号)。この指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成 11 年労働省告示第 53 号、最終改正:令和元年厚生労働省告示第 54 号)に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。

また、特定の特定の危険性又は有害性に関するリスクアセスメントについてより詳細に定めるものとして、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(以下、化学物質 RA 指針)」(平成 18 年危険性又は有害性等の調査に関する指針公示第 3 号)及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成 19・7・31 基発第0731001 号)がある。いずれにおいても、①危険性又は有害性の特定、②リスクの見積もり、③見積もりに基づくリスク低減措置の検討(以上がリスクアセスメント)、④リスク低減措置の実施というプロセスを経る点は同様である。以下は、各指針に基づく記載である。

2. 2. 2. 2 労働者の就業に係る危険性又は有害性等の調査

2. 2. 2. 2. 1 実施主体・対象

化学物質等のリスクアセスメントについては、全業種の事業者がその対象となるが(本条第 1 項但書)、それ以外のリスクアセスメントを実施する対象事業者の業種は限定されており、製造業(物の加工業を含む)の他、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建

具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業である(本条第1項但書、安衛則第24条の11第2項、安衛法施行令2条第1号、同第2号)。リスクアセスメントの対象となるのは、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性であって、労働者の就業に係る全てのものである(RA 指針2)。

2. 2. 2. 2. 実施体制

事業者は、リスクアセスメントを実施す るに際し、①総括安全衛生管理者等、事業 の実施を統括管理する者(事業場トップ) に調査等の実施を統括管理させること(安 衛法第10条第1項、安衛則第3条の2第 2 号)、②事業場の安全管理者、衛生管理 者等に調査等の実施を管理させること(安 衛法第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項)、③ 安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全 委員会又は衛生委員会をいう。) の活用等 (安衛則第 21 条第 2 号、同第 22 条第 2 号)を通じ、<u>労働者を参画</u>させることが求 められる。また、④調査等の実施に当たっ ては、作業内容を詳しく把握している<u>職長</u> 等に危険性又は有害性の特定、リスクの見 積り、リスク低減措置の<u>検討を行わせる</u>よ うに努めること、⑤機械設備等に係る調査 等の実施に当たっては、当該機械設備等に 専門的な知識を有する者を参画させるよう に努めることとされる。また、事業者は上 記①乃至⑤の者に対し、リスクアセスメン トを実施するために<u>必要な教育</u>を実施する ことが求められる (RA 指針 4)。以上のよ うに、リスクアセスメントは、<u>トップによ</u> る管理の下、現場を知る労働者及び専門知 識を有する者の参画を得て実施することが 求められているといえる。

2. 2. 2. 3 実施時期

リスクアセスメントは、①建設物を設置 し、移転し、変更し、又は解体するとき、 ②設備、原材料等を新規に採用し、又は変 <u>更</u>するとき、③<u>作業方法又は作業手順</u>を<u>新</u> <u>規に採用し、又は変更</u>するとき、④上記① 乃至③のほか、建設物、設備、原材料、ガ ス、蒸気、粉じん等
による、又は
作業行動 その他業務に起因する危険性又は有害性等 について変化が生じ、又は生ずるおそれが あるときに実施することが求められる(安 衛則 24 条の 11 第 1 項)。④の具体例とし て、RA 指針 5(1) では、(ア) 労働災害が <u>発生</u>した場合であって、過去の調査等の内 容に問題がある場合、(イ) 前回の調査等 から一定の期間が経過し、機械設備等の経 年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴 う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、 新たな安全衛生に係る知見の集積等があっ た場合が挙げられている。ここでいう「<u>一</u> 定の期間」については、事業者が設備や作 <u>業等の状況を踏まえ決定</u>し、それに基づき 計画的に調査等を実施することが求められ る。また、「新たな安全衛生に係る知見」 には、例えば、社外における類似作業で発 生した災害や、化学物質に係る新たな危険 有害情報など、従前は想定していなかった リスクを明らかにする情報が含まれる(平 成 18・3・10 基発第 0310001 号)。

なお、<u>事業者</u>は上記①乃至③に掲げる<u>作業を開始する前にリスク低減措置</u>を実施することが必要であり、また、上記①乃至③に係る計画を策定するときにおいても調査

等を実施することが望ましいとされている (RA 指針 5 (2) (3))。

2. 2. 2. 4 危険性・有害性の特定等 事業者は、リスクアセスメントの実施に 先立ち、①実施<u>対象の選定</u>、②必要な<u>情報</u> の入手、③危険性・有害性の特定等を行う。 このプロセスは、発生しうる災害(=防止 しようとする災害)を<u>予見する段階</u>という ことができる³⁰。

まず、リスクアセスメント等の実施対象 の選定を行う。対象となるのは、過去に労 働災害が発生した作業、危険な事象が発生 した作業等、労働者の就業に係る危険性又 は有害性による負傷又は疾病の発生が合理 的に予見可能 (reasonably foreseeable) であるものである。ただし、平坦な通路に おける歩行等、明らかに軽微な負傷又は疾 病しかもたらさないと予想されるものにつ いては、調査等の対象から除外して差し支 えないとされる (RA 指針 6)。ここでいう 「危険な事象が発生した作業等」の「等」 には、労働災害を伴わなかった危険な事象 (ヒヤリハット事例) のあった作業、労働 者が日常不安を感じている作業、過去に事 故のあった設備等を使用する作業、又は操 作が複雑な機械設備等の操作が含まれる (平成 18・3・10 基発第 0310001 号)。

^{30 1985} 年に労働省に入省し、化学物質管理(リスクアセスメント)に係る法令改正等にも携わられた柳川行雄作成ウェブサイト「実務家のための労働安全衛生のサイト」(https://osh-

management.com/document/information/RA/ 最終閲覧日:2022(令和4)年8月23日)の記述に基づく。

次に、事業者は次に掲げる<u>資料等を入手</u> し活用する。その際、<u>現場の実態を踏まえ、</u> 非定常作業に係る資料等も含めることが求 められる(RA 指針 7 (1)、平成 18・3・10 基発第 0310001 号)。

ア 作業標準、作業手順書等(操作説明書、マニュアル)

イ 仕様書、取扱説明書、安全データシート等、使用する機械設備、材料等に係る危険性又は有害性に関する情報

ウ 機械設備等のレイアウト等、作業の周 辺の環境(土質、勾配等)に関する情報

エ 作業環境測定結果等(特殊健康診断結果、生物学的モニタリング結果)

オ 混在作業による危険性等、複数の事業 者が同一の場所で作業を実施する状況に関 する情報(上下同時作業の実施予定、車両 乗り入れ予定)

カ 災害事例、災害統計等(事業場内の災害事例、災害の統計・発生傾向分析、ヒヤリハット、トラブルの記録、労働者が日常不安を感じている作業等の情報)

キ その他、調査等の実施に当たり参考となる資料等(作業を行うために必要な資格・教育の要件、セーフティ・アセスメント指針に基づく調査等の結果、危険予知活動(KYT)の実施結果、職場巡視の実施結果)

なお、①新たな機械設備等を外部から導入しようとする場合には、当該機械設備等のメーカーに対し、当該設備等の設計・製造段階において調査等を実施することを求め、その結果を入手することが、②機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実

施した当該機械設備等に対する<u>調査等の結果を入手</u>することが、③複数の事業者が同一の場所あるいは危険な場所で作業する場合には、元方事業者が実施した<u>調査等の結果を入手</u>することが求められる。すなわち、事業者は既に保有している情報だけでなく、製造業者や元方事業者等の情報の保有者(保有すべき者)から情報を収集することも求められているといえる(RA 指針 7(2))。

以上のプロセスを経て、事業者は、作業標準等に基づき、危険性又は有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出した上で、各事業場における機械設備、作業等に応じてあらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して、各作業における危険性又は有害性を特定するものとする(RA 指針8(1))。これは、危険性又は有害性の特定のための作業の洗い出しが理論的には膨大な量になる可能性があるため、危険性又は有害性を特定するのに必要な単位で実施すれば足りることを明示する必要から定められたものである³¹。危険性又は有害性の分類は下記の例がある。

1 危険性

- (1) 機械等による危険性
- (2) <u>爆発性</u>の物、<u>発火性</u>の物、<u>引火性</u>の物、<u>房食性</u>の物等による危険性

「引火性の物」には、可燃性のガス、粉じん等が含まれ、「等」には、酸化性の物、 硫酸等が含まれること。

³¹ 厚生労働省厚生労働省安全衛生部安全課 「危険性又は有害性等の調査等に関する指 針・同解説」(2006(平成18)年3月)14 頁。

(3) <u>電気、熱</u>その他のエネルギーによる危 険性

「その他のエネルギー」には、アーク等の 光のエネルギー等が含まれること。

(4) 作業方法から生ずる危険性

「作業」には、掘削の業務における作業、 採石の業務における作業、荷役の業務にお ける作業、伐木の業務における作業、鉄骨 の組立ての作業等が含まれること。

(5) 作業場所に係る危険性

「場所」には、墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、 足を滑らすおそれのある場所、つまずくお それのある場所、採光や照明の影響による 危険性のある場所、物体の落下するおそれ のある場所等が含まれること。

- (6) 作業行動等から生ずる危険性
- (7) その他の危険性

「その他の危険性」には、他人の暴力、 もらい事故による交通事故等の労働者以外 の者の影響による危険性が含まれること。

2 有害性

(1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性

「等」には、酸素欠乏空気、病原体、排 気、排液、残さい物が含まれること。

(2) <u>放射線、高温、低温、超音波、騒音、</u> 振動、異常気圧等による有害性

「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光 等の有害光線が含まれること。

(3) 作業行動等から生ずる有害性

「作業行動等」には、計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等が含まれること。

(4) その他の有害性

また、労働者の疲労等(単調作業の連続による集中力の欠如や、深夜労働による居眠り等を含む)により負傷又は疾病が発生する可能性やその重篤度が高まるため、危険性又は有害性の特定に際しては、労働者の疲労等がもたらす付加的影響を考慮するものとする(RA 指針 8 (2)、平成 18・3・10 基発第 0310001 号)。なお、ここで、RA 指針には明記されていないが、特に危険性による災害や有害性のうち急性毒性に関わるリスクアセスメントにおいては、どのような災害が発生するおそれがあるかを予見するシナリオ抽出が必要となることが指摘されている 32。

2. 2. 2. 2. 5 リスクの見積もり

事業者は、リスク低減の<u>優先度を決定</u>するため、①危険性又は有害性により発生するおそれのある「負傷又は疾病の<u>重篤度」</u>及び②それらの「発生の<u>可能性</u>の度合」をそれぞれ考慮して、リスクを見積もるものとされる。ただし、化学物質等による疾病については、<u>化</u>学物質等の有害性の度合及

32 柳川行雄作成ウェブサイト『実務家のための労働安全衛生のサイト』のうち「化学物質の RA とシナリオ抽出」(https://osh-management.com/document/information/RA-scenario/index.html#gsc.tab=0) 及び「化学物質の RA の具体的な進め方」(https://osh-

management.com/document/information/RA/ いずれも最終閲覧日:2022(令和4)年8月23日)の記述及び櫻井治彦「化学物質のリスクアセスメントにおけるシナリオ設定」労働安全衛生研究1巻2号94頁(2008年)。

び<u>ばく露の量</u>をそれぞれ考慮して見積もることができる。

「負傷又は疾病の重篤度」は、負傷や疾 病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使 うことが望ましいことから、基本的に、負 傷又は疾病による休業日数等(死亡又は障 害等級)を尺度として使用することが求め られているのに対し、「発生する可能性の 度合」は、①危険性へのばく露の頻度、② 危険事象の発生確率、③危険回避の可能性、 ④化学物質へのばく露量、ばく露時間等、 様々な要素を含む概念であるため、統一的 な尺度化にはなじまないため規定されてい ない 33。 行政通達 (平成 18・3・10 基発第 0310001 号) は、「負傷又は疾病の重篤 度」や「発生する可能性の度合」の区分例 及びリスクを見積もる際の具体的な方法の 例を示している(図表 2-1)。

ア 負傷又は疾病の重篤度とそれらが発生 する可能性の度合を相対的に尺度化し、そ れらを縦軸と横軸とし、あらかじめ重篤度 及び可能性の度合に応じてリスクが割り付 けられた表を使用してリスクを見積もる方 法(マトリクスを用いた方法)

イ 負傷又は疾病の発生する可能性とその 重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化 し、それらを加算又は乗算等してリスクを 見積もる方法(数値化による方法)

ウ 負傷又は疾病の重篤度及びそれらが発生する可能性等を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法(<u>枝分かれ</u>図を用いた方法)

33 厚生労働省安全衛生部安全課「危険性又は有害性等の調査等に関する指針・同解説」(2006(平成18)年3月)20頁。

事業者は、リスクの見積りに当たり、① 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容 を明確に予測すること、②過去に実際に発 生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最 悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾 病の重篤度を見積もることに留意するもの とされる (RA 指針 9 (2))。その際、極力、 どのような負傷や疾病がどの作業者に発生 するのかを具体的に予測した上で、その重 篤度を見積もること、また、直接作業を行 う者のみならず、作業の工程上その作業場 所の周辺にいる作業者等も検討の対象に含 むことが求められる(平成18・3・10基発 第 0310001 号)。また、③有害性が立証さ れていない場合でも、一定の根拠がある場 合は、その根拠に基づき、有害性が存在す <u>ると仮定して見積もる</u>よう努めることとさ れる (RA 指針 9 (2))。

リスクの見積りは、事業場の機械設備、 作業等の特性に応じ、次に掲げる負傷又は 疾病の類型ごとに行われる(平成 18・3・ 10 基発第 0310001 号)。

ア はさまれ、墜落等の物理的な作用に よるもの

- (ア) 加害物の高さ、重さ、速度、電圧 等
- (イ) 危険性へのばく露の頻度等(危険 区域への接近の必要性、頻度、作業内容 等)
- (ウ) 機械設備等で発生する事故、土砂 崩れ等の危険事象の発生確率
- (エ) 危険回避の可能性(加害物のスピード、異常事態の認識しやすさ、労働者の技量等)
 - (オ) 環境要因 (天候や路面状態等)
 - イ 爆発、火災等の化学物質の物理的効

果によるもの

- (ア) 反応、分解、発火、爆発、火災等の起こしやすさに関する化学物質の特性(感度)
- (イ) 爆発を起こした場合のエネルギー の発生挙動に関する化学物質の特性(威力)
- (ウ) タンク等に保管されている化学物質の保管量等
- ウ 中毒等の化学物質等の有害性によるもの
- (ア) 有害物質等(化学物質、石綿等粉 じん含む)の取扱量、濃度、接触の頻度等
- (イ) 有害物質等への労働者のばく露量 及びばく露限度等との比較
 - (ウ) 侵入経路等
- エ 振動障害等の物理因子の有害性によるもの
 - (7) 物理因子の有害性等(電離放射線の線源等、振動の振動加速度等、騒音の騒音レベル等、紫外線等の有害光線の波長等、気圧、水圧、高温、低温等)
- (イ) 物理因子のばく露量及びばく露限 度等との比較

また、リスクの見積もりにあたっては、 ①安全装置の設置、立入禁止措置その他の 労働災害防止のための機能又は方策(安全 機能等)の信頼性及び維持能力(例えば、 安全装置等の機能の故障頻度・故障対策、 メンテナンス状況、使用者の訓練状況、立 入禁止措置等の管理的方策の周知状況、柵 等のメンテナンス状況)、②安全機能等を 無効化する又は無視する可能性(生産性の 低下等、無効化の動機となるものやスイッ チの誤作動防止のための保護錠の有無等)、 ③作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性(作業手順の周知状況、監視の有無、近道行動(最小抵抗経路行動)、ボタンの配置、作業者の資格や教育等)を考慮することが求められる(RA 指針 9 (3)、平成 18・3・10 基発第 0310001 号)。

2. 2. 2. 2. 6 リスク低減措置

事業者は、法令に定められた事項がある 場合にはそれを必ず実施するとともに、以 下のア乃至エに掲げる優先順位でリスク低 減措置内容を検討の上、実施することが求 められる (RA 指針 10)。ここでは、本質安 全化を図ることができる場合にはその実施 がまず求められ、それが難しい場合や残存 リスクに対しては、設備や物に対する工学 的対策が、次いで、人の教育等に関わる管 理理的対策が求められる(図表 2-2)。そ れでもなおリスクが残る場合には、保護具 を使用させることが求められる。行政通達 (平成 18・3・10 基発第 0310001 号) では、 保護具の使用により、それより優先する措 置の代替を図ってはならないことが確認さ れている。

ア 危険な作業の廃止・変更等、原材料の 代替、より安全な反応過程・施工方法への 変更等、設計や計画の段階から労働者の就 業に係る危険性又は有害性を除去又は低減 する措置

イ ガード、インターロック、安全装置、 局所排気装置等の設置等の工学的対策 ウ マニュアルの整備、立入禁止措置、ば く露管理、警報の運用、二人組体制、教育 訓練、健康管理等の管理的対策

エ 個人用保護具の使用

リスク低減に要する<u>負担</u>がリスク低減に

よる労働災害防止効果と比較して大幅に大 きく、両者に著しい不均衡が発生する場合 であって、措置を講ずることを求めること が著しく合理性を欠く場合には、より下位 の措置を実施することも可能となる。しか し、それ以外の場合は、可能な限り高い優 先順位のリスク低減措置を実施する必要が あるものとされる。このことは、より高い 優先順位のリスク低減措置を実施すること により、「合理的に実現可能な程度に低い」 (as low as reasonably practicable (ALARP)) レベルまで適切にリスクを低減 させるという考え方を規定するものである。 なお、リスク低減のための対策を決定する 際には、既存の行政指針、ガイドライン等 に定められている対策と同等以上とするこ とが望ましいこと。また、高齢者、日本語 が通じない労働者、経験の浅い労働者等、 安全衛生対策上の弱者に対しても有効なレ ベルまでリスクが低減されるべきものであ るとされている (平成 18・3・10 基発第 0310001 号)。また、死亡、後遺障害又は 重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスク に対して、適切なリスク低減措置の実施に 時間を要する場合は、暫定的な措置を直ち に講ずるものとされる(RA 指針 10(3))。

2. 2. 2. 2. 7 結果の記録

事業者は、リスクアセスメントを実施した場合、(1) 洗い出した<u>作業</u>、(2) 特定した<u>危険性又は有害性</u>、(3) 見積もったリスク、(4) 設定したリスク<u>低減措置の優先度</u>、(5) <u>実施</u>したリスク低減措置の<u>内容</u>次に掲げる事項を記録するものとする (RA 指針 11)。

2. 2. 2. 3 化学物質等に係るリスクアセ

スメント

2. 2. 2. 3. 1 実施主体・対象

化学物質等のリスクアセスメントについては、全業種の事業者がその対象となる(本条第 1 項但書)。なお、化学物質等のうち一定の物質に係るリスクアセスメントについては、安衛法第 57 条の 3 に基づき、その実施が義務付けられているため、本条の対象からは外れることになる。

2. 2. 2. 3. 2 実施体制

事業者はリスクアセスメントを実施する にあたり、①総括安全衛生管理者(選任さ れていない場合には、事業の実施を統括管 理する者) にリスクアセスメント等の実施 を統括管理させること、②安全管理者又は 衛生管理者(選任されていない場合には、 職長その他の当該作業に従事する労働者を 直接指導、監督する者) にリスクアセスメ ント等の実施を管理させることが求められ る。③安全衛生委員会、安全委員会又は衛 生委員会等において、リスクアセスメント 等に関することを調査審議させるか、(安 全衛生委員会等が設置されていない場合に は)対象業務に従事する労働者の意見を聴 取する場を設けるなどしてリスクアセスメ ント等の実施を決定する段階において労働 者を参画させること、④必要に応じ、化学 物質等に係る危険性及び有害性や、化学物 質等に係る機械設備、化学設備、生産技術 等についての専門的知識を有する者を参画 <u>させる</u>ことが求められる。また、事業者は、 ⑤化学物質等の適切な管理について必要な 能力を有する者のうちから化学物質等の管 理を担当する者(以下「<u>化学物質管理者」</u> という。)を指名し、この者に、安全管理 者又は衛生管理者等の下でリスクアセスメ

ント等に関する技術的業務を行わせること、 ⑥より詳細なリスクアセスメント手法の導入又はリスク低減措置の実施に当たっての、技術的な助言を得るため、労働衛生コンサルタント等の外部の専門家の活用を図ることが望ましいとされる。また、事業者は、リスクアセスメントの実施を管理する者、技術的業務を行う者等(外部の専門家を除く)に対し、必要な教育を実施するものとする(化学物質 RA 指針 4)。すなわち、リスクアセスメントは、トップによる管理の下、現場を知る労働者及び企業内外の専門家の参画を得て実施することが求められているといえる。

2. 2. 2. 3. 3 実施時期

リスクアセスメントは、①化学物質等を 原材料として<u>新規に採用</u>し、又は<u>変更</u>する とき、②化学物質等を製造し、又は取り扱 う業務に係る作業の方法又は手順を新規に <u>採用</u>し、又は<u>変更</u>するとき、③上記①・② のほか、化学物質等による危険性又は有害 <u>性等について変化</u>が生じ、又は生じる<u>おそ</u> れがあるときに実施することが求められる (安衛則第34条の2の7第1項)。化学物 質 RA 指針では、③の具体例として、例え ば、国連勧告の化学品の分類及び表示に関 する世界調和システム(GHS)又は JIS Z7252 に基づき<u>分類された化学物質等の危</u> 険性又は有害性の区分が変更された場合、 日本産業衛生学会の許容濃度又は米国産業 衛生専門家会議(ACGIH)が勧告する TLV-TWA (※1 日 8 時間、週 40 時間繰り返しば く露されても、有害な影響を与えることは ないと考えられる有害物質の平均濃度)等 により化学物質等のばく露限界が新規に設 <u>定</u>され、又は<u>変更</u>された場合や化学物質の 譲渡、提供者が SDS に記載された情報を更 新した場合などが挙げられている (平成 27・9・18 基発 0918 第 3 号)。なお、<u>事業</u> 者は上記①・②に掲げる作業を開始する前 に<u>リスク低減措置を実施することが必要</u>で あり、また、上記①・②に係る計画を策定 するときにおいても調査等を実施すること が望ましいとされている (化学物質 RA 指 針 5 (3) (4))。

また、化学物質 RA 指針 5 (2) では、下 記の場合にも事業者はリスクアセスメント を行うよう努めるものと規定する。

ア 化学物質等に係る<u>労働災害が発生</u>した 場合であって、過去のリスクアセスメント 等の内容に問題がある場合

イ 前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過し、化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合

ウ 既に製造し、又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合など、当該化学物質等を製造し、又は取り扱う業務について<u>過去にリスクアセスメント等を実施したことがない</u>場合

2. 2. 2. 3. 4 危険性・有害性の特定等 事業者は、リスクアセスメントの実施に 先立ち、①実施<u>対象の選定</u>、②必要な<u>情報</u> の入手、③<u>危険性・有害性の特定</u>等を行う。 このプロセスは、発生しうる災害(=防止 しようとする災害)を予見する段階という ことができる34。

まず、リスクアセスメント等の実施対象 の選定を行う。対象となるのは、「化学物 質等による危険性又は有害性等」である。 リスクアセスメント等は、対象の化学物質 等を製造し、又は取り扱う業務ごとに行う ことが求められる。ただし、例えば、当該 業務に複数の作業工程がある場合に、当該 工程を1つの単位とする、当該業務のうち 同一場所において行われる複数の作業を 1 つの単位とするなど、事業場の実情に応じ 適切な単位で行うことは可能である。また、 元方事業者にあっては、その労働者及び関 係請負人の労働者が同一の場所で作業を行 うこと(混在作業)によって生ずる労働災害 を防止するため、当該混在作業についても、 リスクアセスメント等の対象とすることが 求められる (化学物質 RA 指針 6)。

次に、事業者は、①リスクアセスメント等の対象となる化学物質等に係る<u>危険性又は有害性に関する情報(SDS</u>等)、②リスクアセスメント等の対象となる<u>作業を実施する状況に関する情報(作業標準、作業手順</u>書等、<u>機械設備等</u>に関する情報を含む)を入手し活用するものとされる。その際、現場の実態を踏まえ、<u>非定常作業に係る資料</u>等も含めることが求められる(化学物質

34 1985 年に労働省に入省し、化学物質管理(リスクアセスメント)に係る法令改正等にも携わられた柳川行雄作成ウェブサイト「実務家のための労働安全衛生のサイト」(https://osh-

management.com/document/information/RA/ 最終閲覧日:2022(令和4)年8月23日)の記述に基づく。

RA 指針 7 (1))。また、事業者は必要に応じ、下記の資料等も入手するものとされる (化学物質 RA 指針 7 (2)。

- ア 化学物質等に係る<u>機械設備等のレイア</u> ウト等、作業の周辺の環境に関する情報
- イ 作業環境測定結果等
- ウ 災害事例、災害統計等
- エ その他、リスクアセスメント等の実施 に当たり参考となる資料等

なお、①新たに化学物質等を外部から取 得等しようとする場合には、当該化学物質 等を譲渡し、又は提供する者から、当該化 学物質等に係る SDS を確実に入手すること が、②化学物質等に係る新たな機械設備等 を外部から導入しようとする場合には、当 該機械設備等の製造者に対し、当該設備等 の設計・製造段階においてリスクアセスメ ントを実施することを求め、その結果を入 手することが、③化学物質等に係る機械設 備等の使用又は改造等を行おうとする場合 に、自らが当該機械設備等の管理権原を有 しないときは、管理権原を有する者等が実 施した当該機械設備等に対する調査等の結 果を入手することが求められる(化学物質 RA 指針 7 (3))。元方事業者は、複数の事 業者が同一の場所で作業する場合や化学物 質等による危険性又は有害性がある場所等 において複数事業者が作業を行う場合、自 ら実施したリスクアセスメント等の結果を 当該業務に係る関係請負人に提供すること が求められる (RA 指針 7 (4))。

以上のプロセスを経て、事業者は、化学 物質等について、リスクアセスメント等の 対象となる業務を洗い出した上で、国際連 合から勧告として公表された「化学品の分 類及び表示に関する世界調和システム

(GHS) | 又は日本産業規格 Z7252 に基づき 分類された化学物質等の危険性又は有害性 (当該 SDS に記載されている GHS 分類結果) に則して、危険性又は有害性を特定するこ とが求められる。もっとも、GHS 分類にお いて危険性又は有害性が認められていない からといって、危険性ないし有害性がない ことを意味するものではない。そのため、 必要に応じて、上記以外の危険性又は有害 性についても特定が求められることとなる。 この場合、過去に化学物質等による労働災 害が発生した作業、化学物質等による危険 又は健康障害のおそれがある事象が発生し た作業等により事業者が把握している情報 があるときには、当該情報に基づく危険性 又は有害性が必ず含まれるよう留意するこ とが求められる(化学物質 RA 指針 8)。

2. 2. 2. 3. 5 リスクの見積もり

リスクアセスメントは、①当該対象物が 当該業務に従事する労働者に<u>危険</u>を及ぼし、 又は当該対象物により当該労働者の<u>健康障</u> 害を生ずる<u>おそれの程度</u>及び当該<u>危険</u>又は 健康障害の程度</u>を考慮する方法か、②当該 業務に従事する労働者が対象物に<u>さらされ</u> <u>る程度</u>及び当該対象物の<u>有害性の程度</u>を考 慮する方法、③上記①・②に準ずる方法に より実施される(安衛則第 34 条の 2 の 7 第 2 項)。

化学物質 RA 指針ではリスクの見積もり 方法として、下記を挙げる(化学物質 RA 指針 9 (1))。下記のうち、アの方法によ る場合に事業者が留意すべき事項は、RA 指針における場合と同様であり、重篤度の 評価にあたっては、<u>最も重篤な負傷・疾病</u> の程度を見積もること、休業日数等を尺度 とすること、労働者の疲労等の影響を考慮 することが求められる(化学物質 RA 指針9 (3))。また、事業者は必要に応じて、安全装置、立入禁止装置、排気・換気装置の設置等の安全衛生機能等の信頼性及び維持能力、これを無効化する又は無視する可能性、意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性や、有害性が立証されていないが一定の根拠がある場合における根拠に基づく有害性を考慮する点も RA 指針と同様である(化学物質 RA 指針9 (4))。

- ア 化学物質等が当該業務に従事する労働者に<u>危険</u>を及ぼし、又は化学物質等により当該労働者の<u>健康障害</u>を生ずるおそれの程度(<u>発生可能性</u>)及び当該危険又は健康障害の程度(重篤度)を考慮する方法
- (ア) <u>発生可能性及び重篤度</u>を相対的に尺度化し、それらを<u>縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性及び重篤度に応じてリスクが割り付けられた表</u>を使用してリスクを見積もる方法
- (イ) 発生可能性及び重篤度を一定の尺度 によりそれぞれ<u>数値化</u>し、それらを<u>加算又</u> は乗算等してリスクを見積もる方法
- (ウ) 発生可能性及び重篤度を<u>段階的に分</u> <u>岐</u>していくことによりリスクを見積もる方 法
- (エ) <u>ILO</u>の化学物質リスク簡易評価法(<u>コントロール・バンディング</u>)等を用いて リスクを見積もる方法
- ※「コントロール・バンディング」は、 ILO が開発途上国の中小企業を対象に有害 性のある化学物質から労働者の健康を保護 するため開発した簡易なリスクアセスメン ト手法である(図表 2-3)。
- (オ) 化学プラント等の化学反応のプロセス等による災害のシナリオを仮定して、そ

の事象の発生可能性と重篤度を考慮する方 法

※「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」(平成12年3月21日付け基発第149号)による方法等が参照される。なお、同指針では、①関係資料の収集・形成、②定性的評価、③定量的評価(及びそれに基づく危険度ランク付け)、④プロセス固有の特性を踏まえたプロセス安全性評価、⑤安全対策の確認等の5段階で安全性の事前評価を行うことが推奨されている。

- イ 当該業務に従事する労働者が化学物質 等にさらされる程度(<u>ばく露の程度</u>)及び当 該化学物質等の<u>有害性の程度</u>を考慮する方 法(なお、(ア)の方法がより望ましいとさ れる)
- (ア) 対象の業務について作業環境測定により測定した<u>気中濃度</u>や個人サンプラーを用いて測定した個人ばく<u>露濃度</u>、検知管により簡易測定した結果等を、当該化学物質等のばく露限界(日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIH(米国産業衛生専門家会議)のTLV-TWA)と比較する方法
- (イ) <u>数理モデル</u>を用いて対象の業務に係る作業を行う労働者の<u>周辺の</u>化学物質等の <u>気中濃度を推定</u>し、当該化学物質の<u>ばく露</u> <u>限界と比較</u>する方法
- ※(イ)の数理モデルによる場合には、適切な安全率を考慮する必要があるとされる。
- a 調査対象の作業場所以外の作業場所に おいて、調査対象の化学物質等について調 査対象の業務と同様の業務が行われてお り、かつ、作業場所の形状や換気条件が同

程度である場合に、当該業務に係る作業環境測定の結果から平均的な濃度を推定する 方法

- b 調査対象の作業場所における<u>単位時間</u> 当たりの化学物質等の消費量及び当該<u>作業</u> 場所の気積から推定する方法並びにこれに 加えて物質の拡散又は換気を考慮して推定 する方法
- c 欧州化学物質生態毒性・毒性センターが提供しているリスクアセスメントツール (ECETOC-TRA ※欧州 REACH 規則に基づく化学物質の登録を支援するために開発された、定量的なリスクアセスメントが可能な支援ツール)を用いてリスクを見積もる方法(図表 2-4)
- (ウ) 対象の化学物質等への労働者の<u>ばく</u> <u>露の程度</u>及び当該化学物質等による<u>有害性</u> <u>を相対的に尺度化</u>し(例えばそれぞれを 5 段階にレベル分けする)、それらを縦軸と 横軸とし、<u>あらかじめ</u>ばく露の程度及び有 害性の程度に応じて<u>リスクが割り付けられ</u> <u>た表を使用してリスクを見積もる</u>方法(図 表 2-5)
- ※(ウ)における有害性のレベル分けは、GHS 分類における健康有害性クラス及び区分により行う。また、ばく露レベル(EL)の推定は作業環境(ML)レベルと作業時間・作業頻度(FL)のレベルから導く。作業環境レベルは、取扱量が多く、揮発性・飛散性が高いほど、高くなるが、①換気がされている場合には、ポイントがその分下がっていく。また、労働者の衣服、手足、保護具に化学物質による汚れがみられるかにより、ポイントは上がったり下がったりする。これを算定式で表すと、A(取扱量ポイント)+B(揮発性・飛散性ポイント)

<u>-C(換気ポイント)+D(修正ポイント)</u>と なる。

ウ ア又はイに掲げる方法に準ずる方法 (ア) リスクアセスメントの対象の化学物 質等に係る危険又は健康障害を防止するた めの具体的な措置が労働安全衛生法関係法 令(主に有機則、鉛則、四アルキル鉛則、 特化則の規定並びに危険物に係る安衛則の 規定)の各条項に規定されている場合に、 当該規定の履行状況を確認することによっ て、リスクアセスメントを実施したとみな す方法。

(イ) リスクアセスメントの対象の化学物質等に係る危険を防止するための具体的な規定が労働安全衛生法関係法令に規定されていない場合(すなわち、「危険物」(安衛法施行令別表第1)ではない場合)において、当該化学物質等のSDSに記載されている危険性の種類(例えば「爆発物」など)を確認し、当該危険性と同種の危険性を有し、かつ、具体的措置が規定されている「危険物」に係る安衛則第4章等の条項を確認する方法

事業者は、上記ア又はイの方法により見積りを行うに際しては、用いるリスクの見積り方法に応じて、次に掲げる事項等必要な情報を使用することが求められる(化学物質RA指針9(2))。

- ア 当該化学物質等の性状
- イ 当該化学物質等の製造量又は取扱量
- ウ 当該化学物質等の製造又は取扱い(以
- 下「製造等」という。)に係る作業の内容
- エ 当該化学物質等の製造等に係る<u>作業の</u> 条件及び関連設備の状況
- オ 当該化学物質等の製造等に係る作業へ

の人員配置の状況

- カ 作業時間及び作業の頻度
- キ 換気設備の設置状況
- ク 保護具の使用状況
- ケ 当該化学物質等に係る既存の<u>作業環境</u> 中の濃度若しくは<u>ばく露濃度</u>の測定結果又 は<u>生物学的モニタリング結果</u>

2. 2. 2. 3. 6 リスク低減措置

事業者は、<u>法令に定められた事項</u>がある場合にはそれを<u>必ず実施</u>するとともに、法令に定められた措置がない場合には、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施することが求められる(化学物質 RA 指針 10)。ここでも、<u>本質安全化を図ることができる場合にはその実施がまず求められるといえる。また、作業環境管理に係る措置がまず優先され、その後に作業管理に係る措置が予定されているといえる。</u>

ア 危険性又は有害性のより低い<u>物質</u>への 代替、化学反応のプロセス等の<u>運転条件の</u> 変更、取り扱う化学物質等の<u>形状の変更</u>等 又はこれらの併用によるリスクの低減

イ 化学物質等に係る機械設備等の<u>防爆構造化</u>、安全装置の二重化等の<u>工学的対策</u>又は化学物質等に係る<u>機械設備等の密閉化</u>、局所排気装置の設置等の衛生工学的対策

- ウ <u>作業手順の改善、立入禁止等の管理的</u> 対策
- エ 化学物質等の有害性に応じた有効な<u>保</u> 護具の使用

上記措置については、リスク見積もり結果として、<u>ばく露濃度等がばく露限界を相当程度下回る場合</u>は、当該リスクは許容範囲内であり、リスク<u>低減措置を検討する必</u>要がないものとして差し支えないとされる。

また、リスク低減に要する負担がリスク低 減による労働災害防止効果と比較して大幅 に大きく、両者に著しい不均衡が発生する 場合であって、措置を講ずることを求める ことが著しく合理性を欠く場合には、より 下位の措置を実施することも可能となる。 しかし、それ以外の場合は、可能な限り高 い優先順位のリスク低減措置を実施する必 要があるものとされる。なお、死亡、後遺 障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあ るリスクに対して、適切なリスク低減措置 の実施に時間を要する場合は、暫定的な措 置を直ちに講ずるほか、上記のリスク低減 措置の内容を速やかに実施するよう努める ことが求められる。また、リスク低減措置 を講じた場合には、当該措置を実施した後 に見込まれるリスクを見積もることが望ま しいとされている。

2. 2. 2. 3. 7 結果の記録・保存・周知 事業者は、化学物質等を製造又は取り扱 う業務に従事する労働者に対し、①作業場 への常時<u>掲示又は備え付け</u>、②労働者への 書面交付、③磁気テープ等への記録と各作 業場における記録内容を確認できる機器設 置等により、(1) 当該調査対象物の名称、 (2) 当該業務の内容、(3) 当該調査の結 果(特定した危険性・有害性、見積もった リスク)、(4) 当該調査の結果に基づき事 業者の講ずる危険又は健康障害防止措置の 内容を周知させなければならない(安衛則 第 34 条の 2 の 8)。また、リスクアセスメ ントの対象の業務が継続し(1)の労働者へ の周知等を行っている間は、事業者は(1) 乃至(4)に係る事項を記録・保存してお くことが望ましいとされる(化学物質 RA 指針 11)。

2. 2. 2. 4 機械に係るリスクアセスメント

2. 2. 2. 4. 1 概要

リスクアセスメント指針では、「特定の 危険性又は有害性の種類等に関する詳細な 指針が別途策定される」こと、「機械安全 に関しては、厚生労働省<u>労働基準局長</u>の定 めるもの」が含まれる」ことが規定されて いた (RA 指針 1)。「機械の包括的な安全基 準に関する指針(以下、機械包括安全指針 という)」(平成 19・7・31 基発第 0731001 号) のうち、事業者の実施事項としてリス <u>クアセスメント等について定める部分がこ</u> れに当たる。なお、機械包括安全指針は、 機械の製造等(設計、輸入を含む)を行う 者による、機械の設計・製造段階における リスクアセスメントや機械を譲渡又は貸与 される者に対する情報提供等についても規 定するが、これは、機械の製造者等に機械 が使用されることによる労働災害の発生に 防止に資するよう努めなければならないと する安衛法第3条第2項に基づくものであ る。以下では、機械を労働者に使用させる 事業者の実施事項について取り上げるが、 実施内容、実施体制等、実施時期、対象の 選定、情報の入手、リスクの見積り、記録 等については、リスクアセスメント指針と 大きく異なるところはないため一部省略す る。

2. 2. 2. 4. 2 危険性又は有害性の同定機械を労働者に使用させる事業者は、使用上の情報を確認し、機械に労働者が関わる作業等ごとに、下記を参照する等して同定するものとされる(機械包括安全指針6)。

労働者が関わる作 業

- ア 機械の<u>意図する</u> 使用が行われる作
- イ 運搬、設置、試 運転等の機械の使 用の開始に関する 作業
- ウ <u>解体、廃棄等</u>の 機械の使用の停止 に関する作業
- エ 機械に<u>故障、異</u> 常等が発生してい る状況における作 業
- オ 機械の合理的に 予見可能な<u>誤使用</u> が行われる作業
- が行われる作業 カ 機械を使用する 労働者以外の者 (合理的に予見可能な場合に限る。) が機械の危険性又 は有害性に接近す

ること

危険性又は有害性

- 1 <u>機械的</u>な危険性又 は有害性
- 2 <u>電気的</u>な危険性又 は有害性
- 3 <u>熱的</u>な危険性又は 有害性
- 4 <u>騒音</u>による危険性 又は有害性
- 5 <u>振動</u>による危険性 又は有害性
- 6 <u>放射</u>による危険性 又は有害性
- 7 材料及び物質による危険性又は有害性
- 8 機械の<u>設計時</u>にお ける人間工学原則の無 視による危険性又は有 害性
- 9 <u>滑り、つまずき及び墜落</u>の危険性又は有害性
- 10 危険性又は有害性 の組合せ
- 11 機械が使用される <u>環境に関連</u>する危険性 又は有害性

2. 2. 2. 4. 3 リスクの見積り等

機械を労働者に使用させる事業者は、同定されたそれぞれの危険性又は有害性ごとに、<u>リスクを見積もり</u>、適切な<u>リスクの低減が達成されているか</u>どうか及び<u>リスクの低減の優先度を検討</u>するものとする(機械包括安全指針 7、RA 指針 9 (1) ア乃至ウ参照)。その際、それぞれの危険性又は有害性により最も発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度によってリスクを見積もるものとするが、発生の可能性が低くても、予見される最も重篤な負傷又は疾病も配慮するよう留意するものとする。

2. 2. 4. 4 保護方策の検討及び実施 事業者は、<u>法令に定め</u>られた事項がある 場合はそれを必ず実施するとともに、適切

なリスクの低減が達成されていないと判断 した危険性又は有害性について、機械に係 る保護方策を検討し実施するものとする。 保護方策には優先順位があり、まず、①本 質的安全設計方策(ガード又は保護装置を 使用しないで、機械の設計又は運転特性を 変更することによる保護方策)をとること が、次いで、②安全防護(ガード又は保護 装置の使用による保護方策)の方法及び付 加保護方策(労働災害に至る緊急事態から の回避等のために行う保護方策)の方法を とることが、さらに、③上記①・②を実施 した後に残留するリスクを労働者に伝える ための作業手順の整備、労働者教育の実施 等の管理的対策をとることが、必要な場合 には④個人用保護具を使用させることが検 討される (機械包括安全指針 8 (1))。保 護方策を行う際は、新たな危険性又は有害 性の発生及びリスクの増加が生じないよう 留意し、保護方策を行った結果これらが生 じたときは、当該リスクの低減を行うこと が求められる (機械包括安全指針 8 (2))。 2. 2. 2. 4. 5 注文時の条件

事業者は、本質的安全設計方策、安全防護の方法及び付加保護方策の方法、使用上の情報の内容及び提供方法に配慮した機械を採用することが求められる。また、必要に応じ、注文時の条件にこれら事項を含めるものとする。さらに、使用開始後に明らかになった当該機械の安全に関する知見等を製造等を行う者に伝達することが求められる(機械包括安全指針10)。

- 2. 3 沿革
- 2. 3. 1 制度史
- 2. 3. 1. 1 本条制定前

本条は、2005 (平成 17) 年の安衛法改 正により導入された規定であるが、本条の 前身となる規定は安衛法制定当時から存在 していた。すなわち、当時の安衛法第 58 条は、「<u>事業者</u>は、<u>化学薬品</u>、化学薬品を 含有する製剤その他の物で、労働者の健康 障害を生ずるおそれのあるものについては、 あらかじめ、これらの物の有害性等を調査 し、その結果に基づいて、この法律又はこ れに基づく命令の規定による措置を講ずる ほか、これらの物による労働者の健康障害 を防止するため必要な措置を講ずるように 努めなければならない。」と規定していた。 なお、同規定は、<u>1977 (昭和 52 年) の安</u> 衛法改正(法律第76号)において、新規 化学物質の有害性調査が義務付けられたこ とに伴い、その標題が「有害性の調査等」 から「事業者の行うべき調査等」に改めら れ、また、条文中「化学薬品」とされてい た部分が「化学物質」に改められている。 さらに、1999 (平成 11) 年の安衛法改正 (法律第 45 号) において、労働大臣が安 衛法第 28 条に基づく技術上の指針や健康 障害防止指針のほかに、安衛法第58条に 基づく健康障害防止措置に関して、その適 切かつ有効な実施を図るため必要な指針を 公表するものとする旨、労働大臣は、前項 の指針に従い、事業者に対し、<u>必要な指導、</u> 援助等を行うことができる旨の規定が追加 されている。

また、<u>2000 (平成 12) 年 3 月 31 日</u>には、 これらの規定に基づき、事業者による化学 物質等の自主的管理を促進し、もって、労

働者の健康障害の予防に資することを目的 として、「化学物質等による労働者の健康 障害を防止するため必要な措置に関する指 針」(労働安全衛生法第58条第2項の規定 に基づく化学物質等による労働者の健康障 害を防止するため必要な措置に関する指針 に関する公示第1号)が公表されている。 同指針においては、<u>リスクアセスメント</u>が 「化学物質等の有害性に関する情報を入手 して、当該化学物質等の有害性の種類及び 程度(以下「有害性等」という。)、労働者 の当該化学物質等へのばく露の程度等に応 じて労働者に生ずるおそれのある健康障害 の可能性及びその程度を評価し、かつ、当 該化学物質等へのばく露を防止し、又は低 減するための措置を検討すること」と定義 <u>され</u>、化学物質管理<u>計画の策定</u>等、<u>有害性</u> <u>の特定</u>及び<u>リスクアセスメント</u>のほか、健 康障害防止措置の原則的な実施事項につい て規定されていた。

ところで、1973 (昭和 48) 年の石油コ <u>ンビナートにおける相次ぐ爆発・火災等の</u> 大規模災害を背景に、1976 (昭和 51) 年 には、安全性の事前評価の具体的手法につ いて示した「化学プラントにかかるセーフ <u>ティ・アセスメントに関する指針」(昭和</u> 51・12・24 基発第 905 号) が策定されて いる。同指針は、立地条件や設備といった 診断項目について評価(定性的評価)を行 い、さらに、物質の爆発、火災に対する潜 在的危険性、容量、温度、圧力等の操作条 件の危険性を多角的に組み合わせて、製造、 貯蔵等の各ブロックのもつ危険性の総合的、 <u>定量的な評価</u>を行い、そこで得られた<u>危険</u> 度のランクに応じた対策を講じることを目 的とするものであり、日本のリスクアセス

メントの先駆けともいうべきものである。 この指針は、化学プラントにかかる技術も 進歩し、また、様々な安全性評価手法が開 発されてきたことを受けて、2000 (平成 12) 年には改正されている (平成 12・3・ 21 基発第 149 号)。

引き続き 2001 (平成 13) 年には、リス クアセスメントは、機械の安全化を進める ためには必ず行う必要があるものであると して「機械の包括的な安全基準に関する指 針」(平成 13・6・1 基発第 501 号)が示さ れており、リスクアセスメントについて、 「利用可能な情報を用いて危険源及び危険 状態を特定し、当該危険源及び危険状態の リスクを見積もり、かつ、その評価をする ことによって、当該リスクが許容可能か否 かを判断すること」と定義した上で、①製 造者等は機械の設計、製造段階においてリ スクアセスメントを行い、リスクが許容可 能な程度に低減されていないときは必要な 安全方策を行うべきこと、②事業者は、機 械を労働者に使用させるにあたり、製造者 等から提供された使用上の情報の内容を確 認し、必要に応じて、リスクアセスメント を行うこと、結果に基づき必要な安全方策 を行うことについて定めている。

なお、上記指針策定の背景にはリスクアセスメントに関する<u>諸外国の動向</u>もあった 35 。すなわち、 $\underline{1998}$ (平成 $\underline{10}$)年、英国安全衛生庁(HSE)において「リスクアセスメントのための $\underline{5}$ ステップ: Five steps to risk assessment」が発行され、 $\underline{1999}$ (平

35 厚生労働省安全衛生部安全課「危険性又は有害性等の調査等に関する指針・同解説」(2006(平成18)年3月)2頁。

成 11) 年には、労働安全衛生管理規則 (management of Health and Safety at Work Regulations 1999) において、リスク アセスメントが規定されている。労働安全 衛生管理規則は行動準則(code of practice)であり、それ自体は義務ではな いが、それと同等なレベルの対策が実施さ れていないと法令違反を構成するものであ る。また、米国においては、米国安全衛生 庁 (OSHA) が 1990 (平成 2) 年に労働安全 衛生マネジメントシステムに関するガイド ラインである「安全衛生プログラム管理ガ イドライン: Safety and Health Program <u>Management Guidelines」を発表</u>し、その 一環であるリスクアセスメントの手法とし て、「職場のハザードの分析: Job Hazard Analysis(JHA)」というリーフレットが発 行されていた。ISO においては、1999 (平 成 11) 年に、主として機械類を製造する 事業者向けに、「機械類の安全性-設計の ための基本概念、一般原則: IS012100-1, JIS B 9700-1」、「機械類の安全性-リスク アセスメントの原則: IS014121, JIS B 9702」等を策定し、機械の設計段階におけ るリスクアセスメントについて規定してい た。また、<u>ISO においても、2003 (平成</u> 15) 年に機械の設計者が危険源を同定し、 リスクの評価を行って、許容できないリス クについてはリスク低減措置をとり、除去 できなかったリスクについては使用上の情 報をユーザーに提供するという機械の包括 的安全基準が規格化されている (IS012100)_a

2. 3. 1. 2 本条の制定2005 (平成 17) 年の安衛法改正(法律

第108号)においては、本条が規定される ようになるに伴い、旧第58条は削除され た。同条制定に先立ちまとめられた「今後 の労働安全衛生対策の在り方に関する検討 会報告書」(2004 (平成 16) 年 8 月) や 「今後の労働安全衛生対策について(建 議)」(2004(平成 16)年 12月 27日)で は、重大災害発生の要因として、事業場内 <u>における危険・有害性の調査とそれに基づ</u> く実践が十分でなかったこと、製品工程の 多様化・複雑化の進展に伴い、新たな有害 化学物質が導入され、事業場内の危険・有 害要因が多様化し、その把握が困難になっ ていることが挙げられており、<u>リスクアセ</u> スメントを実施することが災害防止に効果 的であることが示唆されている。また、 「<u>第 10 次労働災害防止計画</u>」においても、 リスクを低減させる安全衛生管理手法の展 開が基本方針として示されている。こうし たなかで、安全管理者を選任しなければな らない業種等の事業者が、設備を新設する <u>とき等</u>に労働災害発生のおそれのある<u>危険</u> 性・有害性を調査し、その結果に基づいて、 これを除去・低減するような措置を講ずる よう努めなければならないことを内容とす る本条が規定されたといえる。なお、建議 においては、「中小企業における危険性・ 有害性の調査等が円滑に実施されるよう、 実施事例に基づく手順の明確化、担当者の 資質の向上等の配慮を行うこと」も提言さ れている。

なお、第 15 回労働政策審議会安全衛生 分科会(2004(平成 16)年 11月 29日) では、リスクアセスメントを義務化するこ とはできないかとの問題提起が労働者代表 の芳野委員からなされ、安全課長から、リ スクアセスメントを<u>実施する対象について</u>は限定せず、業種も多岐にわたっていること、<u>多くが中小企業</u>であることを考え、「現実的な話としては努力義務で規定するのが妥当」であるとの回答がなされている。

2. 3. 1. 3 指針の策定・改正

2006 (平成 18) 年 3 月 30 日、本条に基 づく「危険性又は有害性等の調査等に関す る指針」(危険性又は有害性等の調査等に 関する指針公示第1号)、「化学物質等によ る危険性又は有害性等の調査等に関する指 針」(危険性又は有害性等の調査等に関す る指針公示第 2 号)が、「<u>労働安全衛生分</u> 野のリスクアセスメントに関する専門家検 討会報告書」(2005 (平成 17) 年 12 月) <u>を踏まえ、策定・公表</u>されている。両指針 は共に、リスクアセスメントが各事業場に おいて適切かつ有効に実施されるよう、そ の基本的な考え方及び実施事項について定 め、事業者による自主的な安全衛生活動へ <u>の取組を促進する</u>ことを目的とするもので ある。また、同指針は、「労働安全衛生マ ネジメントシステムに関する指針」(平成 11 年労働省告示第 53 号) に定める危険性 又は有害性等の調査及び実施事項の特定の 具体的実施事項としても位置付けられてい る。なお、「<u>化学物質等による危険性又は</u> 有害性等の調査等に関する指針」により、 「化学物質等による労働者の健康障害を防 <u>止するための必要な措置に関する指針」は</u> 廃止されている。

他方、「機械の包括的な安全基準に関する指針」は、本条が設けられたことや ISO 規格が制定されたことに伴い、機械の製造 段階から使用段階にわたる一層の安全確保 を図るため、2007 (平成 19) に改正されている (平成 19・7・31 基発第 0731001号)。同指針においては、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」の内容を踏まえつつ、事業者の実施すべき事項が示されている。

2. 3. 1. 4 リスクアセスメントの義務化 に伴う改正

2014 (平成 26) 年の安衛法改正 (法律 第82号)により、本条において実施が求 められる危険性又は有害性の調査(リスク アセスメント) から、安衛法第 57 条第 1 項の政令で定める物及び第57条の2第1 項に規定する通知対象物による危険性又は 有害性等は除かれた。これは、同改正によ り、通知対象物等に係る危険性又は有害性 の調査はその実施が別途義務付けられたた めである (安衛法第 57 条の 3)。また、同 改正に伴い、2015 (平成27) 年9月18日 には、安衛法第57条の3第3項に基づき、 「化学物質等による危険性又は有害性等の 調査等に関する指針」(危険性又は有害性 等の調査等に関する指針公示第3号)が公 表されているが、これに伴い、従前の「化 学物質等による危険性又は有害性等の調査 等に関する指針」は廃止されている。なお、 同指針は、リスクアセスメントからリスク 低減措置の実施までの一連の措置の基本的 な考え方及び具体的な手順の例、これら措 置の実施上の留意事項について、安衛法第 57 条の 3 に基づき定めるものであるが、 「表示対象物又は通知対象物以外のもので あって、化学物質、化学物質を含有する製 剤その他の物で労働者に危険又は健康障害 を生ずるおそれのあるものについては、法

第 28 条の 2 に基づき、この指針に準じて 取り組むよう努めること」と規定されてい る。

2. 3. 1. 5 自律的管理型規制への移行

2021 (令和 3) 年 7 月 19 日の「職場に おける化学物質等の管理のあり方に関する 検討会報告書」では、講ずべき措置を個別 具体的に法令で定めるというこれまでの仕 組みから、危険有害性が認められる全ての 物質について、事業者がリスクアセスメン トを行い、必要な措置を自ら選択して実行 することを原則とする「自律的な管理」を <u>基軸とする規制への移行</u>が謳われている。 こうした中で、リスクアセスメントの義務 対象となる物質は 674 物質から約 2900 物 質まで段階的に拡大されることとなり、事 業者には、2023 (令和 5) 年 4 月以降、リ <u>スクアセスメントの結果に基づき、必要な</u> 措置を講ずることにより、<u>リスクアセスメ</u> ントの義務対象物に労働者がばく露される 程度を最小限度とする義務が課されること とされた (安衛則 577 条の 2、2023 (令和 5) 年 4 月施行)。その一方で、危険有害性 が明らかとなっておらず、国による GHS 分 類がなされていない化学物質(リスクアセ スメント義務対象物質以外の化学物質)に ついても、危険性又は有害性等の調査を行 い、その結果に基づき、必要な措置を講ず ることにより、労働者がこれにばく露され る程度を最小限度とするよう<u>努める義務</u>が 課されることとされている (安衛則 577 条 の3、2023 (令和5) 年4月施行)。

2. 3. 2 背景になった災害等

2. 3. 2. 1 重大災害の発生等

「今後の労働安全衛生対策の在り方に関 する検討会報告書」(2004 (平成 16) 年 8 月) によれば、2005 (平成 17) 年改正の 背景には、製鉄所における溶鋼の流出災害、 ガスタンクの爆発災害、油槽所におけるガ ソリンタンクの火災災害、タイヤ製造工場 における火災事故等、重大災害が頻発した ことがあるといえる 36。関連する 3 省庁共 同で設置した「産業事故災害防止対策推進 関係省庁連絡会議」では、火災・爆発災害 等が多発する原因及び今後取り組むべき事 項が検討され、厚生労働省においては、安 全管理活動の充実を図る観点から大規模製 造事業場に対する自主点検が行われた。そ の結果、災害発生率が高い事業場では、事 業場のトップ自らによる率先した安全管理 活動の実施が不十分であることや安全委員 <u>会の活動が低調であること、現場労働者へ</u> の定期的な再教育が不十分であることなど に加え、「設備・作業の危険性の大きさを 評価し、災害を防ぐための措置を実施する ことが低調であること」が明らかとされて いる。重大災害を通じて、その発生を防止 する上でリスク評価の重要性が認識された ことが本条導入の背景にあるといえる。

また、上記報告書の添付資料 14 では、 「機械の包括的安全基準の活用で防止でき る典型的災害事例」として、6 件の災害発 生状況と原因、対策及びコメントが挙げら れているが、このうち、安衛則第 147 条違 反に係る 1 件を除くといずれも設備に係る 法違反はないとされている。また、このう ちの 1 件は、「帯状のゴムを巻き取る全自 動の巻き取り用ロール機で、作業者がトラ ブル処理のためにロール機に立ち入ったと ころ、ロール機が停止せず、全身を巻き込 まれた」という災害事例であったが、同事 例については、「作業者の進入を検知する センサーが設けられていたが、関連する全 ての設備を停止できないものであり、また 切換スイッチのモードによっては停止しな い場合もあるなど、停止条件が複雑であっ た。このような災害を防止するには、包括 基準に従って十分なリスクアセスメントを 行い、安全条件を明確にする必要がある」 と記載されている。

2. 3. 2. 2 化学物質による健康障害

「労働安全衛生法第58条第2項の規定 に基づく化学物質等による労働者の健康障 害を防止するため必要な措置に関する指針 に関する公示第1号」においては、産業界 で使用されている化学物質は、5万種類を 超え、さらに毎年500から600種類の化学 物質が新たに導入されていること、これら の化学物質の中には労働者がばく露するこ とにより健康障害を生ずるものがあり、化 学物質による労働者の健康障害も毎年相当 数発生していること、この中には、事業揚 における化学物質の保管、貯蔵、運搬等の 過程における漏えい、不適切な取扱い等に よる労働者の健康障害の事例が含まれるこ と、内分泌かく乱化学物質による健康影響 の懸念、フロン代替物による健康障害が問 題となる等化学物質をめぐる新たな問題も

³⁶ 同報告書の添付資料 2 では 2003 (平成 15) 年 7 月から 2004 (平成 16) 年 6 月に かけて全国各地で発生した主な爆発・火災 災害等の概要が 16 件示されている。

生じていることなどが挙げられている。な お、ここで言及されているフロン代替物に よる健康障害は、「第9次労働災害防止計 画」(1998 (平成 10) ~2003 (平成 14) 年)で言及されている 2-ブロモプロパン による健康障害のことではないかと思われ る。2-ブロモプロパンによる健康障害は、 1995 (平成7) 年秋、韓国の電子部品工場 において、洗浄用溶剤の切り替え後に女性 労働者に月経停止と汎血球減少が、男性労 働者に乏精子症または無精子症が集中して 発生していることにより明らかになった³⁷。 洗浄用洗剤は日本から輸入されたものであ ったが、その主成分は2-ブロモプロパン であり、オゾン層破壊物質を規制するモン トリオール議定書の締結を受けて、洗浄用 溶剤として使用されていた 1, 1, 2-トリフ ルオロトリクロロエタン(フロン113)の 代替洗浄剤として導入されたものであった。 2-ブロモプロパンは、医薬、農薬、感光剤 の中間原料として使われていたが、当時、 精巣・卵巣・造血器への毒性については文 献情報がなく、毒性はないものと信じられ ていた。工場労働者は呼吸用保護具を着用 せずにしばしば頭を洗浄槽のフード内につ っこんだり、保護具の着用なしに素手を洗 浄液内に入れたりして、2 交替 12 時間の 勤務をしていたことから、高濃度ばく露を

37 以下の記述は、上島通浩=柴田英治「職場における未知の中毒発生事例から今後の環境リスク対応を考える」保健医療科学67巻3号285頁(2018(平成30)年)、上島通浩「少子化対策としての生殖毒性研究」日衛誌73巻3号332-333頁(2018(平成30)年)に基づく。

受けたと推定されている。なお、日本では、 未知の毒性を解明するためラットを用いた 吸入ばく露実験が行われ、雄ラットで精祖 細胞を傷害すること、雌では、卵胞閉鎖を 来して性周期が停止すること、また、造血 系については骨髄が低形成となって脂肪細 胞に置換されることが明らかになった。韓 国でも同様の結果が得られ、国際協力の下 に情報の伝達・共有が図られている。

なお、明らかにされた情報をもとに、日本産業衛生学会は2-ブロモプロパンの許容濃度を1ppmに設定したが、これにより、揮発性の高い同物質の使用は事実上困難になったため、変異原性がより低い1-ブロモプロパンが代替品として利用されることとなった。しかし、動物実験では予想に反して強い神経毒性を有することが明らかになり、実際にばく露労働者の神経障害患者が国内外で報告されることとなった。

2. 4 適用の実際

2. 4. 1 リスクアセスメントの実施状況

「2017 (平成 29) 年労働安全衛生調査」 (事業所調査) の結果によると、リスクア セスメントを実施している事業所の割合は 45.9% [46.5% (括弧内は 2016 (平成 28) 年調査の結果。以下同じ。)] となって いる。リスクアセスメントの実施内容(複 数回答)をみると、下記のとおりである。

作業に用いる機械の危険性	<u>62. 5%</u>
に関する事項	[63. 2%]
交通事故に関する事項	60.9%
	[56.5%]
熱中症予防に着目した暑い	58.8%
場所での作業に関する事項	[52.5%]
腰痛のおそれのある作業に	44.5%
関する事項	[43.9%]
高所からの墜落・転落に関	38%
する事項	[34. 3%]

作業に用いる化学物質の危 険性・有害性に関する事項	37% [31.3%]
上記以外の事項	19.4%
	[15.8%]
不明	0.3%
	[0.1%]

交通事故に関する事項を除くと、<u>大企業</u>において実施割合が高く、中小企業において低い傾向が見受けられるが、特に、化学物質の危険性・有害性に関する事項においてその差が大きい(図表 2-6)。

また、リスクアセスメントを実施してい ない事業所について、実施していない理由 (複数回答)をみると、「危険な機械や有 害な化学物質等を使用していないため」が 63.3%[同 57.3%]と最も多く、次いで 「十分な知識を持った人材がいないため」 が 27.4%[同 26.2%]、「実施方法が判ら ないため」が 20.4% [同 21.6%]、「労働 災害が発生していないため」が 14.2% [17.0%]、「法令を守っていれば十分なた め」が 11.4% [11.5%] である (図表 2-6)。 2017 (平成 29) 年以降の労働安全衛生 調査(事業所調査)においては、化学物質 を使用している事業所においてリスクアセ スメントを実施している事業所の割合が調 査されている。なお、2018 (平成 30) 年 においては、「該当する化学物質を使用 (製造、譲渡・提供を含む) しているかわ からない」及び「不明」を含む「化学物質 を取り扱っている(製造、譲渡・提供、使 用)事業所」を分母として実施割合が算出 されているため、数値が低くなっている。 この点を措くと、リスクアセスメントの実 施割合は上昇傾向にあるといえる。

もっとも、<u>2021(令和3)年調査</u>において、化学物質を取り扱っている事業所のうち、安衛法第57条の2に該当する化学物

質を使用していると回答する事業所は78%、使用していないと回答する事業所は9.5%であり、不明等の割合は12.5%であるが、安衛法第57条の2に該当しないが危険有害性がある化学物質(すなわち、安衛法第28条の2に該当する化学物質)を使用していると回答する事業所は49.8%、使用していないと回答する事業所は8.9%、不明等の割合は41.3%である。不明と回答した事業所の中に、危険有害性がある化学物質を使用している事業所が含まれる可能性は否定できないことに留意が必要である。

ω ο					
		平 成 29 年	平成30年	令 2 年	令 和 3年
該	すべ	52. 8	29. 2	68.5	71. 8
当	て実	%	%	%	%
す	施	70	70	70	70
る	一 部	26. 4	13. 7	24. 1	22. 4
化	実施	%	%	%	%
学					
物					
質					
該	すべ	41.5	21.6	57. 1	66. 2
当	て実	%	%	%	%
し	施				
な	一部	31. 2	15. 5	32.9	25. 9
い	実施	%	%	%	%
化					
学					
物					
質					
W KI + A 4-1 3m + (+ W = 2m +) (L m) + 3					

労働安全衛生調査(事業所調査)結果に基づ き石﨑作成

2. 4. 2 監督の状況

2. 4. 2. 1 監督の実態

監督官経験者からの情報提供によれば 38、 リスクアセスメントを実施しようとしてい

^{38 2022 (}令和 4) 年 8 月 25 日における大

るが、KY(危険予知訓練)の点数付けに終っている事業場も多数みられるとのことである。なお、KYは基本的に作業前に作業者が各作業場で行うものであり、管理的対策や保護具の着用を予定するものである点で事業者が事業場を対象として、本質的対策や工学的対策を含めて検討するリスクアセスメントとは異なる39。

また、化学物質のリスクアセスメントに おいては、安衛法施行令別表9に掲げられ ているリスクアセスメント対象物質が多い ことや、複数の名称を有する化学物質があ り、安全衛生関係法令において用いられて いる名称と慣用名が異なっていたりするこ となどから、リスクアセスメント実施義務 の対象物質に当たるか否かの判断自体、事 業者にとって困難な場合があるとのことで ある。こうした事業者に対する指導は個々 の監督官の資質頼みとなっている状況であ り、監督指導の質の向上に向けて、こうし た現状を変えるためには、アメリカの国立 労働安全衛生研究所(NIOSH)が刊行して いる「NIOSH POCKETGUIDE to CHEMICAL HAZARD(国立労働安全衛生研究所の化学物 質の危険性に対するポケットガイド)」の ように化学物質別の詳細な資料を監督官に

久保克己氏からの情報提供に基づく。また、 大久保克己「化学物質取扱事業場の指導の 立場から」産業保健法学会誌 1 巻 1 号 69 頁(2022(令和 4)年)参照。

39 労働安全コンサルタントの角田淳のブログ「今日も無事にただいま」

(http://itetama.jp/blog-entry-781.html http://itetama.jp/blog-entry-349.html 最終 閲覧日:2022(令和 4)年 8 月 27 日)。 配布すべきとのことであった。なお、同ポケットガイドは労働者、使用者、労働衛生の専門家らへの情報提供を目的とするものであり、オンライン上で公開されている 40。

2. 4. 2. 2 判決からみる監督実例

日本総合住生活ほか事件・東京地判平成 28・9・12 労判 1206 号 65 頁及び同事件・ 東京高判平成 30・4・26 労判 1206 号 46 頁 は、2013 (平成25) 年1月10日は、Xが Y社代表者から指示された枝を剪定する作 業をするために、安全帯を外して当該枝の 付近に移動し、枝を落とす作業をしようと した際に、本件樹木から落下したことによ り受傷し、四肢体幹機能障害等の後遺障害 が生じた事案である。同月11日、所轄労 働基準監督署の調査官により、本件事故の 調査が行われ、被告Y社代表者は、調査官 に対し、本件工事の概要や、本件事故状況 等について説明したこと、同年1月31日、 所轄労働基準監督署が下記の事項を指導し たことが認定されている。

①立木の剪定等高所作業を行う場合は、<u>高</u> 所作業車の導入等、より<u>安全に作業が行え</u> る方法を採用すること。

②上記<u>①の方法が採用できない場合</u>は、作業時、移動時に係わらず、<u>安全帯を取り付けることが可能な措置</u>を講じること。

⁴⁰ NIOSH ウェブサイト

(https://www.cdc.gov/niosh/npg/default. html#:~:text=The%20NIOSH%20Pocket %20Guide%20to,for%20hundreds%20of% 20chemicals%2Fclasses. 最終閲覧日: 2022(令和)4 年 8 月 27 日)。 ③高所作業等の危険有害業務については、 作業ごとに<u>作業標準を作成</u>し、作成した作 業標準により<u>労働者に安全教育</u>を行うこ と。

④高所作業等の危険有害業務について、<u>工</u>事開始前にリスクアセスメントを実施し、必要なリスク低減措置を反映させた<u>作業計</u>直を策定し、当該作業計画に基づき作業を行うこと。

ここで挙げられている指導事項のうち、 ①は工学的対策、②・③は管理的対策をとることを指導するものといえるが、結局の ところ、④のリスクアセスメントが適切に 実施されていたとすれば、①乃至③のよう な対策がとられ、本件事故は防げた可能性 があることがうかがわれる。

4.3 リスクアセスメントの支援ツール

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」で は、「リスクアセスメントの実施支援シス テム」として、小規模事業場を対象として、 建設業、製造業、サービス業、運輸業の業 種・作業別にリスクアセスメントのツール を提供している。ここでは、全業種につい て、マトリクスを用いた方法のツールが、 鋳物製造業・食品加工作業・ビルメンテナ ンス業・産業廃棄物処理業・自動車整備業 では、数値化による方法も併せて提供され ている (図表 2-7)。また、同じく「職場 のあんぜんサイト」の「化学物質のリスク <u>アセスメント実施支援</u>」では、<u>厚生労働省</u> が作成した様々な支援ツールの他、国内外 の研究機関が開発した様々なリスクアセス メント支援ツールをウェブサイト上で紹介 している。これらは、主に「リスクの見積

もり」に対する支援を内容とするものであり、<u>リスク低減措置の検討は別途</u>行う必要がある。支援ツールの中には、行政通達(平成 27・9・18 基発 0918 第 3 号)の中でも記載されている<u>コントロールバンディングや ECETOC TRA</u>のほか、第 13 次労働災害防止計画の下で開発された簡易なリスクアセスメントツール(クリエイト・シンプル、リアルタイムモニターを用いたリスクアセスメントガイドブックなど)<u>も含まれる(図表 2-8)。</u>

上記の他、厚生労働省ウェブサイト ⁴¹で も厚生労働省、中央労働災害防止協会、

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会 が作成したリスクアセスメント等関連資 料・教材一覧を公表している。

なお、労働省に入省し、化学物質管理 (リスクアセスメント)に係る法令改正等 にも携わられた柳川行雄氏は、<u>簡易なリス</u> クアセスメントツールのメリットとデメリ ットとして以下の点をそのウェブサイト上 で指摘する ⁴²。メリットとしては、①実施 にコストがかからず、②専門家がいない中 小企業においても実施が可能であること、 ③評価結果についてどこまで信頼して良い

⁴¹ 厚生労働省ウェブサイト

⁽https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouk ijun/anzeneisei14/ 最終閱覧日:2022 (令和4) 年8月25日)。

⁴²「実務家のための労働安全衛生のサイト」(https://osh-

management.com/document/information/advantages-and-disadvantages-of-simple-RA-tool/index.html 最終閲覧日:2022 (令和 4) 年 8 月 23 日)。

か(どこまでは信頼してはならないか)が 明らかになっていること、④GHS 分類を利 用することなどにより、測定方法が確立し ていなかったり、ばく露限界値や許容濃度 等が設定されていない化学物質についても リスクアセスメントが可能であることが挙 げられる。他方、デメリットとしては、① 簡易なリスクアセスメントツールにおいて は、安全率を高くとる傾向にあるため、過 大な対策が求められる傾向にあること、② このことが、結果として、対策をせず放置 したり、次善の策をとることに繋がり、か えって職場の危険性を増大させることにな るおそれがあること、③実際の職場の状況 は複雑であるため、どのように入力するべ きか、一定の知識・ノウハウがないと分か <u>らない</u>場合があること、④化学物質を<u>特殊</u> な使用条件で用いる場合、リスクが正しく 評価されないこと、⑤GHS 分類・区分がさ れていない物質について、リスクが低く評 価されてしまう傾向にあること、⑥メリッ トの②とはコインの表裏の関係となるが、 ツールはブラックボックスなので、実施者 や管理者が、リスクの意味や危険性を現実 のものとして理解しにくく、また、実施者 の知識・ノウハウの向上が期待しにくいこ と、また、⑦デメリットの③とも関わるが、 異なる条件下にあるものが同じものとして 扱われる結果、<u>リスクを低減させようとす</u> る努力が評価されず、意味のない対策がと <u>られるおそれ</u>があることが挙げられる。簡 易なリスクアセスメントツールについては、 こうした特性を踏まえた上で、結果を無条 件に信頼することなく使用することが重要 といえる。また、必要に応じて、より詳細 なリスクアセスメントを実施すること、そ

の際、専門知識を有する専門家等を関与させることなども重要である。

2. 4. 4 リスクアセスメントの実施例

厚生労働省委託事業に基づき株式会社インターリスク総研がまとめた「平成23年度中小零細規模事業場集団リスクアセスメント研修事業 リスクアセスメント実施事例集」(厚生労働省ウェブサイト

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouk ijun/anzeneisei14/index.html) において 入手可能 最終閲覧日:2022(令和4)年 8月24日) においては、食料品製造業、 金属製品製造業、木材・木製品製造業、一 般機械器具製造業、その他のそれぞれにつ いて実施例が写真と共に紹介されている 43。 以下では、その中から、複数の作業につい てリスクの見積もりがなされ、工学的対 策・管理的対策がとられた1例をとりあげ る (図表 2-9)。なお、ここでの「リスク の見積り」については、研修参加者が実施 した事業場における実施事例であり、事業 場の実態により発生可能性の度合い、重篤 度の見積りは異なりうる。そこで、事例集 では、このことについて注意喚起がなされ ている。

金属製品製造業のタップ加工が行われる 職場において行われたリスクアセスメント とその結果は下記のとおりである。同職場

⁴³ 平成 24 年度の厚生労働省委託事業「中小零細規模事業場集団リスクアセスメント研修事業」に基づく類似の事例集として、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会の「リスクアセスメント実施事例集」もある。

では、①機械の付帯設備にトラブルが発生 し、機械側の非常停止用ボタンを押し付帯 設備の処置を行う際、機械側と付帯側の非 常停止が同期してないため、付帯側の非常 停止用ボタンを押さないと、付帯設備処置 中に動き出し挟まれるおそれ、②材料供給 用スライドコンベアーが上昇する際、スラ イド部とカバーの隙間に手を入れ挟まれる おそれ等が予想された。①については、リ スクの見積もりにおいて、重篤度は致命 的・重大、発生可能性は高く、優先度は高 い(直ちに解決すべき、又は重大なリスク がある)と評価され、リスクの低減対策と して、機械側と付帯側の非常停止ボタンを 同期させる工学的対策がとられた。対策後 のリスクの見積もりにおいては、重篤度は 中程度、発生可能性はありと評価され、優 先度も中程度(速やかにリスク低減措置を 講ずる必要のあるリスクがある)と評価さ れた。そこで、トラブル発生時にはどちら かのボタンを押してから作業をするとの教 育を行う対策がとられることとなった。他 方、②については、重篤度は中程度、発生 可能性はありと評価され、優先度は中程度 とされた。対策としては、手が入らないよ うカバーをすることとなり、その後の見積 もりにおいては、重篤度は軽度、発生可能 性はほとんどなく、優先度は低い(必要に 応じてリスク低減措置を実施すべきリスク がある)と評価されている。

2. 5 関係判例

2. 5. 1 日本化学工業事件・東京地判昭和 56・9・28 判時 1017 号 34 頁

<事案の概要>

クロム化合物製造に従事する労働者が作

<u>業中のクロム粉じんの大量ばく露</u>により<u>鼻</u>中隔穿孔、肺がん等の疾病に罹患したことを理由として、<u>不法行為に基づく損害賠償</u>請求がなされた事案である。

<判旨>

同判決は、「およそ、化学企業が労働者 を使用して有害な化学物質の製造及び取扱 いを開始し、これを継続する場合には、ま ず当該化学物質の人体への影響等その有害 性について、内外の文献等によって、調 査・研究を行い、その毒性に対応して職場 環境の整備改善等、労働者の生命・健康の 保持に努めるべき義務を負うことは言うま でもない。また、予見すべき毒性の内容は、 肺がん等の発生という重篤な健康被害の発 生が指摘されている事実で十分であり、 個々の具体的症状の内容や発症機序、原因 物質の特定、統計的なエクセス・リスクの 確認等まで要するものではない」との一般 論を述べた上で、昭和 13 年頃には、クロ ムと肺がん発症の因果関係が明らかとなり、 労災補償の対象疾病にするなどの立法措置 がとられたドイツの状況が日本にも伝えら <u>れ</u>ていたところ、Y 社の幹部や工場医がこ の情報を入手し認識することは容易であっ たと認定し、クロム化合物の製造に従事す る労働者に肺がん等の重篤な疾病が発症す る可能性があることを予見することは容易 であったと判断する。また、さらに、当時 のY社社長で創業者は応用化学者で重クロ <u>ム酸ソーダ等について深い学識</u>を有してい たこと、六価クロムが鼻中隔穿孔等の障害 を発生させることについて熟知していたこ と、Y 社労働者が昭和 10 年に鼻のがんで 死亡したことなどから、クロムによる被害 が呼吸器系のがん等に至る可能性があるこ

とについて調査研究することは至極当然で あったとする。その上で、こうした調査義 務を尽くしていれば、当時ドイツでとられ ていた予防措置(工場を完全密閉化し吸塵 装置を設置、鼻中隔穿孔が生じる職場にお いて3年置きに配置転換を実施、毎年胸部 X 線撮影)をとることにより、肺がんの発 <u>生を防止することは可能</u>であったとして、 肺がん等の発生にかかる損害賠償責任を肯 定する。また、「十分な予防措置が完了す るまでは、労働時間の短縮、早期の配置転 換、労働者の健康管理、予防措置の励行、 発がんの危険のある者に対しては退職の機 会を与えることなどにより、肺がん等の発 生を未然に防止する義務があった」とする。 <同判決から導かれる示唆>

同判決は、本条が制定されるはるか前の 戦前の時点において、国内外の知見を収集 した上で肺がんの発生の可能性について情 報を収集するなどして調査を行い、これを 踏まえて、一定の予防措置をとるべきであ <u>ったと判示</u>するが、いわゆる<u>リスクアセス</u> メントとこれに基づくリスク低減措置の実 <u>施を求めるもの</u>といえる。また、リスク低 減措置(予防措置)のうち、設備的対策に より作業環境自体を改善するには一定の時 間を要するところ、それが完了する前に労 働時間の短縮や配置転換等の暫定的措置を とるべきとした点は、適切なリスク低減措 置の実施に時間を要する場合は、暫定的な 措置を直ちに講ずるものとする現行のリス <u>クアセスメント指針の内容と繋がる</u>もので ある。

なお、引用は省略したが、同判決は、Y 社の故意責任を否定する判示の中で、「Y 社が労働基準法等取締法規に違反して有害 業務を行わせたからといって、直ちに民事上の故意責任を構成するものではない。逆に、Y社が労働省の規則、通達に定める作業環境基準(クロム濃度)、その他の法令に定める規制(労働時間等)を遵守していたからといって、民事上違法性がないとはいえない」としている点は重要である。法令に定める規制だけを遵守していたのでは不十分な場合があり、具体的な状況に照らしてリスクアセスメントを行い、これに基づきリスク低減措置等をとる必要があるといえよう。

2. 5. 2 損害賠償請求事件・東京地判昭和 61・12・26 判タ 644号 161 頁<事案の概要>

本件は、工事現場において、地固めをす るため、これに用いる転圧機(※正方形の 板状になった鉄製底部を上下に震動させる ことによって地盤を固める重さ80kgの機 械、図表 2-10) を誘導するため、ロープ で引っ張る補助作業に従事していた日雇い 派遣労働者Ζが、後ずさりした際に足を滑 らせて転倒し、近くにあった増設建物の基 礎として撃ち込まれた<u>鉄筋入りパイルから</u> 突出していた鉄筋の1本の先端に右顔面頬 部を突き刺し、その衝撃も加わって手で身 体を支えることができないまま、全体重が 頸部に掛かつたことにより頸髄を骨折損傷 し、その結果死亡するに至ったため、遺族 らが派遣先の Y1 社及びその元請企業であ り、工事現場を統括していた Y2 社に対し て安全配慮義務違反ないし使用者責任(民 <u>法 715 条)に基づく損害賠償を請求</u>したと いう事案である。

本件事故現場はパイルを打ち込むため、 地表から 2m の深さに掘り下げられた、 4.5m×5.5mの長方形の穴底であり、その 底に、直径約 45 cmのパイルが 12 本が打ち 込まれていた。パイルは建設土台部と連結 するため、全体が地中に打ち込まれている のではなく、地表から約60cmほど飛び出 <u>た状態</u>となっており、そのうち、上部約 50 cmはパイルのコンクリート部分は破砕 され、中の直径 9mm の鉄筋がパイル 1 本に つき7本ずつ剝き出しのまま林立していた。 鉄筋の中には、粉砕作業の技術的制約から パイルの外側に大きく折れ曲がってしまっ <u>たもの</u>、その先端が鋭利なものも相当数あ り、キャップなどの覆いは装着されていな かった。建築技術上は曲がった鉄筋をまっ すぐに矯正すると本来の強度を失うこと、 曲がった状態でも建物の基礎としての機能 には何ら支障がないことから、このような 鉄筋の状態は建設工事現場において一般的 であった。Y 社の元請会社である Y2 社は 工事現場に高所の足場を設ける次段階の作 業工程に移ると、足場からの転落事故の際、 鉄筋の先端が転落者の身体を刺通するなど の危険が予測できるとし、社内の規則で鉄 筋の先端にプラスティックキャップを装着 することとしていたが、かかる工程に達し ていない本件転圧作業の段階では、特段の 危険はないものとして、キャップの装着は 命じていなかった。

本件補助作業はパイルが密集して打ち込まれた現場において、鉄筋との身体の接触を回避することに留意しつつ、転圧機の進路をこまめに変更しながら作業を進めなければならないというもので、平易なものではなかった。2は、過去に転圧作業に従事

したことはあるが、本件補助作業形態含めて<u>転圧作業に習熟していたというわけでは</u>なかった。

Y社らは本件事故現場の状況を掌握していたが、補助作業を行わせるに際して、補助作業の危険性を全く認識しておらず、回避のために作業工程について具体的指導を与えたことはなかった。安全管理推進員であり、本件事故時に転圧機を操作していたのもまた、かかる危険性を意識しておらず、作業に伴う危険を前提として作業手順の打ち合わせをすることなく、また、作業開始後も、自らの本件転圧機の操作に気を取られ、同人の動向を全く注視しておらず、前記方向転換を終えるまで本件事故が発生したことにさえ気づかなかつた。

<判旨>

「Y 社らは、右法律関係に付随する義務と して、Zに対し、本件転圧作業ないし本件 補助作業を行わせるに当たり、その生命、 身体及び健康に対する安全を配慮すべき義 務を負つていたものと解すべきであるとこ ろ、右安全配慮義務の具体的内容は、作業 現場の状況、作業員の作業内容等の具体的 状況に応じて個別的に措定されるべきもの であつて、必ずしも実定法上使用者の配慮 すべき義務として規定されているか否かに よつて左右されるものではないから、その 作業現場の状況、作業内容等に照らして勝 元の生命、身体、健康に対する危険の発生 が客観的に予見される以上、右危険を防止 ないし除去するための人的、物的措置を講 ずべき安全配慮義務を負つているものと解 すべきである。」

「(<u>狭い本件工事現場でパイルの間を頻繁</u> に移動しながら重量のある転圧機を誘導し なければならないという作業態様や本件工 事現場における鉄筋の状況から)右補助作 業に従事する Z が各パイル間を移動中にパ イルの鉄筋に足を引つかけたり、あるいは ロープに体重をかけすぎ体勢を崩して転倒 し、本件のような事故の発生する危険が客 観的に存在し、かつ、右危険は本件転圧作 業を命ずる者において容易にこれを予見し <u>えた</u>ものというべきである。したがつて、 Zに対し、前記安全配慮義務を負っていた Y社らは、前記認定のパイルの鉄筋の突出 状況が建築技術上やむをえないものであつ たとしても、本件補助作業のような作業を 命ずるに当たつては、右危険の存在を十分 掌握し、…具体的に作業場及び作業員に対 する安全管理を担当する立場にある者を介 して、転圧作業の経験に乏しい Z に対し、 ロープに体重をかけ後ずさりしながら左右 に転圧機を牽引するという不安定で危険な 作業をしないよう指示するとか、鉄筋の先 端にキャップを装着したうえ転圧作業を行 わせるなどZの生命、身体、健康の安全確 保のため適宜の措置を採らせるとともに、 Zら現場作業員に対してもかかる危険ない しこれを回避する適宜の措置を周知徹底さ せ、同人らがかかる危険を回避しあるいは 右危険に対し適切な対応が行えるよう安全 教育を施すべき具体的な注意義務を負つて いたものというべきである。なお、Y社ら は、実定法に規定がないことを理由に右義 務のうち鉄筋のキャップ装着義務がない旨 主張するが、これが採用できないものであ ることは前記説示したところから明らかで ある。

しかるに、Y 社らは、前記認定のとおり、 定期的な安全大会の開催などを通して、一 応作業員の安全に対する配慮を払つていたことはうかがわれるものの、本件補助作業に伴う前記危険に対しては、全くこれに意を払うことなく、漫然と従来の慣行に従つて作業を行わせ、前記の具体的な安全配慮義務を懈怠したため、本件事故の発生を防止しえなかつたものというべきであるから、Y社らは、本件事故によつて生じた損害を賠償すべき責任があるものといわざるをえない。」

<同判決から導かれる示唆>

同判決は、本件事故現場の状況や作業態 様、作業者の経験からすれば、転倒に伴う 事故発生は容易に予見できたとし、鉄筋の キャップを装着した上で作業を行わせる、 あるいは、不安定な姿勢で作業しないよう <u>指示したり、「危険を回避しあるいは危険</u> に対し適切な対応が行えるよう」安全教育 を実施すべき具体的な注意義務を負ってい <u>た</u>とする。<u>そこで求められる内容はまさに</u> リスクアセスメントを実施し、これに基づ <u>くリスク低減措置を採ること</u>であり、同判 決は、これらを怠ったことをもって安全配 慮義務違反を肯定する。同判決は本条が安 衛法に規定されるようになる前の判決では <u>あるが、法律の規定の有無にかかわらず、</u> リスクアセスメントとこれに基づくリスク 低減措置の実施が本件具体的事案の下、安 全配慮義務の内容となることを示唆するも のといえる。なお、同判決の事実認定にお いて、本件事故以降は、転圧作業時におい てもキャップを装着するようになったとさ れている。

2. 5. 3 東洋精箔事件・千葉地判平成11・1・18 労判 765 号 77 頁

<事案の概要>

本件は、金属箔を製造する千葉の工場で 竪型焼鈍炉(図表 2-11)における<u>焼鈍作業中</u>、同所に設置された<u>ピット内で作業員が酸欠死</u>した事故について、その母親が右事故は Y 社会社の従業員に対する<u>安全配慮義務違反</u>によるものであるなどとして、<u>債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償</u>を求めた事案である。

焼鈍炉では<u>アルゴンガス</u>が用いられており、<u>油槽のオイル量が少なくなるほど</u>、エッジ部分からの<u>ガス漏れが生じやすくなる</u>状況にあった。また、<u>本件ピットは建物床面から下に 3m の深さ</u>で設けられた<u>閉鎖的な構造</u>で、格別の排気装置もないため、空気より比重の重いアルゴンガスが漏出した場合には、ピット内に滞留しやすく、酸欠状態になるおそれが高い状況にあった。

千葉工場の責任者は、空気より重いとい うアルゴンガスの一般的な性質については 認識していたものの、酸欠の可能性につい ての認識は不十分であり、次長や現場責任 <u>者は、アルゴンガスによる酸欠の危険性に</u> <u>ついての認識は一応あった</u>ものの、<u>具体的</u> な酸欠の危険性についての認識、予測に欠 <u>けていた</u>。そのため、経験の浅い現場作業 員に対しても、ガス漏れ及び酸欠状態発生 の原理や具体的なおそれに関する指導、教 育はされておらず、<u>アルゴンガスの危険性</u> 及び酸欠の危険性は周知徹底されていなか った。本件事故当時、千葉工場では、ガス 漏れ事故防止対策として、<u>ガス圧の調整</u> (圧力計、流量計の確認とマノメーターに よる炉内圧の管理)、オイルレベルの管理 と、携帯式酸素測定器での本件ピット内の酸素濃度の測定等の安全管理対策を採っていたが、このうち、ある程度技術が必要なガス圧の調整は、経験の浅い作業者が1人で担当することもあり、マノメーターや圧力計、流量計等の計器類の確認がピットに入る前になされていない状況にあった。さらに、酸素測定は週に1、2回程度行われる程度で酸素測定器の存在すら知らない作業員もいた上、酸素欠乏状態になったときの対処(被害者救出、連絡、対応)や酸素吸入器の使い方についても十分に教育されていなかった。加えて、2人1組体制も実際には守られておらず、会社が注意をすることもなかった。

なお、<u>過去に秋田工場</u>において<u>密閉式ピット内でアルゴンガスによる酸欠死亡事故</u>が起きており、同工場ではそれ以降、酸欠事故対策として、オイルレベルゲイジ(油面・液面の位置を測るサイトグラス)の取り付け、ピット内の強制排気装置の取り付け、チェックシートによる点検管理の実施(安全確認システムの確立)、<u>酸素濃度測定器</u>の設置とピット立入りの際の酸素濃度の測定等の安全対策が講じられるようになっており、かつ、事故当時、秋田工場長を務めていた者が千葉工場の責任者を務めていたが、<u>千葉工場ではこうした対策はとられていなかった</u>。

<判旨>

「Y 社としては、アルゴンガスによる酸欠 事故を防止し、従業員の生命・身体を守る べき注意義務があり、そのためには、千葉 工場で使用されるガスの性質、危険性、酸 欠事故の発生の可能性と酸欠状態発生のメ カニズムについて従業員に周知徹底させ、 本件ピットにおける炉内ガス圧の調整、油槽のオイル量の確認、調整を適切に行うと共に、マノメーター(※炉内圧を管理するもの、図表 2-12)、酸素濃度計等の計器類の事前確認、2 名作業体制等の安全管理体制の確立、酸欠事故が発生した場合の救助システムの確立を図り、また、本件焼鈍炉においてガス漏れが発生する場合に備えて、常設の酸素濃度計及び酸素濃度が低下し過ぎたり、油槽のオイル量が減少し過ぎた場合の警報装置、強制排気装置ないし外気導入装置等を設置して酸欠事故を防ぐべき雇用契約上の注意義務(安全配慮義務)があるといえる。」

「本件事故は、Y 社の<u>アルゴンガスの危険</u> 性及びアルゴンガス漏れによる酸欠事故の <u>危険性に対する認識が不十分</u>であったため、 現場の作業員にかかる<u>危険性の周知が</u>され ておらず、しかも酸欠事故防止のための教 育指導、安全管理体制や安全装置の設置、 酸欠事故発生の場合の対応措置等がいずれ <u>も不十分であったために生じた</u>ものと認め られ、Y 社が、<u>従業員を酸欠事故の発生す</u> るおそれのある場所で作業させていること や実際に秋田工場のピット内で酸欠事故が <u>発生していることを考慮して、ガス圧の調</u> 整・管理に十分注意するとともに、計器類 の確認や酸素濃度の測定、二人作業体制等 <u>の教育指導、安全管理を徹底</u>し、本件<u>ピッ</u> ト内に排気装置や警報装置などの安全装置 <u>等を設置していれば、本件事故は発生しな</u> <u>かった</u>ものと考えられるのであって、Y 社 には、従業員の生命、身体に対する安全配 <u>慮義務を怠った過失</u>が認められ、Y 社は、 本件事故により亡 Z が死亡したことについ て、債務不履行ないし不法行為上の責任を

負うというべきである。

Y 社は、本件ピットが労働安全衛生法、 同法施行令、酸素欠乏症等防止規則におい て酸素欠乏危険場所とされておらず、また、 従前監督官署からの指導、勧告を受けたこ ともないと主張するが、酸素欠乏症等防止 規則 22 条の 2 によれば、酸素欠乏危険場 所の指定の有無にかかわらず、タンク、反 応塔等の安全弁等から排出される不活性気 体が流入するおそれがあり、かつ、通風又 は換気が不十分な場所で労働者を作業させ る場合には、不活性気体が当該場所に滞留 することを防止するための対策を講じる必 <u>要があるとされてお</u>り…、また、前述のと おりの本件ピットの構造や、アルゴンガス を使用していることから、本件ピット内に アルゴンガス漏れが生じて滞留するおそれ のあることは容易に予測しうると考えられ ることからすれば、本件ピットが酸素欠乏 危険場所に指定されていないことなどをも って、Y社の責任が回避されるということ は到底できない。」

なお、亡 Z が 1 人で作業を行っていることや事前に計器類を確認しなかったことについては、Y 社側の教育指導状況や亡 Z が入社後 6 か月しか経過していないことに照らし、これを過失相殺において考慮することは相当ではないと判断されている。

<同判決から導かれる示唆>

本件酸欠事故は、従業員を指導すべき立場にある責任者らが具体的な酸欠の危険性に関する認識を欠いており、結果として、酸欠事故防止に必要となる指導や周知が不十分であったり、あるいは必要な安全対策がとられてこなかったことなどから発生したものといえる。別地域の工場で類似事故

が発生していることに照らせば、本件ピッ トにおいて酸欠事故が発生するおそれがあ るというシナリオは特別な調査をせずとも 抽出可能とも思われるが、責任者らは、ア ルゴンガスに係る抽象的な知識を本件ピッ トの具体的状況にあてはめて考えようとし <u>なかった</u>といえる。結果として、また、<u>危</u> 険性をより詳細に把握するための調査等や 必要な管理対策もとられなかったというこ とであり、リスクアセスメントやこれに基 づくリスク低減措置がとられていなかった といえる。同判決が、本件ピットが<u>酸欠則</u> の適用対象となる酸素欠乏危険場所には指 定されていないことが安全配慮義務違反の 成否に影響しないと判断した点は重要であ り、リスクアセスメントやこれに基づく措 置が特別規則が直接適用されるか否かにか かわらず、広く適用されうることを示唆す るものといえる。

2. 5. 4 日本総合住生活ほか事件・東京 地判平成 28・9・12 労判 1206 号 65 頁及び 同事件・東京高判平成 30・4・26 労判 1206 号 46 頁

<事案の概要及び判旨>

本件は、植物管理工事の第二次下請企業である Y3 社に勤務する X が、Y3 社の代表者から指示された枝を剪定する作業をするために、安全帯を外して当該枝の付近に移動し、枝を落とす作業をしようとした際に、本件樹木から落下したことにより受傷し、四肢体幹機能障害等の後遺障害が生じたというものである。X は、元請企業である Y1 社と第一次下請企業である Y2 社、Y3 社及び同社代表者に対し、安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求をした。1 審判決は、

X が剪定作業に従事した経験がないことや 造園業界の一般的認識に照らせば、1 丁掛 けの安全帯 (図表 2-12-1) を使用する場 合、作業場所の移動時においては、両手及 び片足の3点支持の方法等によることなど 安全確保の方法を具体的に指導すべきであ ったのにこれを怠ったとして、Y3 社及び 同社代表者の安全配慮義務違反を認めたが、 2 審判決は、2 丁掛けの安全帯 (図表 2-13) を提供し、その使用方法を指導し、こ れを使用させる義務があったのにこれを怠 ったという理由に安全配慮義務違反を認め た。2 審判決は、その際、「街路樹剪定ハ <u>ンドブック」の</u>改訂版には、安全帯を掛け 替えるときに事故が発生していることを受 けて安全帯の二丁掛けが考案され、近年注 目され始めている旨が記載されていたこと や本件事故後、Y1 社が植物管理工事に従 事する作業者らに 2 丁掛けの安全帯を交付 <u>してその使用を指示</u>したことなどを考慮し ている。また、本件事故当時、2 丁掛けの 安全帯が造園業界で一般的でないとしても、 1 丁掛けの安全帯では安衛則 518 条 2 項が 予定している「労働者の危険を防止するた めの措置」が何ら講ぜられていない状態が <u>発生する</u>として、<u>2 丁掛けの安全帯を使用</u> させる義務があったとする。

なお、1審判決は、Y1社は作業について 具体的に指示をしていないこと、Y2社は 安全衛生に関する事項を Y3社に指示する などしていたが一般的にとどまるとして、 Y1社及び Y2社は安全配慮義務を負うとは いえないと判断したが、2審判決は、Y2 社は安全衛生事項を Y3社に指示し、その 指示が Y3社の労働者への指示となってい たこと、Y1社は Y2社に対して安全指示書 のやり取り等を行っており、これがひいては Y3 社及び同社の労働者への指示になっていたことから、Y1/Y2 社はいずれも安全配慮義務を負うと判断し、また、本件事案の下、安全帯は1丁掛けのものでも安全確保は十分であるとの誤った認識の下で指示を行っていたとして、安全配慮義務違反を認めている点に特徴がある44。

<判旨から導かれる示唆>

同判決は、安全配慮義務違反の認定に際 し、改訂された「街路樹剪定ハンドブッ ク」に記載された、2丁掛けの安全帯の利 用というより安全な危険防止措置をとるこ とを求め、これを怠ったことについて、元 請企業、第一次下請企業、第二次下請企業 の安全配慮義務違反を認める。かかる判断 は、2丁掛けの安全帯が、元請企業の指示 の下、本件事故後に使用されていることを も踏まえたものではあるが、この措置が、 本件事故当時における造園業界の一般的な 状況と比べて、より先進的な内容であった ことを踏まえると、事業者らにとってやや 厳しい判断であるようにもみえる。ただし、 リスクアセスメントの実施が、「新たな安 全衛生に係る知見」等により、従前想定さ

44 Y1/Y2 社について、安全配慮義務の主体となりうるかという問題と、当該事案における安全配慮義務の内容は区別されるべきとする見解として、土岐将仁「判批」季労271 号220 頁(2020年)。本件において、安全帯は一丁掛けのものでも安全確保は十分であるとの認識が誤っていることについて、実際に予見可能であったかは具体的状況に照らして判断されるべきであったといえよう。

れていた危険性に変化が生じたときに求められることなどを踏まえると、この点をより明確にしたものとみることもできる。

D. 考察及びE. 結論

安衛法第 28 条及び第 28 条の 2 はいずれ も、労働安全衛生関係法令をただ遵守して いただけでは防ぎきれない労働災害や健康 障害をいち早く防止するために設けられた 規定であるといえる。上記規定に基づく指 針、通達は、科学技術の進歩や新たな知見 の確立、また、背景となる災害の発生によ り発展してきているといえる。

安衛法第 28 条は危害防止基準をより具 体化・詳細化した指針の公表について定め る規定である。健康障害防止指針は、特化 則や有機則等の特別規則によってその時点 においては規制されていない化学物質につ いて、適切な作業環境管理や作業管理に係 る措置をとるべきことを行政が指導する根 拠を与えるものとなっており、こうした行 政による指導等を通じて事業者の自主的な 取り組みを促す機能がある。安衛法第 28 条に基づく指針に規定されている内容を導 守していなかった場合に、それが直ちに使 用者の安全配慮義務等の違反を導くかにつ いては慎重な検討が必要とはなるが、具体 的状況によっては、義務違反が肯定された り、あるいは、技術上の指針に則していな いことをもって、製造物責任法3条にいう 「瑕疵」が認められやすくなるなど、民事 責任の成否に影響を与える可能性もある。

安衛法第 28 条の 2 は、事業者は<u>リスク</u>アセスメントを実施し、これに基づきリスク低減措置等を実施する努力義務を課す規定である。リスクアセスメント等の実施に

ついては、所定の物質との関係では、安衛 法第 57 条の 3 に基づき、事業者に義務付 けがされているが、安衛法第28条の2は、 安衛法第57条の3がカバーしない範囲の 化学物質や機械・設備等についてリスクア セスメント等の実施を促すものである。と ころで、本条制定以前の安全配慮義務違反 や注意義務違反が問題となった裁判例では、 法令上の規制の有無にかかわらず、具体的 状況に応じて事業者に安全配慮義務の履行 を求める傾向がうかがわれる。そうしたこ とからすると、安衛法第 28 条の 2 は努力 義務ではあるものの、これを怠った結果と して労災事故や健康障害が生じた場合には、 事業者に民事損害賠償責任が生じうる可能 性がある。その意味では、むしろ安衛法第 28 条の 2 は労働災害防止のために事業者 が従うべき基本的な行為規範を示すものと も理解しうる。化学物質管理との関係では、 自律的管理型規制への移行に向けて行われ た 2022 (令和 4) 年 5 月の省令改正により、 全ての危険有害な化学物質について、SDS やラベル表示による情報伝達とリスクアセ スメント等の実施について事業者の (努 <u>力) 義務とされた</u>が、このことはリスクを 評価し、それを踏まえてリスク低減措置を 選択し実行するという事業者の基本的な行 為規範をより明確化しようとするものとい える 45。

45 三柴丈典「総括研究報告書」『厚生労働 省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生 総合研究事業 リスクアセスメントを核と した諸外国の労働安全衛生制度の背景・特 徴・効果とわが国への適応可能性に関する 調査研究』(2014 年度(平成 26 年度)~ もっとも、リスクアセスメントとこれに 基づく事後措置の実施については実効性の 確保が今後の課題として残る。国による支 援ツールやマニュアル・パンフレットの提 供、好事例の紹介は有効な一手段といえる が、そもそもリスクアセスメントを実施す る必要を感じなければ、その支援ツールへ のアクセスには至らない 46。また、簡易ツ

2016年度(平成28年度))72頁及び淀川 亮=三柴丈典「リスクアセスメントを核と した諸外国の労働安全衛生法制度の背景・ 特徴・効果とわが国への適応可能性に関す る調査研究の紹介 | 労働安全衛生研究 13 巻 2 号 179-180 頁(2020(令和 2)年)で は、リスク最小化原則(排除できるリスク は排除し、それが困難なリスクは最小化す べきとする原則)やリスク創出者管理責任 負担原則(リスクを創出したり、それに影 響を与えうる者こそが、その管理責任を負 う原則)等、重要な基本原則を法律本法に おいてできる限り明確に示し、詳細部分の 具体化は従前以上に省令等に委任するなど の方策が求められると提言していた。2022 (令和4)年5月の省令等改正は、こうし た方向性を志向するものといえる。

46 三柴丈典「分担研究報告書 安全衛生業務関係者向け社会調査結果の整理と分析」『厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究』(2014 年度(平成26 年度)~2016 年度(平成28 年度))8 頁によれば、安全衛生業務に携わっている者を対象に政策の方向性について尋ねた ール等を用いて<u>形式的にリスクアセスメントを実施したとしても、リスクの内容を的確に評価し⁴7、それを踏まえた相応の対応をしなければ</u>労働災害防止という観点から無意味なものとなってしまう。ときとして、適切な対応を行うためには、専門家の関与も必要となるが、その必要性自体認識され

WEB調査(実施委託先:ネオ・マーケティング社)では、中小企業によるリスクアセスメントの支援を目的としたウェブ上のツールの提供と人的支援体制の整備について賛成が半数を超えたが、「どちらともいえない」も多く、所属先の規模が小さい回答者に賛成しない傾向がみられたとある。このことはリスクアセスメントの必要性自体認識されていない可能性を示すものといえる。

47 もっとも、そもそも「リスクとは何か」 ということも問題となりうる。リスク概念 は災害が発生する確率×発生した被害の大 きさとして定義されるが、いずれも抽象的 であり、その中身の特定のされ方が国の法 政策や文化によって異なること、特に日本 においては、行政主導で定義されるが、産 業の現場では、企業規模、業種、経営者の 安全衛生への姿勢などにより、さまざまに 解釈され、対応できないリスクが低く見積 もられることについて、Takenori Mishiba, Risk Assessment from a Legislative Perspective: The Relationship between Characteristics of Laws and Policies and the Concept of Risk in Various Countries, Kinkidaigaku-hougaku(近畿大学法学), 65(1), 103 参照。

ない可能性もある48。

事業者が、自らの職場における危険性・ 有害性について具体的に認識していないケースでは、特にリスクアセスメントが形骸 化するおそれが生じうる。各職場における 安全意識の醸成のほか 4950、リスクアセス

*8 同様に三柴・前掲分担研究報告書 8 頁に 紹介されている WEB 調査の結果によれば、 中小企業者と安全衛生の専門家を繋ぐウェ ブ上の検索サイトの設置について、賛成が ほぼ半数、「どちらともいえない」が約 4 割であり、所属先の規模が小さいほど賛成 しない傾向があったとされる。

49 この点は、2022 (令和 4) 年 9 月 28 日 以降、労働政策審議会安全衛生分科会において検討されている「第 14 次労働災害防止計画」(2023 (令和 5) 年~2027 (令和 9) 年) 策定に向けた議論の中で「労働者の協力を得て企業が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発について」が主要な論点として挙げられており、この点に関する今後の検討が注目される。

50 三柴・前掲分担研究報告書9頁に紹介されている WEB 調査の結果によれば、安全衛生文化醸成策のうち、選択割合が高いもの(複数回答)としては「安全衛生法の体系や内容を分かりやすくすること」

(62.6%) がもっとも多く、「リスクアセスメントよりもゼロ災運動や KYT などの日本的な安全衛生活動の推進を図ること」(29.4%)、「安全衛生法の強制力を高め、違反を厳重に取り締まること」(28.8%)、「職場の全てのリスクについて、リスクアセスメントを義務付けること」(26.6%)が続く。

メントの前提となる知識や情報の流通・伝達もまた必要となる ⁵¹。また、リスクアセスメントが適切になされていない事業者に対する行政監督権限の行使や専門家による助言も重要であるが、<u>適切な監督・助言を行うためには、行政・民間双方における人</u>材育成もまた重要となる ⁵²。

F. 研究発表

1. 論文発表

石﨑由希子:テレワークと労働法の諸問題, 法の支配,207,頁数未定,2022

石崎由希子:第4章 ドイツの概要,『日本財団 Work! Diversity プロジェクト 2021 年海外状況整理部会報告書』(一般社団法人ダイバーシティ就労支援機構),71-115,2022

石崎由希子:化学物質管理と法的責任,産業保健法学会誌, Vol.1 No.1, 60-66,2022

石崎由希子:化学物質管理における情報伝達規制とその展開,『雇用・就業をめぐる諸政策の重層化と労働法の役割』(公益財団法人労働問題リサーチセンター),65-97,2022

石崎由希子: これからの化学物質管理と法, 日本労働法学会第 139 回大会(法政大学) 2022 年 10 月 29 日

石崎由希子:建設アスベスト訴訟を振り返る(司会),産業保健法学会第2回大会(オンライン開催)2022年9月17日石崎由希子:テレワーク開始の契機と制度設計に関わる法的課題,産業保健法学会第2回大会(オンライン開催)2022年9月17日

G. 知的所有権の取得状況

- 1. 特許取得
- 該当せず。
- 2. 実用新案登録 該当せず。
- 3. **その他** 該当せず。

H. 引用文献

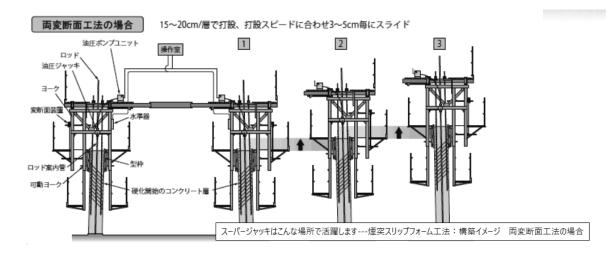
後掲脚注を参照されたい。

^{2.} 学会発表

⁵¹ 三柴・前掲総括報告書 77 頁においては、 化学物質対策として、現場でのばく露実態等の調査分析のほか、サプライチェーンの 上流から下流に至るリスク情報の共有やリスク低減策の実施、GHSなどの国際的なハザードないしリスクに関する情報の共有の3方向での展開を図る必要があるとする。 52 三柴・前掲総括研究報告書 75 頁。

【図表 1-1:スリップフォーム工法】

JFE シビル株式会社ウェブサイト「煙突スリップフォーム工法」(https://www.jfecivil.com/infra/tokkou/goodfor_high07.htm 最終閲覧日:2022(令和4)年8月26日)



スリップフォーム工法とは、型枠や足場を装着したジャッキがロッドを上昇して **※** いくことにより、連続的なコンクリート打設作業が可能となる工法。型枠をスライドさせ ながらコンクリート壁を構築できるため、大型の足場が不要である、ステップ毎の型枠解 体が不要で、工期短縮できるというメリットがある。

東京電力広野発電所(高さ200m)スリップフォーム工法







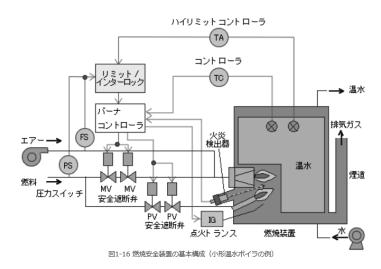
スリップフォーム装置の組立 コンクリート打設スタート 頂部コンクリ

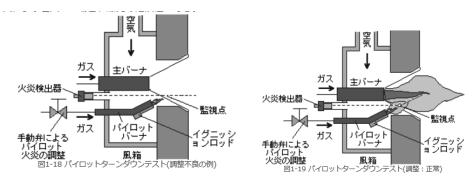
一卜工事中

【図表 1-2:バーナ】

アズビル株式会社ウェブサイト「COMPO CLUB」

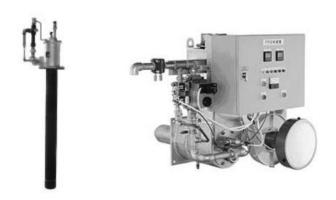
(https://www.compoclub.com/products/knowledge/fsg/fsg1.html 最終閲覧日:2022 (令和 4) 年 8 月 26 日)





※上の図は燃焼安全装置の基本構成を示すものである。下左図はパイロットバーナ火炎 (主バーナを着火できない火炎)を火炎検出器が検出し、主バーナの着火動作に入っても 着火せず、炉内に未燃燃料が大量に蓄積してしまっている状況を示す図である。この場合、 その後にパイロットバーナ火炎により着火した場合、爆発の危険性がある。下右図は、主 バーナに確実に、着火できるまで繰り返し、手動弁によるパイロット火炎の大きさの調整 と火炎検出器の監視角度を調整するパイロットターンダウンテストについて示したもので ある。 東邦ガス株式会社の業務用・産業用情報サイト「GASMO NAVI」

(https://gasmo.tohogas.co.jp/search/equipment/furnace/burner_heat.html 最終閲覧日:2022(令和 4)年8月26日)



左図は間接加熱バーナ、右図は直接加熱バーナ

中外炉工業株式会社ウェブサイト「製品情報」(https://chugai.co.jp/pro_04_3_gas_01/最終閲覧日:2022(令和 4)年8月26日)

NEOTMG®型スロートミクスバーナ



TMG型スロートミクスバーナ

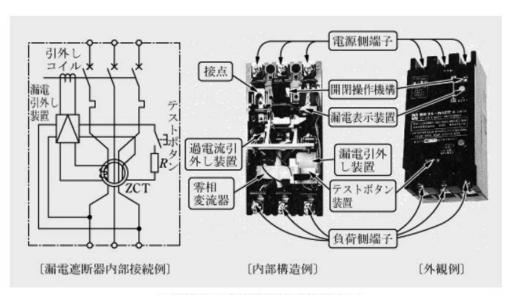


※ 右図は汎用型ガスバーナーの代表的機種であり、左図は、小容量に特化した機種。

【図表 1-3:電流動作形の感電防止用漏電しゃ断装置】

公益社団法人日本電気技術者協会ウェブサイト(https://jeea.or.jp/course/contents/08105/

最終閲覧日: 2022 (令和4) 年8月27日)



■第1図 漏電遮断器の構成部品■

※ 漏電遮断器には、①配線用遮断器の機能に地絡電流(※地絡とは、電気が大地に接触し、電流が流れた状態)に応動して遮断器を引き外す漏電引外し装置、②地絡事故で動作したことを表示する漏電表示装置、③動作することを確認するためのテストボタン装置などが組み込まれている。

【図表 1-4:移動式足場】

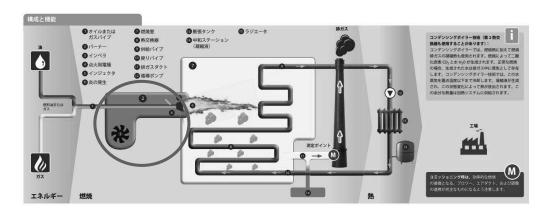
株式会社 ANZEN ウェブサイト「コラム:建設現場で使われている足場の種類とその特徴を、まとめて紹介!」(https://www.anzen-support.jp/blog/column/105431 最終閲覧日:2022(平成 4)年 8月 27日)

■移動式足場(ローリングタワー)



【図表 1-5:バーナを使用する蒸気ボイラー】

株式会社テストーウェブサイト (https://www.testo.com/ja-JP/applications/emission_boiler) 掲載の PDF ファイル (https://static-int.testo.com/media/b2/43/3c612c78aa10/jp_knowledge_basic_testo-340-350_boiler.pdf 最終閲覧日: 2022 (令和4)年8月27日)

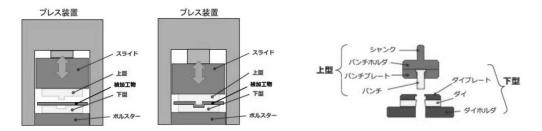


※燃料油又はガスがバーナー(赤丸で囲った部分)まで送られ、燃料用空気もまたバーナーの炎に供給される。点火されると、燃料ガスはボイラーの熱交換器の表面を流れ、その過程で加熱水から熱エネルギーが放出される。加熱水はポンプやパイプを通じてラジエーターまで運ばれ、そこで熱を放出し冷却され、再び加熱に利用される。

【図表 1-6:プレス装置】

アイアール技術者教育研究所ウェブサイト(https://engineer-education.com/production-engineering-12_press-machine-die/ 最終閲覧日: 2022(令和 4)年 8 月 27 日)

【プレス装置(左図)及び金型(右図)の模式図】

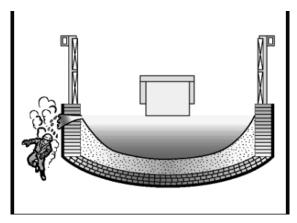


高橋株式会社ウェブサイト (https://www.takahashi-works.jp/type.html 最終閲覧日: 2022 (令和 4) 年 8 月 27 日)



【図表 1-7:水蒸気爆発】

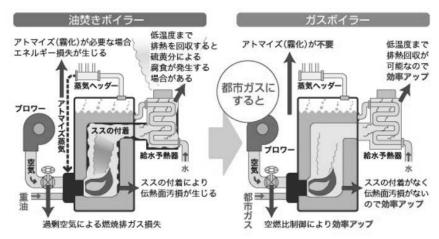
厚 生 労 働 省 「 職 場 の あ ん ぜ ん サ イ ト 」 (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_DET.aspx?joho_no=001056 最終閲覧日: 2022 (令和 4) 年 8 月 27 日)



※ 電気炉内の高温の鋼湯が炉壁の一部を溶損したため、鋼湯が漏出し、これが電気炉の外側を通っていた水冷ジャケットの配管を溶損し、鋼湯と水が接触し水蒸気爆発を引き起こした事例を示したイラスト。

【図表 1-8:油炊きボイラー及びガス炊きボイラー】

仙台市ガス局ウェブサイト(https://www.gas.city.sendai.jp/biz/boilers/ 最終閲覧日: 2022(令和 4)年 10 月 22 日)







※従来のボイラーは油焚きのものが多く使われていたが、近年では環境問題への意識の高まりから、クリーンエネルギーである都市ガスボイラーへ転換する例が増加している。 上記写真はガス炊きボイラーの例である。

【図表 1-9:産業用ロボットの種類】

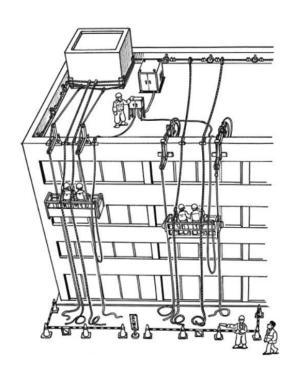
日本サポートシステム株式会社ウェブサイト(https://jss1.jp/column/column_31/、https://jss1.jp/column/column_38/、https://jss1.jp/column/column_41/、及びhttps://jss1.jp/column/column_107/)のほか、株式会社スギノマシンウェブサイト(https://www.sugino.com/site/robot/industrial-robot.html 最終閲覧日:2022(令和4)年10月31日)を元に筆者作成。図は、日本サポートシステム株式会社ウェブサイト(https://jss1.jp/column/column_31/、https://jss1.jp/column/column_41/)を引用。

(110	epsj.		tps://jss1.jp/cordinin/cordinin_41// 2.j//\(\pi_0\)
シリアルリンク型	多関節型	垂直多関節ロボット	汎用性が高く、様々な用途で、現在最も多く使用されているロボット。7つの軸をもつといわれる人間の腕の動きに近く、自由度が高いため複雑な動作が可能。
		水平多関節ロボット	スカラ(SCARA, Selective Compliance Assembly
			Robot Arm の略称) ロボットとも呼ばれる。平面で位置決め可能な 2 つの回転軸(①上下方向は直線軸、②ハンドの向きを調整する回転軸) とアームで構成される。真上からの作業が主で、組立に用いられる。
	座標軸型	直角座標ロボット	直交型ロボット、ガントリーロボットとも呼ばれる。直線的な動きだけをする産業ロボットで、縦・横・高さという 3 方向を直交して、3 方向をスライドのみで往復する構造を有する。搬送、検査といった作業に用いられる。
		円筒座標ロボット	上下および前後の動作は直線軸で、全体を旋回する回転軸が一つあるロボット。直角座標ロボットと比較すると、接地面に対して作業領域が広いことがメリットであり、液晶パネルの搬送などに利用されている。
		極座標ロボット	産業用ロボットの元祖ともいえるロボット。1969 (昭和44) 年、「川崎ユニメート 2000型」が国産 の産業ロボット第1号として登場している。アー ムを上下左右に回転させる回転軸をもち、アーム

		が伸縮するロボット。
パリク型	パラレルリンクロボット	高速動作が得意で、主にピッキングの用途で使用される。

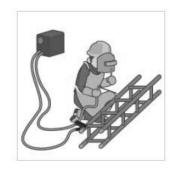
【図表 1-10:可搬型ゴンドラ】

ー 般 社 団 法 人 日 本 ク レ ー ン 協 会 ウ ェ ブ サ イ ト (http://www.cranenet.or.jp/susume/susume09_04.html 最終閲覧日: 2022 (令和 4) 年 8月 27日)



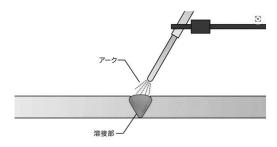
【図表 1-11:交流アーク溶接機】

コ ベ ル コ 教 習 所 ウ ェ ブ サ イ ト (https://www.kobelco-kyoshu.com/licenses/%E3%82%A2%E3%83%BC%E3%82%AF%E6%BA%B6%E6%8E%A5%E7%AD%89%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%95%99%E8%82%B2/ 最終閲覧日:2022(令和4)年8月27日)参照。





株 式 会 社 キ ー エ ン ス ウ ェ ブ サ イ ト 「 溶 接 革 命 」 (https://www.keyence.co.jp/ss/products/measure/welding/arc/mechanism.jsp 最終閲覧日: 2022 (令和 4) 年 8 月 27 日)



パナソニックコネクト株式会社ウェブサイト (https://connect.panasonic.com/jp-ja/products-services_welding_products_arc-welding_shielded-metal-gouging 最終閲覧日 : 2022 (令 和 4) 年 8 月 27 日)



【図表 1-12:ヒドロキシルアミンによる爆発事故】

古積博=小林光夫=田村昌三「ヒドロキシルアミン爆発火災【2000 年 6 月 10 日 群馬県尾島町】」特定非営利活動法人失敗学会運営「失敗知識データベース」 (http://www.shippai.org/fkd/cf/CC0000050.html 最終閲覧日: 2022 (令和 4) 年 10 月 22 日)



図3被災後の再蒸留塔近傍

【図表 1-13:プレーナー】

株式会社酒井鉄工所ウェブサイト「大物金属加工難問解決工場」 (https://sakaitec.co.jp/setubi/middle/setubi-planer.html 最終閲覧日:2022 (令和 4) 年8月27日)





【図表 2-1:リスクの見積もり方法の例】

平成 $18 \cdot 3 \cdot 10$ 基発第 0310001 号別添 4 「リスク見積り及びそれに基づく優先度の設定方法の例」より抜粋

「負傷又は疾病の重篤度」

①致命的:死亡災害や身体の一部に永久損傷を伴うもの

②重 大:休業災害(1ヶ月以上のもの)、一度に多数の被災者を伴うもの

③中程度:休業災害(1ヶ月未満のもの)、一度に複数の被災者を伴うもの

④軽 度:不休災害やかすり傷程度のもの

「負傷又は疾病の可能性の度合」

①可能性が極めて高い:日常的に長時間行われる作業に伴うもので回避困難なもの

②可能性が比較的高い:日常的に行われる作業に伴うもので回避可能なもの

③可能性がある:非定常的な作業に伴うもので回避可能なもの

④可能性がほとんどない:稀にしか行われない作業に伴うもので回避可能なもの

例1:マトリクスを用いた方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積もり例

		負傷又は疾病の重篤度					
		致命的	重大	中程度	軽度		
負傷又は疾病	極めて高い	5	51	4	3		
の発生可能性	比較的高い 二	5	<u> 4 , </u>	3	2		
の度合	可能性あり	4	3	2	1		
	ほとんどない	4	3	1	1		

リスク	優先度		
(4~5)	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。	
2~3	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで使用しないことが望ましい。 優先的に経営資源を投入する必要がある。	
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。	

例2:数値化による方法

重篤度「②重大」、可能性の度合「②比較的高い」の場合の見積もり例

(1)負傷又は疾病の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30点	20点	7点	2点

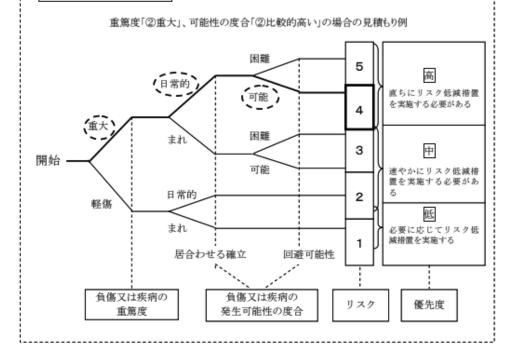
(2)負傷又は疾病の発生可能性の度合

(2) 其勝人は灰州の光玉 <u>里</u> 胆圧の及日							
極めて高い		、比較的高い	可能性あり	ほとんどない			
20点	Γ	15点 /	7点	2点			

20点(重篤度「重大」)+15点(可能性の度合「比較的高い」)=35点(リスク)

	リスク	優先度		
	30点以上	髙	直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。 措置を講ずるまで作業停止する必要がある。 十分な経営資源を投入する必要がある。	
ľ	10~29点	ф	一	
L	10 点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施する。	

例3:枝分かれ図を用いた方法



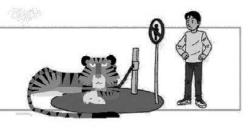
【図表 2-2:リスク低減措置の考え方】

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「厚生労働省委託平成 24 年度リスクアセスメント研修事業 受講者用テキスト リスクアセスメント担当者養成研修」10 頁



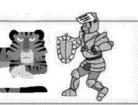
❸管理的対策

マニュアルの整備、立入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練 など



毎個人用保護具の使用

上記①~③の措置を十分に講じることができず 除去・低減しきれなかったリスクに対して実施 するものに限られます

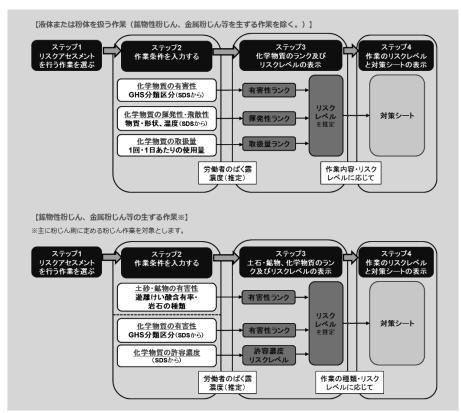


【図表 2-3:コントロールバンディング】

厚生労働省ではウェブサイト「職場のあんぜんサイト」(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/# https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm 最終閲覧日: 2022 (令和 4) 年 8 月 25 日) において、ILO が公表しているコントロール・バンディングのツールを翻訳、修正追加したものを「リスクアセスメント実施支援システム」として提供している。



※厚労省版コントロールバンディングには、【液体または粉体を扱う作業(鉱物性粉じん、 金属粉じん等を生ずる作業を除く。)】と【鉱物性粉じん、金属粉じん等の生ずる作業】の 2 つのシステムがあり、化学物質の有害性情報があれば、労働者のばく露濃度等測定値や 許容濃度等のばく露限界値がなくても利用できる点に特徴がある。



厚生労働省「リスクアセスメント実施支援操作マニュアル (改良 CB) | (2019 (平成 31) 年 3 月) (https://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/cb_manual_201903.pdf 最 終閲覧日:2022(令和4)年8月27日)

作業条件等(有害性、揮発性、取扱量)の必要な情報を入力することで、化学物 質の有害性とばく露情報の組み合わせに基づいてリスクを評価し、必要な管理対策の区分 (バンド) が示される。



図 3.1-1 Step1画面-その1 (表示例)



図 3.2-1 Step2画面-その1



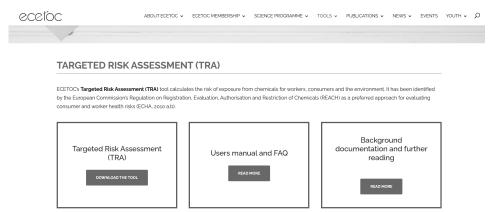
図 3.3-1 Step3画面 (出力例)



図 3.4-1 Step4画面-その1 (出力例)

【図表 2-4: ECETOC-TRA】

TRA のダウンロードサイト (https://www.ecetoc.org/tools/tra-main/ 最終閲覧日:2022 (令和 4) 年 8 月 25 日)



厚生労働省は TRA の日本語版マニュアルとして、一般財団法人化学物質評価研究機構安全性評価技術研究所=厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課「ECETOC TRA を用いる(推定ばく露濃度の算出を含む)労働者リスクアセスメントマニュアル」(2016(平成 28)年 6 月)(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/pdf/ECETOC-TRA_manual.pdf 最終閲覧日: 2022(令和 4)年8月25日)を公表している。

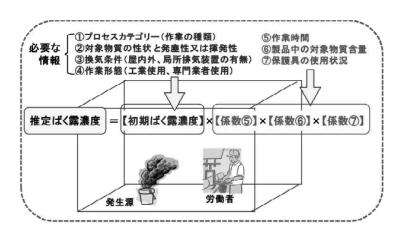


図 6 ECETOC TRA の労働者ばく露濃度の算出法

上記のとおり、推定ばく露濃度は、①作業の種類を特定するプロセスカテゴリー、②対象物質の性状と発生の程度(発塵性の程度、又は揮発性の程度)、③換気条件(屋内外、局所排気装置の有無)、④作業形態(工業的、又は専門業者使用)の組合せにより決定する「初期ばく露濃度」に、⑤作業時間、⑥取扱製品中の対象物質含有量、⑦保護具の使用状況に基づく係数を考慮して算出される。



図 5 INTERFACE 画面の構成

【図表 2-5: 化学物質等による有害性に係るリスクの定性評価法の例】

「平成 27・9・18 基発 0918 第 3 号別紙 3」より抜粋

表4 リスクの見積り (例)

EL HL	V	IV	Ш	П	I
Е	5	5	4	4	3
D	5	4	4	3	2
С	4	4	3	3	2
В	4	3	3	2	2
A	3	2	2	2	1 低

リスク低減の 優先順位

【図表 2-6:平成 29 年労働安全衛生調査】

第2表 リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合

(単位:%)

								(単位:%)
					リスクア-	セスメントの	実施内容(社	复数回答)
区	分	事業所計	リスクアも を実施し		作業に用い る機械の危 険性に関す る事項	作業に用い る化学物性 の危険性に関 する事項	腰痛のおそ れのある作 業に関する 事項	熱中症予防 に着目した 暑い場所に関 の作業に関 する事項
平成29年 (事業所規模	莫)	100. 0	45. 9	(100. 0)	(62. 5)	(37. 0)	(44. 5)	(58. 8)
1,000 人以		100.0	77.5	(100.0)	(70.3)	(78.9)	(55.7)	(51.7)
500 ~	999人	100.0	71.4	(100.0)	(77.5)	(73.7)	(54.7)	(52.9)
300 ~	499人	100.0	72.3	(100.0)	(67.8)	(63.3)	(55.9)	(51.2)
100 ~	299人	100.0	69. 1	(100.0)	(65.2)	(49.0)	(54.5)	(58.6)
50 ∼	99人	100.0	56.9	(100.0)	(64.6)	(38.5)	(55.5)	(62.6)
30 ∼	49人	100.0	50.4	(100.0)	(65.5)	(41.6)	(44.4)	(61.2)
10 ~	29人	100.0	41.5	(100.0)	(60.9)	(33.3)	(41.1)	(57.7)
平成28年		100.0	46.5	(100.0)	(63.2)	(31.3)	(43.9)	(52. 5)

	リスクアー	セスメントの	実施内容(複	数回答)		
区分	高所からの 墜落・転落 に関する 事項	交通事故に 関する事項	左記以外の 事項	不明	リスクアセ スメントを 実施して いない	不 明
平成29年 (事業所規模)	(38. 0)	(60. 9)	(19. 4)	(0.3)	50. 4	3.7
1,000 人以上	(56,6)	(44, 2)	(25, 3)	(0, 1)	21. 5	1.0
500 ~ 999人	(50. 7)	(46.4)	(27. 1)	(0.1)	27. 3	1. 3
300 ~ 499人	(49.3)	(46.6)	(32.2)	(-)	27. 4	0. 2
100 ~ 299人	(39.1)	(54.9)	(27.9)	(0.1)	28. 0	2. 9
50 ~ 99人	(43.4)	(59. 7)	(22.0)	(0.4)	39. 4	3. 7
30 ~ 49人	(40.2)	(67.5)	(24.6)	(0.4)	48. 4	1. 2
10 ~ 29人	(36. 0)	(60.6)	(16.5)	(0.2)	54. 1	4. 4
平成28年	(34. 3)	(56.5)	(15.8)	(0.1)	51. 2	2. 3

第3表 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

(単位:%)

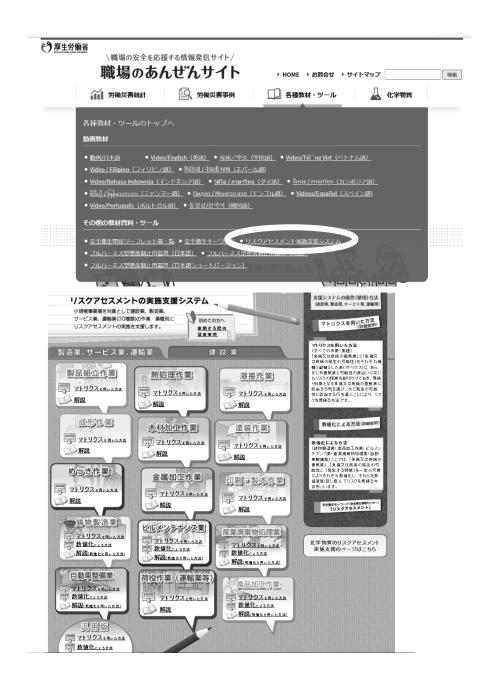
									(単位:%)
					実施してに	いない理由(複数回答)		
区分	リスクアセス 実施して 事業所	いない	十分な知識 を持った人 材がいない ため		労働災害が 発生してい ないため	法令を守っ ていれば十 分なため	危険な機械 や有物質しため ないため	その他	不 明
平成29年	[50.4]	100.0	27.4	20.4	14. 2	11.4	63. 3	9. 0	4. 6
(事業所規模)									
1,000 人以上	[21. 5]	100.0	8. 1	3.3	2. 3	-	78. 6	13.8	3. 2
500 ~ 999人	[27, 3]	100. 0	14. 7	11.7	0. 2	2. 6	75. 1	5. 1	3. 6
300 ~ 499人	[27, 4]	100. 0	21.6	9.4	6. 1	3. 6	67. 9	7.6	5. 6
100 ~ 299人	[28, 0]	100. 0	23. 4	16. 1	2. 8	1.1	66. 4	9.9	5. 2
50 ~ 99人	[39, 4]	100.0	19.5	13. 9	4. 3	5. 0	62. 1	10. 7	8. 1
30 ~ 49人	[48, 4]	100. 0	28. 1	19. 0	11. 7	8. 7	62. 2	7. 8	4. 3
10 ~ 29人	[54. 1]	100. 0	28. 3	21.5	16. 1	12. 9	63. 5	9. 1	4. 4
平成28年	[51. 2]	100.0	26. 2	21.6	17. 0	11.5	57. 3	12. 6	4. 4

注:1) []は、全事業所のうち、「リスクアセスメントを実施していない事業所」の割合である。

【図表 2-7:リスクアセスメントの実施支援システム】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html

最終閲覧日:2022(令和4)年8月25日)



【図表 2-8:化学物質のリスクアセスメント支援】

職場のあんぜんサイト(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2_3

最終閲覧日:2022 (令和4) 年8月25日) を元に石﨑作成

<厚生労働省が作成したツール>

名称	対象	特色
厚生労働省版コント	有害性	ILO(国際労働機関)が中小企業向けに作成した作業
ロールバンディング		者の安全管理のための簡易リスクアセスメントツー
		ルをわが国で簡易的に利用できるように厚生労働省
		が Web システムとして改良、開発したもの。
		【初級】
爆発・火災等のリス	危険性	化学物質や作業に潜む代表的な危険性やリスクを簡
クアセスメントのた		便に「知る」ことに着目した支援ツール。ガイドブ
めのスクリーニング		ックでは、化学物質の危険性に関する基本的な内容
支援ツール		に加え、代表的なリスク低減対策についても整理さ
		れているため、教科書として危険性に関する基礎を
		学ぶことが可能。
		【初級】
作業別モデル対策シ	有害性	主に中小規模事業者など、リスクアセスメントを十
ート		分に実施することが難しい事業者を対象に、専門性
		よりも分かりやすさや簡潔さを優先させ、チェック
		リスト、危険やその対策を記載したシート。リスク
		レベルは考慮せずに作業毎に代表的な対策を記載。
		【初級】
CREATE-SIMPLE	有害性・	主にサービス業や試験・研究機関などの化学物質取
(クリエイト・シン	危険性	扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツー
プル)		ル。取扱い条件(取扱量、含有率、換気条件、作業
		時間・頻度、保護具の有無等)から推定したばく露
		濃度とばく露限界値(または GHS 区分情報)を比較
		する方法。
	7 tst	【初級】
検知管を用いた化学	有害性	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつである検
物質のリスクアセス		知管を用いたリスクアセスメント手法のガイドブッ
メントガイドブック		ク。Microsoft Excel を活用した評価ツールに測定結
		果を入力することで、簡便にリスクの見積もりが可
		能。
リマュカノ) エーカ	七字丛	【中級】
リアルタイムモニタ	有害性	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつであるリースパスス
ーを用いた化学物質		アルタイムモニターを用いたリスクアセスメント手 ナのガイドブック Missass & Facel か近日した評価
のリスクアセスメン		法のガイドブック。Microsoft Excel を活用した評価
トガイドブック		ツールに測定結果を入力することで、簡便にリスク の見替まりが可能
		の見積もりが可能。 【中級】
 業種別のリスクアセ	 有害性	①工業塗装、②オフセット印刷・グラビア印刷、③
柔性別のサスクテモ スメントシート	1 行 古 注	①工業塗装、②オフセット印刷・クラビノ印刷、③ めっきという化学物質を取り扱う 3 業種の具体的な
ハノントシート		炒つさといり11千仞貝と取り扱り 3 未埋切具件的な

	作業と代表的取扱い物質を反映したリスクアセスメ
	ント支援シート(中小規模事業場での使用を前提)。
	【中級】

<厚生労働省以外の研究機関で開発された支援ツール>

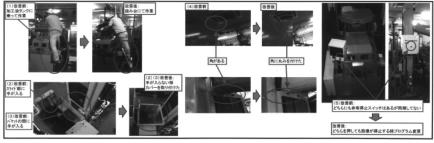
名称	対象	特色
安衛研 リスクアセ	危険性	主に化学プラント・設備における火災や爆発、漏え
スメント等実施支援		い、破裂などのプロセス災害を防止することを目的
ツール		としたリスクアセスメント等の進め方を厚生労働省
		の指針に沿ってまとめたツール。
		スクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセ
		スメントを実施することが可能(一定の専門知識を
		要する)。
		【中~上級】
ECETOC TRA	有害性	欧州 REACH に基づく化学物質の登録を支援するた
		めに欧州化学物質生態毒性および毒性センター
		(ECETOC) が開発した、定量的なリスクアセスメ
		ントが可能なリスクアセスメント支援ツール。
		【上級】
独 EMKG 定量式リ	有害性	ドイツ労働安全衛生研究所(BAuA)が提供するリスク
スクアセスメントツ		アセスメントツール。
ール		【中級】
	有害性(上記 EMKG 2.2 から吸入ばく露評価パートを抽出し
	ばく露の	た、簡易な吸入ばく露評価が可能なリスクアセスメ
	み)	ント支援ツール。
		※有害性については別途考慮の必要あり。
		※発がん性、変異原性及び生殖毒性があるとされる
		物質の使用には適さない。
		【初級】

^{※【}初級】【中級】【上級】は専門的な知識や詳細物質情報・作業情報の要否に関する目安 とされる。

【図表 2-9:リスクアセスメントの実施例】

インターリスク総研「平成 23 年度中小零細規模事業場集団リスクアセスメント研修事業リスクアセスメント 実施事例集」(厚生労働省ウェブサイト (https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html) において入手可能 最終閲覧日: 2022 (令和4)年8月24日)

③作業名 (機械・設備)	④危険性又は有害性と発生 のおそれのある災害	⑤既存の災害防止対策	⑥リスクの見積り				⑧措置実施後のリスクの見積り			@ 4 W = 10.01PPPP
			重篤度	発生可能性	優先度 (リスケ)	- ⑦リスクの低減対策	重篤度	発生可能性	優先度(リスケ)	9今後の検討課題
(1)タップ作業	材料ホッパー内トラブル発生時の処置や、段取時の残品確認する際、加 工油タンクの上に乗り不安定な姿勢 で作業するため、墜落し負傷する。		×	×	ш	踏み台を設置する。	Δ	Δ	п	確認を行う場合は、踏み台 を使用するよう指導する。
(2)同上	材料供給用スライドコンベアーが上 昇する際、スライド部とカバーの隙 間に手を入れ挟まれる。		Δ	Δ	п	手が入らないようカバーをす る。	0	0	I	
(3)同上	材料供給用シュートと材料供給バケット間に隙間があるため、バケット が動く際、手を入れて挟まれる。		Δ	Δ	п	手が入らないようカバーをす る。	0	0	I	
(4)同上	材料供給用シュート飛出し防止板及 び、材料供給用シュート取付け金具 の角がとがっているため、作業中に 手・腕等が鉄板の角に当り切傷する。	飛び出し防止板及び、取付け金具の 側面は、面取りしてある。	Δ	Δ	п	①飛び出し防止板の角部に丸 みをつける。 ②取付け金具の角部に丸みを つける。	0	0	I	
(5)同上	付帯設備にトラブルが発生し、機械 側の非常停止用ボタンを押し付帯設 備の処置を行う際、機械側と付帯側 の非常停止が同期してないため、付 帯設備処置中に動き出し挟まれる。	地址、从集职借入五名和	×	×	ш	機械側と付帯側の非常停止用 ボタンを同期させ、どちらを押 しても設備停止できるように する。	Δ	Δ	п	トラブルが発生した場合、 必ずどちらかの非常停止 用ボタンを押してから処 置をするよう教育する。



(注) ⑤、⑤の「リスクの見積り」については、研修参加者が実施した事業場における実施事例であり、事業場の実施により発生可能性の度合い、重篤度の見積りは異なります。 18

【図表 2-10:転圧機】

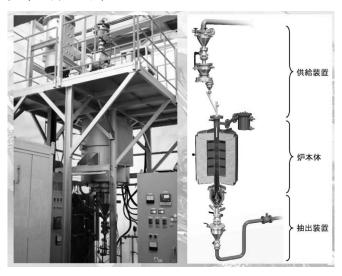
三笠株式会社ウェブサイト (https://www.mikasas.jp/products/plate_compactor/mvc-e60/ 最終閲覧日:2022 (令和 4) 年 8 月 27 日)



※なお写真は 77 kg程度の製品。

【図表 2-11:竪型焼鈍炉】

中外炉工業株式会社ウェブサイト(https://chugai.co.jp/pro_02_battery_04/ 最終閲覧日:2022(令和 4)年 8 月 27 日)



【図表 2-12:マノメーター】

株式会社メジャーウェブサイト(https://www.measuring.jp/sou/sou06 最終閲覧日:2022(令和 4)年 8 月 27 日)



※マノメーターは、正圧、負圧、差圧を測る測定器であり、測定対象は清浄な空気、非腐食性ガス、不活性ガス等である。

【図表 2-13:1丁掛けと2丁掛けの安全帯】

桜商事株式会社が運営するウェブサイト「HARNESS PRO」(https://www.harness-pro.com/fs/harness/c/anittyou 最終閲覧日: 2022(令和 4)年 8 月 27 日)

